

〇組 士

一古代は御馬廻と云て一統御小姓の内より相勤め大坂御陣迄も組士と云事なかりし廣島御陣の節より始て五組の組士を被 仰付其後八組になり一組切に組頭付て御廣間御番を勤たり然るに天庸様御代末に御立更にて右一組切の御番を御引せなされ右八組の内より格別に被 召出御廣間小姓を六十人御定にて是を定小姓と号て御番被 仰付江戸御供も此定小姓相勤めたり依之組士は江戸御供も不仕治世にて無役は何の勤功も無之故繼目には必高減少あり是を 文英様御母堂 台聚院思召付られ自分の不届なくして祿減少の段いかとなり勤功なきは御用不波仰付故なれば以前の如くに江戸をも相勤めする様に有御座度この御内意にて 文英様御代寛文九年に御改なされ御廣間は無足へ被 仰付右定小姓を二組にして酒部舍人西尾敷馬へ御預にて此時新古十組になり其後賀島半右衛門組頭に御取立に付十組の内より取合て又一組相増今以徳島分十一組なり

一須本の組士は以前淡洲御拜領の砌御馬廻りの御小姓の内より御分けなされ番頭には堀直右衛門島實兵衛に被 仰付古代組頭したりこ云はあまりなり其後右二人は鉄炮頭に被 仰付士は組士になされ中老を頭に御付にて二組となり阿淡十三組と成て今以右の通なり

一祿は百石より五百五十石迄あり但五百石以上は地廻鎗を持すなり
 一席は其組々にて騎馬無騎馬と立祿の次第を立同祿の内にては役の多を先に立同祿同役なれば組入の新古にて立るなり但二百三十石よりは騎馬なり御目見の次第は十一組圖取にて一組切々々に仕るなり

一組士より勤る役義は地盤の趣を以見るへし御目付本々を始其後多き故略之御陣の節時至り被仰付役義は諸手御目付同御使番同普請奉行同旗奉行行列奉行等なり

一右の役々を引て跡少くなりても其通にて備るなり尤願て鎗備へ加る者は格別なり上よりは不被仰付なり

一諸手へ御組付は二組宛なり尙委組頭の所に出たり考合へし

一上下人数の事平士は一統組士も役掛りも四人の役前兜持鎗持口付として下さる是は御日帳格までも同断なり御定人数は高取の士は百石四人掛にして召連御扶持方御造作銀をも被下なり

一無騎馬以下も一統馬上より乗馬は御藏米高取には上より被下其外騎馬は勿論無騎馬にても地方取へは不被下なり

一自分出立は平士一統切割の指物なり

一右の外自分行列並指出す役前小荷駄人足の事嫡子次男に至まで凡て諸士一統へ掛くる事は人数御定役割の書諸士心得の書に出す合せ考へし

右四ヶ條は平士一統の事故以下諸役令夫々へは略して不載なり

一押前にては鉄炮組頭を引て不殘押濟たる跡に一番に組頭の旗を押立次に組士馬上にて自分人数を不殘前後左右に隨へて一切々々に押行なり列は道の廣狭に依て一行二行三行にも押へし扱其跡に組頭押なり但御旗本しまり備にては組頭より跡に立なり尤押前にては小荷駄は惣小荷駄の所に立るなり

一座備にては指物を指兜を着し人馬共に不殘跡へ練て自身鎗を横たへ折敷て一文字に列し鉄炮の初るを待なり備場は鉄炮頭の次に備るなり扱鉄炮初るとひとしく足輕をせり立支る時は其間をくゞりて鎗を入へし尙御戦法大意の書を以て可考

一御旗本殿は備に在時は殿の鐵炮頭の前に列す尤此所にては若黨鎗持小者一人宛は手元に指置なり其余の人馬は是も先へ練て立置なり

一座備にて人馬は惣旗の次小馬印の所へ行列奉行裁判して立るなり一頭々々の印は更鎗を以目印とし扱一二の鎗始と其儘面々の主人々々の本へ走付馬をも連參る事なり之に打乘て夫より追討

の働きをするなり

一嫡子次男父に隨て在之時は凡て親同前なり

一御當家にては一番首等持歸て帳に付事もなく只惣軍勢ひを取て先へ々々と相働く事故古より一
二の鎗と云事もなく其外場中の高名も無きなり然れば鎗働は諸士一統の事といへ共就中組士は鎗働の本役にして勝負を決する所の戦頭を勤る事故平日心法を練り業を巧にして發足必勝の修行怠るへからず

一小屋は前左右の口脇に掛るなり尙小屋取の書にて見るへし

○行列奉行

一行列奉行は御旗本諸手共に其手其組付の組士の内より一備に二人宛被 仰付

一小屋出入には其次第を糺し出入口の別ちを心得裁判すへし依て小屋場の事も心得置て何々は
大手より誰々は前の左右の口より或は跡の左右の口より出入するこ云事を心得居るへし委くは

一小屋掛の書に見るへし扱出入終て後吾備所に至るへし

一押前にては駆廻りて其次第の混亂せざる様に心得を付て裁判可有故に押前にては居所不定なり
一座備にては諸士の惣馬惣人数を小馬印の本へ練立る事を裁判すへし座備に至りては片時も早く

備の靜るを以旨とする事故無子細役儀なれ共大人數の事なるを以甚大役なり扱人馬を不殘くり立て後は早く鎗備へ入て備へし小屋内にも一統組士と同列なり

一此役義に掛ては押前行列の次第座備の次第小屋取の事何れも委く不知しては調ひかたき役なり兼て心得へきなり其外心得は組士の條下にて見るへし

○諸手惣旗奉行

- 一諸手其手々々の組士の内より二人宛被 仰付相勤るなり
- 一座備にて惣旗を跡へ繰立る事を司る役なり惣旗立場は小馬印の前なり
- 一跡へ繰旗は組頭中備の旗不殘扱其手御家老の旗不殘此分を右の場所へ繰立るなり其内御家老の旗の内一本はまどひとり中備の次に立るなり尤一手迄出る時は自分まどひを立る時は此一本も跡へくるへし又始終馬前に押立て不繰は鉄炮頭の旗也此別ちを兼て知るへき也
- 一御家老中老鉄炮頭の旗の別は武具御定の書にて見るへし
- 一右の如く繰立て後は夫々歩指物裁判して總旗奉行は鎗備へ入て備ふるなり
- 一右の外押前小屋内共に用事なき也自分小屋も組士同列也

○御長柄奉行

- 一長柄奉行は平日の作事奉行也騎馬の役なれ共近代無騎馬も打込て勤也御長柄の者三組支配之平生四人にて支配するといへ共戰場へは三人にて勤之元は三人なりしを 操山様御代四人になる然れ共組は三組なり
- 一十五ヶ條御定に長柄頭打掛旗と有之候へ共近代は御跡に備へ候へは旗に及へからず然れ共時として御備をはなれ押出す事もあるへければ心得所持し行へし
- 一古代は御先に備故騎馬にて御旗本備を乗わる時折敷鋒を先へなして長柄を柵り二組は左右一組は前鋒矢の備となせし也其後寛文廿年より御跡備となりし也
- 一長柄の者は足輕類の所へも記すといへ共長柄奉行の預る事故左に長柄の者の勤方を出す
- 一御長柄の者は今の定普請の者なり一説に城普請是公義の黒織に通す昔は長柄者と云其後は御作事支配になり別に頭は不被 仰付以前の長柄頭の名を上にて坪田權左衛門上り組中村徳右衛門上り組渡邊奎兵衛上り組と三組に名を付て呼來りしを三十年計以前俊貞九郎兵衛殿御仕置賀島彌右衛門殿と御勤の時御作事奉行福屋藤兵衛長坂與三右衛門等四人より伺に依て右上り組と云名を御立替にて定普請の者と被 仰出尤御陣の節は長柄の者と云へき由被 仰付る根源奉行も長柄奉行と云三人にて七十五人を二十五人宛預かれり近代四人になり作事奉行と呼ふなり

一古代は長柄の者科人の警固をし斬罪を磔罪を突長柄を以て警固したり奉行も右の節檢使を勤たり然るをや治平に成るに従て嫌之昔風にて血くさき事に馴さる爲に被 仰付たる本を忘れ何角云立て檢使をせざる様になり其後は奥の御小姓檢使を勤め近世は小目付の役に成磔を突も穢多に成たり然れ共尙其風殘て斬罪場の垣は長柄の者のする事にて有しか是も今は穢多の役となれり今は長柄にて警固する事も止たり近年御作事奉行三人御暇の根源も右様の古實を不知故なり漸其風少し有之は右垣のする時裁判として御長柄の者一人出るまでなり

一右斬罪場固等相止候は 操山様御代御長柄の者御城山番仕に付右場者へ罷出候者も直に御山へ罷出る事故遠慮仕様に被 仰付に付其後止むなり

一三組の御長柄者兼ては手代り無之淡洲片扶持長柄の者時至り召加へらるゝなり其時は裝束等は須本より付渡る

一小屋取の節は半分は外を固め半分を以小屋掛の働きをさするなり

一陣屋にては立番を勤させ又長柄を突て廻番をも勤めさすへきなり

一竹束附る節は長柄の者出して手傳はすべし

一押前にては立場は御廣間小姓御次小姓の次に長柄奉行上下其跡に長柄の者二行三間間に立三組

其右の通段々に押行なり

一坐備にては品々御武具奉行の次に三組の長柄一列に備へ其跡に奉行歩にて手廻の若黨鎗持小者を召連備ふ

一陣小屋は搦手鉄炮頭小屋の次に掛るなり尤奉行組とも同小屋にて三切に掛るなり

一御長柄仕立並印等の事は武具御定の書にて見るへし但御長柄塗下げ等迄も寸法御極被成は紛れ者有之時の相印とも成事なり

○御 膳 番

一御膳番は無騎馬の組士の内より被 仰付御台所掛諸役人の惣司にて勤司にて勤方平日の通なり

一押前にては當番は先達て御陣屋へ行て御支度の手配をするなり非番は大納戸役の次に御台所諸役人を隨へ其外御前米御台所道具櫃御弁當をも引添持せて押行なり

一坐備にて御手廻御草履御床机等の御小人備へたる跡に御兒小姓御醫者御茶道杯と一列に備るなり尤人馬不殘跡へ操て自分鎗を取て備るなり

一小屋は御本陣の後手に掛るなり當番は御本陣御勝手に相詰へし

一役所に於て勤方平日同斷なり但御食の炊様暑寒の心得御膳指上る刻限等心得在へし委くは御作

法に預らざる事故爰に不記但陣中にては食事上下一統にして余慶の食を不絶事肝要なり

一御腰桶は御自身御付なざる御先格なり時としては御馬にも御付被成なり

○御 勤 役

一御組騎馬の内より被 仰付勤方平日に替る事なし

一押前にては御茶道の次御祐筆の先に御判紙箱を持せ立る坐備の時は御祐筆杯同列に備自身迄鎗を取て備一人馬は跡へ操るへし但此時も御判紙箱は可持す

一陣小屋は御本陣の御後手に掛るなり尤當番は御本陣へ相詰るなり

○奥之御小姓

一騎馬の組士より無足御小姓までの内打込に御人撰にて被 仰付なり御陣の時も大様勤方平生の通なり奥御小姓より相蒙る役義なり

△御感狀預押前にては錫杖御鎗の先へ御感狀箱を立其先を乗也坐備にては小納戸へ渡し自分は外一列に備へる

△御歩行頭押前にては馬上坐備にては歩立にして下人なし但二人有之御歩行の跡に備なり

△御鎗一本に一人宛添なり押前にては當番御奏者の次に投鞘御鎗一對其次に預人二人其次に無役

奥の御小姓其次に十文字御鎗次に預人二人次に無役次に御長刀二振次に預人次に無役の面々を其間々へ割合せ立なり御錫杖の鎗は押前にては御感狀箱の次御刀筒の先に立預人は此所に不備なり坐備にては當番の御奏者の次に御長刀二振其左右十文字御鎗其左右投鞘御鎗と備て御錫杖は御床机の前に引添有之に預の奥の御小姓一人宛引添勿論無家來自分鎗も不持して備るなり是は直に御鎗を持て働き御手の御代と成る役なり至て重き役なり

○小馬印裁判

右の外御手廻御道具夫々預有なり又平生も御居間前御武器藏は奥の御小姓の請持なり此御藏には御召領或は御手筒御手弓共入有之由

一右役掛の外は當時無役の分は押前にては御鎗の間と御馬の左右に跡先と別て押なり尤馬上にて手廻の家來をも連るなり

一座備にては御鎗預御歩行頭の外は不殘御床机の左右に二段に備なり尤自分に鎗を取て無家來なり

一出立は五色の羅沙をそき繼にしたる御陣羽織なり指物は无之

一小屋は御本陣の際左右の前に掛るなり但品々役掛りの分は前の小屋なり左右は無役なり又御兒

小姓の後見も被 仰付なり是は小屋にては御後御兒小姓の小屋の列に配りて掛るなり
一凡て奥御小姓の相勤る役義は別て重き事故御召替の御具足を拜領被 仰付事にて深き御意味有之事也

○御兒小姓

一中老の二男杯をも被 召出御組以下無足御小姓にての内打込に被 仰付奥御小姓の内二三人へ後見被 仰付事なり
一御兒小姓の内には必年輩の者御加へ被成なり是は小供役故若輩までには武役難調故武の御備として被 仰付なり且は御居間にて御行燈又は火鉢の類持運ひも難調に依て旁た大人の御兒小姓打交て有之事なり以前も 操山様御兒小姓実右衛門は二十八歳迄御兒小姓相勤と云号有之たれも役義柄故婚禮も難調に付上より被 仰付前髪にて婚禮相調ひたる也其外望月五郎右衛門寺澤喜藤太杯も二十六歳迄御兒小姓相勤めたり皆右の御趣意也近年にては生島虎之助は元服被 仰付其儘御兒小姓役相勤宇佐美數馬は御組にて寶曆九年江戸御供被 仰付御供小姓相勤め候内於江戸御兒小姓役被 仰付尤大人を御兒小姓被 仰付しは數助始にて舊例は無之なり
一押前にては御祐筆の次御醫師との間に有次第に立也

一座備にては御近習老功一列の次に御手廻御小人備へ其跡に御醫者御儒者御祐筆と一列に人馬はくりて自身まで備ふる也

一小屋は御本陣の後の際に掛り尤後見の奥の御小姓其間に在

一出立は奥の御小姓の装束同断とき繼羅紗の御借羽織なり

○高取小姓

一無役と云は少し多くは役掛り也役に掛たるは夫々役掛の部にて見るへし扱無役の分は無足御小姓と打込て御備させ被成なり依て次の無足御小姓の部に一所に出す合せ可考人數出立等は組士同断なり

○無足御小姓

一無足と云は人足無の心なり無拜知百姓なき故なり馬に不乗杯云は誤なり
一上下人數は御役前四人御定人數四人人足一人上下合て十人なり委は人數御定の書に見るへし
一出立は組士同断黒切割の指物なり
一御備の時は高取小姓と始終打込なり扱御旗本には組士不足故此兩格を以一組として組頭には御近習の内を被 仰付御備なり依て諸事心得組士同断なり

- 一 押前にては組士組頭と立たる次に立跡は組頭の御近習押行なり
- 一 座備の時は本組は右御小姓組は左備にて人馬共跡へ操り自身鎗を取て備る組士同断なり
- 一 小屋は御小屋の跡左右の口脇に掛なり
- 一 右の高取小姓無足小姓の外凡て御馬の前後に罷在る御小姓類は格別に頭は無之御再拜にて進退する事也

○御次小姓

- 一 御通小姓共云なり高取小姓の内より勤之御陣の時は御廣間小姓へ一つになりて御供なり依て備場等の事は御廣間小姓の部にて可考合但押前にては御廣間不殘押行其跡へ付て押行なり

○御廣間小姓

- 一 古代御廣間御番は組士一組切に相勤其後は組士の内より定小姓御引退けにて相勤 文英様御代より御廣間小姓は無足御小姓より相勤る様に被 仰付たる事也
- 一 押前にては御近習の跡に不殘御次小姓と一處に押行なり
- 一 坐備にては御次小姓御供小姓と打込に御床机の前左右に備ふ尤人馬は不殘跡へ繰なり
- 一 小屋は御本陣の御後手御近習の跡と御本陣の左右とに掛る尤左右の内先は中小小姓跡は御廣間小

姓と掛るなり尙委は小屋取の圖にて見るへし扱陣中にては御本陣へ御番相勤なり

○御供小姓

- 一 御廣間小姓の内より分るなり治世にて江戸にては御組の内より被 仰付無足と打込に御供番仕るなり地廻にては御廣間小姓の非番より昨日御廣間の當番の分今日詰番と云て御供役相勤なり御陣の時も此掛故小屋にては一統御廣間小姓の小屋までにて別に御供小姓の小屋と云は無之なり
- 一 押前にては引退て御馬より先に中小小姓の次に押行也
- 一 座備の時は御廣間小姓は次小姓打込に成て御馬の前左右に備ふる事御廣間小姓の所の部に演る通り也

○御醫者

- 一 御醫者御茶道は長袖と立て古代は武役も不被 仰付格式も不定しを 剛漢様御代砂子宗元増田策庵矢上茶春牧春也本庄道可嵯峨珍果杯奉願私も御結搆被 仰付候爲冥加武役相勤候様に被 仰付被下候様に一統相願候旨奉願候所奇特に被 思召御聞届被成其以來道具を持せ武役相勤る事なり格別は御小姓と御定なれ共人数の御極は無之なり

- 一 俗牀法牀等は勝手次第なり
- 一 多く長刀持せ候得共是も鎗長刀勝手次第なり
- 一 装束は俗牀にても無地黒羅紗の羽織御着せなり
- 一 押前にては御兒小姓の次に立座備にては御兒小姓と一列に備小屋は御本陣後より横手へ御本陣近く掛るなり

○御 儒 者

- 一 格祿に不抱儒學の俊才を御用ひ被成なり是も元來長袖の役なり故凡て御醫者の趣同斷
- 一 御當家には天文者文章者等の役人は外に無之故何連も儒者の請持なるへし
- 一 押前にては御醫者の次に立備小屋取も御醫者同列なり装束も黒羅紗羽織御借被成なり俗牀なれは一統黒切割なり

○御 茶 道

- 一 以前に違て今は武役相勤る事委御醫者の所に記す格式は無足御小姓中小姓也奥坊主掃除坊主を支配するなり
- 一 出立装束は御醫者御儒者同斷なり

- 一 押前にては當番は小納戸奉行の次御勤役の先に御茶辨當御水風呂を持せて押行非番は御膳番の次に奥坊主掃除坊主を引て行なり
- 一 座備にては非番當番ども御醫者御儒者の列に備ふ
- 一 小屋は御後手に掛るなり

○御 旗 裁 判

- 一 無足御小姓の内より兩人被 仰付御旗並惣旗裁判共相勤る也
- 一 御旗押前にては
- 一 同座備にては長柄奉行の跡に押立其次に歩立にて若黨小者鎗持一人宛召連相備へ其跡に惣旗を不殘繰り立る也但惣旗繰立る事を裁判して其後は夫々の歩指物裁判之する
- 一 中老の旗は不殘繰るなり又御前備有之時は此旗も一本残したる跡は皆々此所に立なり
- 一 品々旗の別ちは武具御定にて見るへし
- 一 小屋内にては旗柵に立させ其後は無足小姓一列の小屋にあるへし又押出す時も早く一柵の所に行裁判すへし

○御 馬 役

- 一 高取無足小姓中小姓無足諸奉行よりも勤之
- 一 押前にては當番一人御儒者の次に立其跡に御召替の馬一正立也非番の面々は奥坊主掃除坊主の跡小目付の立たる次に有次第立次に御召替非番の御馬不殘立なり
- 一 座備にては當番は御手廻御小人役の立たる次に御兒小姓御祐筆杯の列に備ふ 上御床机の時は御召馬は右御小人列の所に立なり扱非番は中小姓備の次に御召替の御馬不殘出し其跡に御馬役不殘備但座備にては人数不殘跡へ繰て自身まで歩立にて鎗を持備御乘馬御用の時間有之時は直に御馬に乗参りて指上る也
- 一 御召替には格別に馬印は無之なり
- 一 御厩は御召馬まで御本陣の内右の方に在る御召替御厩は不殘御後手に掛る御馬役も此所に小屋出来るなり尤是は手遠成る故御本陣邊にも二三人は在へし尙小屋取の圖にて見るへし
- 一 御馬役心得之事平日の趣也陣中にては尙々御馬に心を付折々は責馬等可有御馬具馬の飼等之事兼て心得あるへし
- 一 乗馬小荷駄の目利をも被 仰付なり島原御陣の時も御中馬御改南北の馬をも富田大道にて集り御馬役見分したる例有之

○御馬醫

- 一 格式不定當時高取にもあり無足小姓無足諸奉行の内にも有之押前座備共に御馬役同斷なり但押前にては當番も非番の所に立なり又座備にては藥箱持一人は側を離すへからす
- 一 陣屋にては御召替御厩の邊御馬役の小屋と同列なり
- 一 當時御立置の二馬醫は阿淡に四人有然共御陣の節は不足成故市郷にて功者成を召連らるゝなり
- 一 諸手は其手々々の御家老自分の馬醫を召連るなり是は押前にては夫奉行の前座備にては惣馬の跡に備るなり小屋にては御家老自分小屋の内在

○御厩奉行

- 一 高取無足共勤之飼料相渡す司して裏判見印等をするなり扱御厩に掛る役人は皆支配するなり
- 一 押前にては座備にても小馬印の所に在尤座備にても後陣なる故手廻りは召連るなり小屋は御厩の邊に掛るなり

○中 小 姓

- 一 御役前は四人御定人数は人足共三人にて上下八人の御定なり出立裝束諸士一統にて別義無之乗馬も上より被下なり

一 押前にては御歩行の次に立

一 座備にては御跡御召替御馬の前に人馬残らす繰て自身鎗と取て左右二備に列す

一 小屋は御本陣の両脇にて前左右の口の方へ寄て掛る

一 此格式より相勤る役義平生の趣を以て見るへし御陣の節も替る事なし

△御鉄砲並玉薬奉行

△御弓矢奉行

△御武器奉行

△御馬具奉行

右四役は一昧の役義にて 天庸様御代までは山尾嘉右衛門瀧筑後等一人宛にて御弓の者を下役に取惣御山の御櫓を請持たり御陣の時も事少にて有たり其後夫々分りて今は二人宛分て預之役人も定掛の役人夫々付て平生御手入等仕る事なり

一 格式は無足御小姓より無足諸奉行迄打込掛

一 平生の手配御武器仕立員數當配等の事は武器御定の書にて見るへし

一 押前にて夫々御武器は小荷駄に付下役人を添て惣小荷駄の所に備ふ

一同奉行の面々は台笠立傘御駕籠を立て小馬印との間に一役々々立切て押行なり

一 御武器御馬具御手弓御手鎗御筒の替り一通宛は夫々奉行側に持すへし尤御小人村役新役の類持なり

一 武器馬具鐵砲の細工人金師等を召連夫々押前の時も奉行の跡に召連なり

一 座備にては御長柄の前に冢來無に備ふるなり但此時も當用の御武器並入用の職人は側に置べし

尤當時無用の細工人等は總職人の列又は夫々小荷駄の所に置へし

一 小屋は御本陣の御後手に右夫々の小荷駄小屋を掛其跡に掛るなり尤夫々武器は小屋に指置なり

其日又御陣屋へ御歸りの時は當用人物迄持參して跡其儘非番の奉行請持て小屋に在へし職人も

手元に指置可なり

一 玉薬奉行は格別に無之鐵砲奉行兼帶なり火繩も一日分前夜に御渡し被成故火繩配も無之なり尙

玉薬積も武器御定の書に出す但薬調合の方は別に兩人在て薬研摺を支配して平生田宮の調合場

にて年中調合あり

一 諸手には不付皆御旗本より仕出すなり但須本には格別御武器奉行あれ共是も稻田の手へは不付

と見へたり尙須本御武器奉行心得は別にあり

○鉄砲櫓 御山上御本丸の馬場先と炭薪櫓の内西のつきとに在る

○御武器櫓 御山上の御本丸の内と黒御門の上より月見櫓の下迄に入

御手廻の御武器藏は御居間前に在て奥の御小姓の受持なり

○御旗櫓 大手北南屏風櫓の中の御櫓なり

○御鎗櫓 御山上御本丸の内にあり

○御弓櫓 御山上御本丸御門脇櫓に在

○御馬具櫓 太鼓やくらのつとまの御櫓と御山上御本丸の内とにあり

○盥硝藏 先年は御山下わりたれども火の用心あしき故近年名東の山間へ御引せなざる

○御扶持方奉行

- 一 無足小姓中小姓の内より二人被 仰付治世にては賄奉行と云又陣中へは隠居人を被 仰付事も
- ある也此手先より陣中の米銀を受持御旗本諸手共に扶持方を渡し造用銀をも渡す也治世にては
- 江戸御供の時は本メと一處に勘定を聞道中旅籠銀の事迄も奉行する也 公義掛り公事捌の相手
- にも成也大方陣中にては隠居人勤之也諸手は一切に出る時も扶持方奉行は無之
- 一 下役人手代舛取等二十人計も支配す但舛取は新藏より分て出るなり

一 押前にては夫奉行の先に御銀箱を立て跡先を押其跡に下役人を召連るなり但御扶持方は小荷駄

に付役人を添て惣小荷駄の所に立るなり

一 座備にては惣馬の跡に手廻の下人を連銀箱並下役人をも引連て備ふ

一 小屋は御本陣の後手左の方御膳番小屋の跡に掛下役人も此所に掛る尤御銀箱は自分小屋の内に

可置其次に米置小屋並米扱ひ拂場の空地可有

一 御扶持方は一人一升扶持にて三日五日七日十日分其時所によりて渡すなり但一組切二日を更諸

方つゞはざる様に毎日渡すなり尤人割をして通を以渡すへし

一 御扶持方は上下人数案内次第渡すなり尤初より人別に人数帳を認め一人にても相違なき様に渡

し日数の趣によりて兵糧拂底せざる心遣ひ肝要なり

一 大人数の事なれば始終御國より小荷駄付にして出る事は仕難し其手配時々上よりの御作略有至

て御秘密也

一 足輕以下へは一人一日味噌三勺盥三勺の積を以御わたし也

一 御造作銀は一人一日六分宛の御定なり尤御定人数の外は不被下なり但國の遠近日數近日數長短

に應し被下長陣の時は近來江戸御造作銀の通り一人百匁掛りの積を割にして大様半季なれば三

つ折にして二つ分の積を以て相渡すなり

- 一 當分の御陣なれば大様の積を以銀子を浮かしに被 仰付追て上下人数に應し遂算用なり此時はたゞにて通る時は上一人古銀一匁五分下一人一匁二分の積を以遂算用なり馬は人三人前なり
- 一 宿陣の時宿賃は 公義御定め通り人一人四文宛馬一疋八文此方より薪たき候得者人馬共右の半減なり

- 一 公義御役にて御出陣の時は惣人数の書付 公義へ上り人馬に應し 公義より御扶持方御造作銀も上へ御渡し被成夫を御扶持方奉行より惣人数へ渡すなり古法一日古銀六分なり此一升扶持に六分の割は十万の兵を起す者は日費千金と云に叶ふなり

○小 目 附

- 一 古代の名下横目と云たり中小姓格より相勤諸手には無之但御組付は無之けれ共時々御下知を以罷越事なり御旗本に拾二人被 仰付なり勤方平日の趣にて武者奉行之下知を受勤なり
- 一 御小人の支配をするなり古は御小人頭別に有たれ共近代頭無く小目附支配に被 仰付たり
- 一 押前にては四人武者奉行の次に立四人は掃除坊主の次に立四人は浮御小人の先に立なり
- 一 座備にては當番六人は鎗持小者を連て武者奉行の左右に備ふ但所々へ武者奉行の下知を受往來

するなり並責具御長柄の裁判をもするなり非番の六人は御手廻小人の次御用所書記杯と一列に備但御床机近故此所にては家來不召連なり

- 一 小屋は一人宛所々へ分り居るなり四人は御本陣より取八人は後小役人小荷駄雑兵の小屋の邊に配り取るなり後陣は雑兵多く静り難き故如此被 仰付尚も不行届れば中小姓の内より小目付の加りとはなしに押行届れば中小姓の内より小目付の加りとはなしに押への爲雑兵の所に御指置被成事なり

- 一 陣中にて夜廻火の用心等は伊賀者と談して相勤るなり

○御 祐 筆

- 一 無足小姓中小姓より勤之當時八人あり御陣の時は四人程に可成勤方平日の通なり
- 一 押前にては御勤役の次に立座備の時も同列なり尤座備の時は人馬共跡へ繰なり但押前座備共に受持の箆箭一荷は側に可置なり
- 一 小屋は御後手御本陣近に可掛

○奥 納 戸 奉行

- 一 小納戸共云無足諸奉行中小姓より勤之なり御召物御具足御手道具類受持なり

- 一 押前にては非番御奏者の次に立御召替御具足御簀箱御手道具箱御狹箱一荷を跡に持するなり
- 一 座備にては御威状を預り御跡の真中御醫者御兒小姓の列に備ふ ○御威状箱は昇せて跡に置尤裁領付なり ○自分は家來なしにして備ふ ○御召替御具足御狹箱一荷御手道具箱をも此所に持すなり尤御簀箱は台笠立傘と一所に御數狹箱の次に立なり
- 一 御陣屋にては御後手御本陣近に小屋掛なり但受持の品々は御本陣に指置へし

○大納戸奉行

- 一 中小姓無足諸奉行御日帳の内より勤之御進物御褒美物等の事を受持
- 一 押前にては後陣御長柄へ次に御進物御褒美物入の長持の跡先を押して立なり
- 一 座備にては御數狹箱台笠立傘の次に右長持を立其次に自分迄にて立
- 一 小屋は小納戸奉行と同列にて御後手に掛る尤長持は自分小屋に指置へし但御褒美御進物の金銀鳥目小袖羽織巻物類絹布類大刀刀脇指紙品々其外到來を受持右長持に入有之なり

○御用所書記

- 一 無足小姓中小姓の役にて當時無足諸奉行よりも相勤め右場所居掛りなれば高を取ても當時は相勤なり是平日の御當職書記の事なり御手仕置の時御用所書記と云古代よりの名目なり近代は

御仕置は御家老御勤故其名失て御當人又は御當職の書記と云なり御陣の時御家老は諸手の隊將被 仰付諸事御手仕置成故此時は御用所書記と云なり

- 一 陣中にては先は老功の下知に付なり依て押前にも老功の次に立なり座備陣屋にも皆老功の手崎に在なり但座備にては自身迄にて御祐筆等の列に備ふ尤軍箭一荷は側を不離なり

○夫 奉行

- 一 中小姓日帳諸奉行の内より勤常は二人也御陣の時は御旗本に四人諸手へ二人宛付也扱人足小荷駄の裁判をするなり
- 一 人足は代官所より受持所々へ配當する事也但人足割の事を兼て心得御家中惣人數の事をも考置へき也人足の事別に出す
- 一 小荷駄の事は儘成御定め無故當配りの事未分明なり
- 一 押前座備共に人足小荷駄の前後を押ふるなり但浮人足村役新役等は小荷駄より先に立事なり陣屋にても搦手の方小荷駄人足小屋の近に小屋を取なり
- 一 其日又本の御陣所へ御歸被成時は小荷駄不行なり然れども人足ある故當番は御供仕り非番は御留主にて小荷駄を守る也

一本名は公義御普請御算用役と云中小姓無足諸奉行より勤之御陣の時は御旗本御普請奉行の下へ付て陣場城地堀土居等の積をする役也此積之事專算術に有と雖急成時は間を打繩を張見る事も成難き所にては只目積にてするとなれども平日修行なくては不成故治世にて井水の見分積り方に御掛置常々土地積の積古有之也依て此役義を以て御普請諸奉行の專談役にして押前座備並陣小屋にても御普請奉行の側を不離事なり但三人の奉行へ配りて可有

○小屋掛奉行 作事奉行とも云

一平日の御繕奉行也御陣の時は是を小屋掛奉行共云也平日の御作事奉行は此時長柄奉行と成故平生御作事奉行の預るとも小屋掛奉行勤る也諸手にも夫々付なり

一小屋掛奉行は高取諸奉行無足諸奉行の役なれ共右兩格少き故平生中小姓より勤之故に御日帳格よりも加役はすれ共本役には不被 仰付なり

一下役には小奉行被 仰付なり此故に平生も決て加り等に不被 仰付事なり近年須本にては御日帳本役にて御歩行より加り被 仰付事甚間違なるへし

一大工桶工桶屋等の諸職人不殘此寸支配なり

一小屋具は兼て切組にして御城内材木櫓に在則御普請方の受持なり兼て掛様等心得置へし尙小屋取の書別に有万事御普請奉行と談て可動なり

一大坂御陣の時は船にて遣されし故多く運送調ひ尙余りありて細川内記公より御所望にて三間梁に六十間分御借し被成事なり但遠路陸地なれば御持せ被成難き故先々にて御斬取せ被成事なり然共御本陣の小屋具は小荷駄に付て何方へも持行なり

一御幕は少々は常にも御作事方に受持在尙時至り陣張漚紙御幕等は御武具方より可受取

一御普請道具鋤鐵鶴のはし鉄突唐鐵立をう鎌手斧繩等少く遣ひ易き様にして平生徳島福島助任の御門見付に入鉄物は漆拭にして平生鍛治藏御奉行の受持なり是を受取小荷駄付にして行なり

一右小屋具御普請具の小荷駄は押前座備共に惣小荷駄の所に立るなり

一小屋掛奉行は押前座備共に御普請奉行目路見奉行の次に立普請小奉行職人阿農等を跡へ隨へ可
在

一陣屋にても搦手の方三ヶ所へ分りて御普請奉行以下此一列の小屋あり尤普請道具置場職人の小屋も近邊に取なり

一小屋を掛時は御長柄の者を始其外無格の者に手傳はすべし此時は長柄奉行も出て裁判するなり

尙御普請奉行長柄奉行の部と考合心得へし

一右の外小屋掛奉行の受持は井堀井樓切組小細工茂林竹林切拂柵の木切取り川越の寸舟橋筏の手配此等の事皆受持申付る事なり古代は石火矢筒を所々鑄たる事在此時寺々の突鐘を相對して借用し鑄たふしたり是も右奉行の受持なり

一又火消道具をも受持火事の節は大工木挽等を召連早速罷出夫々裁判して火を消さしむるなり右様の時は諸職人働有之は申立御褒美を遣すなり

○貝 太 鼓 役

一中小姓格の役にして貝吹太鼓打の頭なり貝役三人太鼓役三人被 仰付押前座備共に武者奉行の前に貝太鼓を先へ立て備ふるなり但押前にては貝を先にして次に貝役次に太鼓次に太鼓役と立るなり座備にては右に太鼓一張左に貝六羽尤一羽は先五羽は其跡に一系列するなり是は時として聲を強くする時同音に吹く役なり

一凡て音聲は武者奉行の下知を請て勤むといへ共其打方吹様の事は右両役より指圖する事故兼て序破急凡て音聲の作法を心得可置なり

一鉦柏子木は格別に役なし則貝太鼓の手代預りて貝太鼓と一所に在て時として用之事なり

一陣屋にては御本陣大手の方御奏者御使番の前左右に別て右太鼓左貝と小屋掛るなり尤貝太鼓役の小屋に下役音具と共に指置なり

一諸手は御家老夫々自分の音具なり

一上の太鼓はわく入にして指合昇御家老自分の太鼓は脊負なり尤指合昇不調との御定にては無之

一太鼓ていこ鉦拍子木の四色を一組として箱に入敷組之御櫓に有之余慶の分は小荷駄付にして後陣にさし置なり

一以前より有たる大太鼓は於江戸享保元年の大火に焼失せり其子細奥に出す

一御吉例の貝も右同事焼失なり只今有之七べりの貝二羽は森甚五兵衛方より差上たる貝なり

一貝吹太鼓打の事古代は貝吹太鼓打と云者格別在て平生之を修行して外に頭と云事もなくて事濟たり就中古へ貝吹にてありし吉成與右衛門は名人にて其名今に高し則森家より差上たる二羽の貝の仕立も此與右衛門に被 仰付出來の砌鷹の間に二羽一所に吹たりしに右響にて御障子動きたる程の名人なり此時七十歳なり此吉成後に安宅御水主支配にてありし故御櫓者の内に吹手多く出來たり印南仁右衛門桑名甚右衛門杯も古の貝吹にて有しなり

一其後は格別に貝吹と云者不被 仰付山伏は常々吹覺へ有故御陣の節は是に被 仰付と有て平日

諸役御免にて御指置也然れは今も山伏又は御櫓者の内より貝吹時至り被 仰付と見へたり依て頭は格別に中小姓より被 仰付事也

一以前は江戸にて火の御手當御蒙の時出火の時御行列の砌は一勢々々旗にて立切扱太鼓を打て足並を揃へたる事なり此時大人數にて其上他家の太鼓も有之て聞へ難き故其頃強力の相撲取にて有し三宅十一兵衛山添八大夫捫田何某に被 仰付打せ玉ひければ他家より勝れて高く響きて足並も能揃たり然共強力の者共余り強く打て年來の火事太鼓を打破りし故急に被 仰越昔より御櫓に有し大陣太鼓を御取寄にて御用ひ被成し所右に記すか如く先年の大火の節目黒御屋敷にて焼失せり

一右十一兵衛は本淡洲上物部村の桶屋にて相撲取にて強力の程は人を梯子の上に登らせ其本を持高き松の葉をつみ枝切等を心易く持廻りてさせたり其上の力は知難しと沙汰有し程の大力なり依て江戸へ太鼓打に召呼れ其後右三人共御歩行に被 召出なり

一御吉例の太鼓の事武具御定の書に出す此太鼓今も御着初の節には出るなり

一太鼓を昇役人は御小人の内にて不足の時は村役新役の者にも被 仰付なり

○役長柄奉行

一御旗本諸手共に高取諸奉行無足諸奉行の内より被 仰付なり是は諸士より出る所の役長柄を取合せ二十本前後を一組して組數は有次第其組の數程奉行を御付被成なり但御家老中老の内一人より出る所の數一組も有之時は下士の内より裁判人付なり其組へは別に奉行無其儘にて本奉行の左立なり

一長柄並長柄者出立共に指出す人々よりの仕立なり但長柄打折候得は上より渡るなり

一人足は上より御付被成一組共揃て出す面々は人足共添出すなり

一押前にては組頭の跡に奉行馬上して次に長柄を二行に立るなり扱幾組にても右の通次第に奉行組と押行なり尤下士の添たるは跡に立なり

一座備にても組頭の次に組て幾組にても一面々々列ね其後に奉行歩立にて手廻召連裁判するなり扱合戦に及ては士備をせり立打立へし尙働前の事は御戦法大意の書にて見るへし

一小屋は惣外側を鉄砲にて其次の小屋を以彼長柄の小屋とす六つの口々に可取尤奉行組とも同小屋なり

一諸手にては數少き故大手の口左右迄に掛尤一組は見通の隔に掛るなり

一役長柄の者の御扶持方等受取は奉行より受取なり

○鉄砲役

一鉄砲役は諸手へ一人宛御付なり是は御家中にて砲術鍛錬の者を御組付故格式極り無し是鉄砲を始らしを合を指圖する役なり

一押前にては御目付の次纏の先に立座備にては士大將の右に馬上にて備ふるなり

一小屋は本陣の前に御目付の後に掛る尤古は石火矢役をも御組付有て此兩役左右に掛りたり

右御組付の面々は

中野 與左衛門

高百五十石有子細而切腹被 仰付斷絶也

江口彌五右衛門

江口甚之丞家なり今は其傳はわれ共業に不達

村瀬 徳右衛門

有故而御暇被遺斷絶す

島田 嘉右衛門

北島 六兵衛

石川 久左衛門

右の面々まで誰の手へは何某と夫々御組付ありたるなり今は流義追々絶北島家のみ其術を相續す今は其任に當る者少し

一明曆三年御改御軍帳に御組付の面々

右備稻田九郎兵衛手

種 島 島田 藤右衛門

石火矢 近藤 儀右衛門

右備池田山城手

石火矢 江口 彌五右衛門

種 島 若山 八太夫

右備長谷川越前手

種 島 伊藤 平太夫

石火矢 瀧 右衛門兵衛

左備賀島主水手

石火矢 津坂 平右衛門

種 島 木村 太夫

左備中村若狭手 異に中村市左衛門と云

種 島 中村 與左衛門

石火矢 上田 平之丞

左備山田豊前手

種 島 黒部 七郎太夫

石火矢 木村 甚之丞

○日帳諸奉行所々筆者役

四〇四

一日帳諸奉行今は日帳格と云共は知行取諸奉行大諸奉行日帳諸奉行と次第立たり本御歩行格より出たり古へ所々の物書日帳役は御歩行の内より被仰付いつとなく役に掛たるを日帳諸奉行と云習はし同じ御歩行の内にては治世にては勤功有之に依て御歩行より上の格式に御立被成士の内へ御入被成し事古事にては無之右の次第故此格の面々に無役と云は無之なり然れ共今は多く成たるに依て無足諸奉行の勤る役義とも是へ被仰付なり扱役義は本所の筆者を初として所々の物書に出るなり依て居役へ付たるは御留主へ残り役義によりては御陣の御供するなり無足諸奉行の勤る所へ加りたる時は夫々役義の部にせ見るへし物書筆者等にて行時は其役頭の手元にて小屋も同居なり但日帳役は御奏者の手先にて勤るなり尤座備にては後陣小屋掛奉行杯の跡に備ふるなり

一筆者役居掛の立身なれば中小姓にても勤む又御歩行よりも加はり勤る也御近習書記昔は自分家來にて有之なり其後御歩行より勤る様に成たり

一日帳諸奉行の人数は上下七人にて内四人の御役前と人足一人は上より被下なり乗馬も上より被下諸士一統の出立なり小荷駄は二人相に一疋なり

○御料理方

一日帳諸奉行或は小奉行の内より勤之諸事御膳番の下に付御台所物奉行の面々と如終同列にて小屋も同居なり

一押前にては御膳番の次に立座備にては後陣へ下りて普請小奉行杯の列に備ふるなり

一小屋は御膳番の後に掛る

○御歩行

一御歩行御馬の先御供役にて八十人と云へ共今は百二十人を越て治世御用方をも受持て御日帳諸奉行或は小奉行の勤る役をも勤所々筆者加り等被仰付居りにては御行水番小道具方杯を相勤るなり此格以下は三日禮の支配付にて陣中へも鎗を持さるなり

一小者一人召連人足は三人相に一人下され小荷駄も三人相に一疋渡るなり

一支配頭は奥小姓の内より兩人勤之

一着具一切 上より御借被成出立は甲冑と黒羅紗に金餅の紋の羽織木綿踏込なり島原御陣の節は指物を御指せなりしか共當時は指物無之なり

一押前にては武者奉行小目付伊賀者を連たる次に青貝の御長柄二行に立其跡に先は三人其次は二

四〇五

行にして有次第立也其跡に御歩行頭押行也但八十人古法也江戸御供二十人也

一座備にては右場所に一列し青貝長柄を持って折敷て備ふ其跡左右に御歩行頭の奥小姓二人備ふ

一右青貝御長柄座備にては村役新役の者持居て座備になりては鞘をはつして腰に付長柄を御歩行に渡し置て後陣小荷駄の前夫奉行の先へ繰る也但此裁判は小目付受持なり

一小屋へ貝太鼓の前左右に掛る尤三人相なり平日より心掛へきは座備の時若敵込來り御本陣の方へ敵味方共になたれかゝる時は長柄の石突を後へ突張りひしと衾を作り一向に如何様の事有共此備より内へは入まじきと心得へし是を長柄柵と云也此業子細なき様なれ共其時に及んては中々支へ難き場にして平生より心掛されは難調扱一切御借武具をも自分に用意し並時に至りて士に被 仰付事も有れ共其格に非れは兼て用意可有様なき故其節御手當の武器も御用意はあるなり然れ共一格上の武器迄も兼てたしなみ置は猶々心操と云へし

一御歩行小奉行の嫡子は御供は不仕跡式相續にては御目見も不相調なり

○伊 賀 者

一伊賀甲賀は其元近江國より出て忍の達人なり諸國へ渡りて末葉繁榮す當御家の伊賀者は元雲洲堀尾山城守彼に仕へ彼家斷絶に付生駒讀岐守殿へ仕へ是も斷絶に付 天庸様御代御當家へ來り

如何様にも被 召仕被下たきと願ふに付然れは如何程の手柄勤功有ても立身被 仰付まし其儀得心ならば可被召抱と被 仰出しに如何にも其通にて不苦この御約束にて御歩行格に被 召抱たり其立身被 仰付ましこの子細は忍の達人故高名手柄無際限を以如此は被 仰付事也其故本役にては何程の功ありても立身は無之依て御手當として御支配は京升取にして可成程入御加増は有之なり近代御日帳に立身仕る事は森脇新右衛門に初る此者本役を一度も不動御日帳を年來相勤申に付他役の勤功つみたる故 操山様御代に御日帳格に立身被 仰付其格を以村上文平坂田與四右衛門梅岡六郎右衛門須本にては福田次郎左衛門梅原勝治杯追々御日帳格に成たり然れ共根元右の掛故他役の勤功甚しからされは本役にて調ひかたし又御日帳格に成ては其上勤功ありても最早中小姓には不成方なり

一出立装束人數等は其格々の出立なり

一武者奉行の下知を受けて勤る事故押前座備共に武者奉行の手元を不離尤座備の時御用無之節は御歩行の列に入て備ふなり

一小屋も御歩行と一所に居る也尤武者奉行の手元は替る替る相替陣中夜廻り火の用心等小目付申談無間斷廻動すへし

○普請小奉行

四〇八

一 小奉行は古代與力士の内也委しくは卷末諸奉行の所に出ず大樣勅方諸事御歩行同斷也其内御歩行は御供役小奉行は役掛りにて御陣の時は役義にかゝりたるは御供すれ共其余無役も役掛りも御留主役成故席は御歩行より悪きなり

一 普請小奉行とは小奉行内より御陣の時小屋掛奉行の下役に御付被成普請小屋掛りの裁判をする役人也是を普請小奉行と云故に平日小奉行を御繕奉行の加りに御掛不被成は常に相役にては此時下役となりて下知不答によつてなり

一 凡て小奉行出立は御借具足を着し羽織は無之外に相印も無きなり鎗をも指せざるなり

一 押前座備小屋にても小屋掛奉行の次に相隨ふなり尤押前にては非當番をして非番は跡當番は先達て罷越並其日もの居小屋へ御歸の時は非番は御留守を仕るなり

○飼料方

一 小奉行より勤て御厩方諸道具をも受持第一馬の飼料の事を司りて諸士馬の飼料をも此手元より相渡す也

一 諸士乗馬には一日大豆四升宛元元の割は糠五合飼葉五百目豆二升宛の筈なれ共右様に品々は行

届きかたきに依て豆四升迄渡るなり又時として御造作銀にて渡る事もあり此時は江戸道中の通り下三人分の御造作銀相渡る事なり但此時は御扶持方奉行より渡る事なり御馬の飼は右の割にして糠飼葉も小荷駄付にしてゆくへし

一 小荷駄には豆二升宛渡るなり但乗馬小荷駄共に御厩奉行の見印にて渡すへし

一 飼料方は御厩奉行付也押前にては跡に付座備の時も小馬印の左右は御厩奉行其左右に飼料方備る也小屋は御厩奉行同列なり

○御臺所物奉行

一 小奉行格にて勤之平生は二十人も有之其内にては御肴前御食前御家具方御菓子前と四役に分り外に御臺所へ掛役儀には醬油炭薪奉行环有之御陣の時は曲て御事足り候程に人数御減少にて諸品兼役に被 召連連と見へたり扱下役には御小人人足等を受取頭は御膳番の支配に付て罷越なり

一 押前にては御膳番の次に立座備にては小屋掛奉行の跡普請小奉行の列に備ふ小屋は御膳番の小屋の後手に掛るなり尤替々御本陣へ相詰るなり

○奥坊主並掃除坊主

四〇九

一奥坊主は小奉行格也出立未御定無之先は小奉行同断にて羽織も無之と見へたり扱御側廻り諸士の用事を聞役也

一掃除坊主は足輕並にて出立は陣笠・胴服也扱諸士の用事を聞役義也但桃灯・蠟燭・松明の類を受持押前の時も側を持せ行なり

一右両役共御茶道支配にて押前座備共御茶道に隨て跡に付小屋も御茶道の次に掛るなり

○阿野生 (阿野共穴生共書)

一石垣普請の頭にて城普請凡て石普請をする役也依て御普請奉行の手に付て押前座備共普請小奉行等の同列に在小屋は職人の同列に掛るなり格式は定まらされ共先は小奉行に准して出立も小奉行の出立也三人有之俗呼て大穴生小穴生と云なり

一大穴生と云は今坂本平左衛門と云高三百一十石破下共刀不調なり尤以前は両力を帶せしなり此者は准小奉行と云共以前は公義御普請の時上下十三人にて鎗を持せ行たり其例あれば御陣の時も鎗を持せ家來も定の外に自分増人の家來余慶召連ると見へたり

一小穴生と云は無足にて今曾木喜内藤田才兵衛と云本足輕の内より出たる者なり故に刀御差留の節職人には一刀と被 仰付たれ共以前足輕の時たも刀を指たるに今小奉行に准しても一本に成

ては以前より様子あしく候間是非一刀と被 仰付に於ては以前の足輕へ御引戻し被下候やうにと願ふにつき聞召届られて此兩人は無足なから却て兩刀を差也

○原士

一原士と云は阿洲地付士にて 天庸様御代御國御巡見遊はされし時田地に開き申原有之に付其時の御供御家老長谷川氏其趣申上笹山彌五右衛門井上理三兵衛包彌次郎佐藤五郎兵衛此四人に下され是を切開さて祿とすへしと被 仰付しにより始て原士の名起れり夫より追々此類ありて十五人程も有しか 剛漢様御代より多く成て今本家と云は六十人小家も百二十人程に成たり格式は御高取の次庄屋の上にて 剛漢様御代には少し様子よくて御目見も仕り 天庸様御葬送の時も罷出しかとも其後は御目見も御巡見の砌其所御通りかけに野合にて被 仰付 操山様御葬送の節罷出候儀願候へ共不被 仰付 仁良院様御國政御開被成し時御家老下士の高取並と長谷川家より御願上りけれ共紙面は御預りにて難被仰付筋なれば其儘に致置様にご御意被成御成下り無りしなり

一右原士は長谷川家拜知先にて殊に長谷川家小身なる故與力の御心にて直に長谷川家へ御付なされ今以長谷川家の構ひなり則長谷川家の下士の内兩人是を支配するなり

一御陣の時は長谷川家の一手へ備ふ此時は却て外下士よりは様子よき也上よりも此原士有之に依て組士を外よりは一組御減少にて御組付也依て原士の一組を鉄砲の次に立て鎗備とする也御組士と同断也則右組士左手原士と立事也尤今は多勢に成たれば馬廻りの自分備へも立らるゝ事なるへし座備にて右の通りなる故押前にては此鎗備一組は役長柄より先に立也小屋は自分小屋也但此時付て出る原士の頭は裁判人なる故座備にては歩立にて外下士並にて諸手本組頭の指圖に隨ふなるへし

○足 輕 類

一足輕類の組數阿淡に六十六組有之

内三十四組二十一人組 阿淡御先手筒之者但阿淡淡路

一組四十人 稲田家預り鉄砲之者

三十四組四組

杖突二人

右は古代稻田家脇町城番の時上野城付の足輕二組を須本御預りの節願にて直に御引せ也一説に須本御城付にて他國へは不出と云は誤り也 御城付と定りたる事は 御本城にも無之事也但一

統足輕並に江戸等相勤る也須本御屋敷裏門番は此組に限りて外より勤る事なり

二組三十人 杖突二人 淡洲岩屋付

岩屋は淡洲渡口の固り場所故伏屋源兵衛勤以前より此二組は御組付なり須本より御手當人數參

る内に先是を以拒くへきの御備故武器も地盤鉄砲の者へ御組付品々の外に余慶に御付有之事なり

二組五十人 杖突三人 御持筒之者

右御筒の者は 天唐様御代御目附山川與三左衛門大島源五右衛門兩人に被 仰付御鉄砲の者の

内より撰み出し三十人被 仰付其後又三十人被 仰付合て六十人にして御床机代り西尾左京へ

御預なり時に同御代に徳島石垣普請有て植松被 仰付時御持筒の者に被 仰付しか共違背仕る

に付五人御暇遣はされ其後又子細有て五人御減少被成殘て五十人を二組にして杖突三人御付物

頭の御目付御奏者の内へ御預被成事なり然れ共今も六十人者と云屋敷も其儘御立置にて右五十

人は御預なり然れは今も御陣の時は十人御加にて杖突も四人に成三十人宛二組と成と見へたり

二組六十人年 寄四人共 御持弓之者

御弓の者之杖突は年寄と云ふ格別には不被仰付六十人の内より年功を以頭の撰にて申付るなり

凡て杖突を古は年寄と唱へ來りたり

一組二十人 杖突二人 御旗之者

三組七十五人 杖突七人 御長柄之者

此者を今定普請の者と云昔は長柄の者と云て長柄頭三人有之しを其後頭やみて長柄頭は作事奉行と變名して右長柄の者は御作事奉行の支配と成たる故常に書付等指出す時は以前の頭の名を上にて付て坪田權右衛門上り組中村徳右衛門上り組渡邊奎兵衛上り組と三組に名を付て呼來りしを享保年中俊良九郎兵衛賀島彌右衛門徳島御仕置の時御作事奉行福屋藤兵衛長坂與三右衛門等兩人より伺に依て右上り組々々云名を御立替にて常は足普請の者と呼御陣の時は長柄の者と云へき由被 仰出しより今以右七十五人を定普請と呼て御作事奉行の支配なり

二組 大西郷鐵砲

右大西御城番有之し時御組付の鐵砲なり今に其時の城番の名を呼て美作付と云大西御代官の支配にて堺目御固めの御手當なり

二組 八十人 海部郷鐵砲

右同斷にて豊後付と云なり海部御代官の支配にて御固めのため御指置なり

十組 御家老御組付郷鐵砲

不殘阿洲郷中住宅にて所々にて高五石宛被遣御用相勤むる時は三人御扶持方被下郡支配也是二組宛御家老へ御組付にて下士の内裁判す但御陣の時も下士の裁判にて出るなり

二組 三十六人 淡洲片扶持御鉄砲之者

右は地付足輕にて池田宮内様御國替の時一旦召連られて地付の者と有て又御引戻しなり故に此一列専ら上郡に多く有たり今は株を買て勤る者ある故所々に有之也此鉄砲組は何方へ御組付と云事無之當時は須本本メ支配なり御陣の時は遊軍の如くにして所々足輕の不足を補ひ加勢被仰付方ならん

一組 二十人 同御昇之者

右同斷但此一組は御陣の節は御旗本へ一つに成て勤むへし然れ共時として淡洲方角より御出陣の時は御旗印の一番なる故須本より先御旗を押立させんかため御旗竿も須本御土藏にも御用意有之事なれば右の節杯は此者先つ相勤る事なるへし

三組 十九人宛内一組は 同御長柄之者

右同斷但此三組も御陣の節は御旗本へ御長柄の手代りを相勤るよしなり

合六十六組

右の面々勤方は夫々頭の部に出し押前備場小屋場等の事も夫々の書に出し置故爰に畧之

一 忠英様御代淡洲に無頭の御鉄砲の者と云あり

十四人	孫右衛門組	十一人	小左衛門組
十二人	作大夫組	十五人	加助組
十八人	菊之助組	二十三人	助作組

右の通有しき二十一人宛一組にして不足有之分へは片扶持の者御入にて追々頭付に被仰付たる由

一淡洲にて頭付に成たる始りは由良にて岩田七左衛門笹山嘉兵衛今田六郎左衛門衣笠勘右衛門伏屋源兵衛五人の分十五人宛五組の頭なり是鉄砲頭の始也其後七左衛門嘉兵衛兩人は組共に引連阿波御國へ引越せしなり但此組は右無頭直りの組の外なり

一忠英様御代淡洲に長柄の者有之古き御帳に淡洲

森 長左衛門

長柄百三十五人 長谷川清左衛門

沖 治 大夫

右の通書記有之此長柄の者末如何成しや未詳

一明曆年中御軍帳に國奉行野々村左門大學稻田三郎兵衛改に御弓と云者有之是は百姓の内に弓を

射候者先規奉公人なり今は無之

一足輕屋敷は御山下出口々々固めの要害場所に急なる時先足輕は先手の役なれば早く間に合せんかため其方角々々に御指置なり二軒屋口古川佐古口六軒屋口古は船着にて固めの場なり今は杯と如此追々家敷出来て様子違ふたり御組付有之事なり既に山岡勘兵衛騒動の時杯火急の御固め故鉄砲頭へ 御城にて被 仰付直に口々へ罷越足輕は何れの組にても其方角に罷在者を以可備と有たる舊格も有之事なり

一須本足輕屋敷は由良より 御城下引たる時足輕は一番の先手なれば固めのためと有て先足輕屋敷割を最初に被 仰付夫より段々諸士屋敷割有たる由

一御家老役前の外に自分之足輕は器量次第幾組にても召抱置事定りなし故に夫々所持なり城番目御用等蒙らん時は是を備ふる事なり陣中へも二組三組程は不苦但座備の時は自分馬廻り一備の左右へ立へし先手は不調なり小屋にても自分本陣の廻りに指置外側へは不出なり

稲田家自分鉄砲

鉄砲八組内六組は阿洲に在二組は淡洲に在

右淡洲二組の事は杖突は梯原勘五右衛門と云此組はもと淡路御國付にて大坂御城御普請の時脇坂淡路守殿より御指出しにて則右杖突を勘五右衛門と云し故代々勘五右衛門と云其後御國替の

時御當家へ従ふ然ると稲田家淡洲へ御指越の時右の組を御拜領有て自分鉄砲とし玉ふ由右勘五衛門方に大坂御普請の節普請道具今に所持すと云々山尾日右の鉄砲の者故郷付の者に候へは無頭或片扶持の者郷鉄砲の内より出たる者なるへし御拜領の事は御帳にも無之となり

弓之者	一組	三十人
長柄	一組	百人
昇之者	一組	六十人

右の通所持也此内より鉄砲六十四挺長柄四十二本弓十二張の御役指出さる事と見へたり外御家老も相應に所持なり

一嫡子御やさひなし但御留主にて足輕入用の時は時として召仕はる事も有へし

○御小人御馬捕並小役人

一古は御小人頭有之今は小目附支配なり凡て此類何れも小目附裁判なり出立は陣笠胸服黒股引にて此分上より渡るなり但一刀兩刀の別ちには役義によるなり然れ共平生と違ひ一刀の者も大方は兩刀なるへし平日御供裝束は思ひ々々と見へたり

公義御普請等の時は御相御奉行又は 公義御役人の家來へ不差合様の時は時々の御物すき有之

事なり

一御陣の時御小人の相動る役義大概左に記す但人数の事は時々にて不同なり

御草履 此役御小人の席上にて御換箱にても御駕籠の者にても御取立の時は一旦御草履に成て夫より御取立なり

御 冑 押前にては御馬の側に在座備にては御冑立に指て御跡にあり

御指物 御物數奇次第故有無定 天庸様 剛漢様には船釘の御指物を御持せなり

御具足箱 御召替共奥納戸奉行に隨ふ

御 鎗 御錫杖の御鎗は御馬印にて如何なるにても始終御馬の前を離れざる御鎗なり御手鎗は御遺料なり是亦御馬の右にあり

御 刀筒 御長刀に振十文字御鎗二本なげさや御鎗二本を持御馬前にあり

御手筒 二肩有之

御手弓 右二色は時として御自身被遊ために一二挺宛御持せ被成替りも御持せなざるなり

御 笠 御日笠なり御杖も有へし

御 杓

御床机

右の分は御手廻分なり

御感狀箱

常は足輕持之といへ共此時足輕は御先手なる故御小人持之但御感狀預りは奥之御小姓にて座備の時は小納戸奉行に付なり

大御馬印

四人掛にて御旗頭へ付

小馬印

二人掛り也

鉦二人

太鼓打手共六人 柏子木 二人

御茶辨當並御水風爐 御茶道へ付

臺 笠

立笠

御挾箱

小納戸へ付一荷は片荷持にして御馬近にあり御數狹箱は跡に在但御數狹箱は村役新役の者持なり

御篋箱

一荷なり

御駕籠

二挺なり御駕籠の者平生火事の節は御高桃灯の役なり御陣の時も送者の事故御駕籠にかゝりたり余りは大御馬印杯に掛るへし

御馬杏籠

一御小人は當時二百二十人程有之右役々手替り共に掛り御留主にも残り外に御手當として手明浮
小人をも召連らるゝなり何れも備場小屋場等は夫々の書に合せ見るへし
一御馬捕は百三十人余有之淡洲釜口浦にも御差置なり裝束は御小人同斷小屋は別に無之御厩の内
に居る也

御小人中間は元同事なり御家にては一統御小人と云御小人の内馬に掛るを御馬捕と云中間
と云名目は無之御馬捕を中間と唱るはあやまりなり

一御厩の別當は御馬捕の内より被 仰付是御馬捕の小頭なり以前は御目見仕たり

一定役と云有り當時百三十人程有之是は郷中より百姓の内を役として一年に廿日宛召遣はれ候所
近年は役銀上りに成右の廿日歩銀を以召抱られ諸手崎小遣等に由本々筆者の支配なり多くは居
役なれ共御陣の節も諸役人の内受取來りたる手先へは召連れ並御動役の御判紙箱御祐筆御用所
書記等の筆筈は此者の役なり

一御下男と云者當時五十程有之平日御臺所へ掛る也御陣の時も此者の内に御臺所掛り役人の下に
付て御陣中御陣前御用相つとむるなり

○諸 手 代

一手代足輕は大概同様子なる者なれ共足輕は先手御供役手代は居役故様子あしきなり其内町手代
近年にては裁許手代は小奉行の跡に付て御目見仕る故世上より准小奉行と云習はすなり
一町手代御賄所手代御目見等先年は様子よかりしか位田才右衛門町奉行の時手代栗田丹右衛門子
細あり不伺して扶持放し候に付御當職不審に思召候へとも才右衛門は支配の手代たごひ御目見

仕候共同に不及事と相立て居申に付屹と御不審もなく其通りに相濟依て其後は繼目の御禮不時御禮嫡子御目見等相止近年は以前より様子あしくなり諸御禮相止右に付御賄手代も是に准し兩手代共年始御禮計りなり

一御陣の時頭に付て罷越面々は御普請奉行手代御作事奉行手代御扶持方奉行手代也何れも具足笠胴服上より渡るなり

○村 役 新 役

一村役新役云は先規奉公人又は庄屋の嫡子二男等也御陣の時召出し御供被 仰付なり出立は具足笠胴服御借し被成足輕出立なり大小は自分用意と立たれ共所持不仕者共へは是も御借被成なり此者相勤る役儀

足輕討死の節手代り

御旗の者不足加り

太鼓

青貝御長柄持但座備にては御歩行の面々へ相渡し跡へくるなり

小屋掛手傳

道具持運船上持共

右類の役儀を相勤る也備場等は夫々書に出す但夫奉行の裁判に付て座備の時も無役の分は夫奉行の跡小荷駄の前に備るなり

一右の者を召連らるゝ事は御留主にて隙をうかひ一揆などを起させまじき爲人質の御心にて召連らるゝ事なり

一先規奉公人と云は以前御陣の御供を仕家筋久しき百姓を云也古代百姓に五石高宛の切田を下され郷弓と云て足輕に被 仰付御陣に召連られ其後郷弓御指止にて切田も召上られたれ共以前右御用をも相勤候事故帯刀御免にて村々より右の分名書上り有之右郷弓の家筋並御家中より指出たる役鐵炮役長柄役弓の者御陣後元の百姓に御引戻しなされたる家筋是等を先規奉公人と云なり

○人 足

一代官所より裁判して夫奉行へ渡し夫奉行人撰をして所々へ當配るなり
但軍役相勤候百姓は日割にて夫銀を御免被成なり

一出立は一統笠羽織なり但諸士へ渡るは其主人より渡其外は其頭奉行より受取て渡すなり扱庖丁

を一本宛御指せなり小屋掛等の時竹繩等も此庖丁にて切小屋具を取時も用るなり以前被仰出に野合
御通掛に御目見被

仰出し事あり然れば人庖丁と云是本なり
足百姓は脇指と申難く

一人足割の事は委しく夫々頭奉行心の巻又は諸士御足人數の書に出すと云へ共其大概左に記し置
地方取は大身小身によらず拜知より召連るなり割は大法五人に人足一人のつもりなれ共數多く
なりては辻にては減少被 仰付其上人も難行届且は人多なる事故時至り減少の事もあるへした
とへは百石士上下九人へ人足以下へは上より渡るなり

御藏米高取も地方取同斷の割なり無足御小姓以下御日帳迄は一人宛御歩行小奉行は三人合に一
人宛鉄砲一組へは十六人内一人は杖突の小者同二人は玉藥持同二人は小道具箱持同四人は鉄砲
箱持殘て七人は足輕二十人の人足也役鐵砲役長柄人足は上より御渡也但一組共仕立裁判人付て
出る時は人足も付て出るなり弓長柄等も大樣准し知へし是は五人に一人なれ共其趣に依ては十
五人に五人二十人に七人扨付る事もあるなり職人は七人に壹人渡るなり但其職に依ては道具箱
持杯も渡る事なり大納戸方の長持或は大行厨陣桶御臺所櫃の類皆人足の役也

一右當配りの外に浮人足も召連れらるるなり

一備場等夫々の書に出す尤押前の時も座備の時も一統惣馬の所へ操り備ふるなり

○役 之 者

一諸士軍役御役前より余りある時は鉄砲長柄弓の者に仕立指出すなり出様の事は役割の書諸士心
得等に出す

一家老は自分鉄砲其外足輕兼て有之故其内より出すなり中老以下は自分家來の内又は拜知百姓の
内より仕立出すなり尤出立は上の足輕の通りにして御紋の具足陣笠胴服を着し出すなり

一備場小屋取等の事は役鉄砲頭役長柄頭等の所に出す尤主人迄出る時は主人の行列に加はる事な
り

○職 人

一御陣の時御供仕る職人

大工桶工桶屋々根葺石切鍛冶等小屋掛奉行に付鉄砲鍛冶同臺師同細工人は御鉄砲奉行に付
具足師は御武具奉行に付

馬道具師は御馬具奉行に付

右之外革細工人塗師仕立人等に至る迄夫々奉行の下に付て出るなり備場等夫々奉行の下に付て
出るなり備場等夫々奉行の所に出す

一 小屋は一所に搦手の方に掛る人足は七人に一人付外に夫々道具持をも召連るなり但御武具掛りは夫々御奉行手先にある也

一 御扶持方は其奉行々々より請取なり

一 夫々棟梁付なり

凡て職人出立笠胴服にて上より御渡しなざるも也其内御大工頭美間十兵衛立石新右衛門常は小奉行の次にて御目見仕る事故阿野同断の出立にて行事なるへし

將卒役令 信

惣 目 録

一 御留主役	二 御仕置	三 本メ役
四 裁許	五 町御奉行	六 郡御奉行
七 御代官	八 須本御役人	九 道之手
十 諸奉行	十一 御鷹匠	十二 平島
十三 池田士	十四 三名士	十五 郷高取
十六 一領壹匹		

將卒役令 信

一 此一巻には専ら御留主御手配御國付役掛りの事を記す

一時々御陣の趣に依て輕き事にも御出馬あり又不輕事にも御人數御減少なされ廣島御陣の時御旗

本一備の御軍立等の類もこれあり故必豫には一定し難き事也然れ共先少しの一揆御塚目固め等

には鐵炮頭少々遣はされ扱御家老一手二手と押出し續ひて御出陣ある事其次第と云へし

一 右の通段々御勢出たる跡の御手當はまづ御家の御備時に寄ては御人數を御分けにて數々有し御

例も有之其本五備に定たり此五備は御作法の通一手々々へ人數御配付有て御先鋒は稻田家賀島

家へ被 仰付殘る三備の内にて御留主を相固むる事也又時として御留主にて御國塚目御手當の

時は御家老嫡子をも被 召出候て所々御固め被 仰付事も有之各舊例有之事也

一 地付御役人も御仕置本メを始め御陣御留主の節は心遣常と替るへし或は主戰の心配は兵糧運送

御武具手配等油斷有へからず

一 地付御用は大方隠居人痛所人杯へ被 仰付事也

一 御武具は所々御當配の外御留主にも一通り御人數相應に御殘しあり

一時として他人數自國通路の時は

公義より被 仰付固めとして人数御指出の事ありこの時は御城付御武具を以兼て被仰付の公義御軍役に應し御差出有之事なり御軍役は鉄炮弓長柄を合せて五千四百餘なり

一自分武具之事も末々迄出陣の者同断に用意有へし

御 仕 置

一先代御國にて御手仕置被遊たる

御方様は

一御家老御仕置の始は

一中老御仕置の始は寛永年中に御手仕置の刻御留主御家老へ御加なされたる是其例にて長江縫殿助山崎和泉なご相勤めたる是其始也

一古代より御仕置之次第

一須本御仕置は稻田家へ被 仰付事也然共留主の節並幼少等にて指支の時は中老へ被 仰付事也

但須本御仕置の始は大津彌兵衛稻田彦兵衛なり

一須本御仕置相勤めたる次第

一御陣の時御跡は外へ被 仰付陣中には御手仕置なり尤老功被 仰談諸手の儀は其手々々の御

家老受持て相勤る事なり

一朝鮮御陣の御留主は福聚寺東岳様へ御頼なされ御國中の御仕置方御勤なされ御證文杯は東岳様の御侍者道悠閑これを出す今以此判物所持の人有之これ御留守の内の御證文なり

御城内の御仕置方は 大匠院様蓬庵様の御母堂様なりへ御頼遊はされ御勤なされし也

三 本 御

一蓬庵様御手仕置の時は武市丈三三千石遊客其跡十左衛門丈三弟の子なり賀島主水齋藤八兵衛太田勘四郎此四人相つこむ但此時は御仕置と云たり其後御下仕置と名を御替又正徳二年より御下仕置を本と

御改なされたり居り物頭の勤むる役儀也先年山崎万兵衛平士にて勤たれ共平士の役儀にては無之

一本は地付役故陣中へ役儀にて御供は不仕也然共頭なる故本役に付御先手を相勤る事故自然と陣中にも小仕置御用は蒙るへしされ共御軍帳にも本と誰とは無之

一頭の本と本役に付て出たる時は備所はいつにても右左の一番に立事なり

一御留主へ一手相残る時は此手へ御組付直に本とを相勤るなり不残押出す時も一人物頭残る事也但近年の趣にて見る時は組預りたる本役は出て無組物頭席の内へ御留守本と役被 仰付方なる

へし

一 須本本は頭平士打込にて必一人は徳島より被 仰付尤外様と立て席あしき也
一本ノ筆者役

光隆様御代迄は手代格の者勤めたり多くは御藏所手代より出たる由 此御代より中小姓御日帳
格より勤む加りには御歩小奉行よりも勤る也

裁許奉行

一 昔は國奉行と云者有て裁許郡代官之三役を兼て勤たり然れ共裁許は直伺の御用にて右奉行の了
簡にて取計ふ事は上よりも思召寄 被仰かたまき程の重き事故御仕置本ノ杯へ傳ふ事なく是に連
て郡代官の事も時々外役人へ聞へざる事ありて却つて旋らざる事共有之に依て國奉行を御止め
三役別々に成たり此迄は賀島主水目代國奉行たり其後又三役合せて國奉行被 仰付元祿十二年
より又々國奉行止て今の通り三役分れてこれを勤むる事なり
一 右の通重き役儀故中老の内へ被 仰付御陣の時も御留主へ残るなり万一右中老組頭杯にて御供
する時は跡は隠居人又は郡奉行當分請持相勤むる事也

五 町奉行

一 以前は中老勤たり其后瀧筑後物頭の隠居にて是を勤めしより物頭の居り役儀に成たる事也然れ
共昔中老勤めしに依て今も町奉行は會所に於ては中老の席に罷在るなり
一 御出陣の時は御留主に相残りて御山下を固むる也尤鐵炮頭なれば組足輕共相残る也但御家老一
手御のこし置の時は此手へ御組付有之なり
一 須本町奉行は以前御目付と兼帯にて有しを御引分御普請奉行と兼て相勤る事也

六 郡奉行

一 郡奉行は一國の農民の惣司なる故其役儀甚輕からず取捌繁多也格式は平士騎馬打込に相勤む尤
右國奉行者たる時は格別に郡奉行はなかりし也 其後代官兼役の事有此事
猶代官の所に出ずなり
一 郡代は地付御用故御供は不仕尤其人御用にて被召連時は跡隠居の老人等を被 仰付事也依て
操山様御代箕形實兵衛を郡奉行に被仰付し所腰拔の御見立に逢殘念也とて御受仕らす御暇奉願
どの廣言に依て百日閉門被 仰付たり其後御役儀は不被 仰付と也心得違と云へし御供はせさ
れ共惣勢出陣の跡は郡代官町奉行杯の受持に被 仰付御國を守護たる事故甚重き役義也既に島
原御陣の時須本より修理御供に付跡は郡代官町奉行受持に被 仰付し事なり

一 徳島郡奉行三人(名東 名西 麻植) (勝浦 那賀 海部) (板野 阿波 美馬 三好)

一洲本郡奉行二人津名三原と分て是を受持但是は中よりの事也其以前は兩人兩郡を一處に受持て勤めたる事也

一堺目固め有之時は或は御自國御取合の時は郷中人夫等手配の爲郡奉行御指添なされ此時は格の通出立罷越なり姫路一揆の時岩田寺澤の兩士を御手當として遣はさるへしこの御手配の節洲本郡奉行陶山與一右衛門被仰付用意有たり猶委しくは別に覺書これあるなり

一寺社の事をも郡奉行兼役之

一人足村役新役等の事代官夫奉行等申談する事也

一平日請持先の村々へ出郷の時は自分鉄炮二挺持す事なり尤程々緋袋入にして是を持す事也

七代官

一代官は地付御用にて耕作御所務方の事を司り治亂共諸人足小荷駄の手配をして夫奉行へ相渡す事なり平士騎馬無騎馬打込に勉め諸奉行よりも勤る也

一以前國奉行兼帶の後一旦十三人有たる事有是は御留主の時外に人數無之故かくは被 仰付し事も須本も以前は十人餘有之是は徳島の割合には合難けれ共其頃は新規の御場故右の通に被 仰付尤此時は郡奉行兼役にて有し也

一以前は我受持の手先にて御所務の内廿分一を大役料として被下置たり今は無之是は古多く被仰付し頃の事也元祿十二年國奉行止てよりは只今の姿也

一今徳島御代官八人有之各受持場所を分つ

一右の内大西御代官は騎馬の役にて豫洲堺佐野口の押也常は御城下に有之子細有之時は出張する也尤郷鐵砲二組預り郷高取をも支配して右面々は佐野口方角に居宅あり但此足輕は古代池田城番中村氏へ御組付有たる足輕也依て今も是を美作付と云也

一海部御代官是も騎馬にて南方土佐口の押也海部上下灘を受持郷鐵砲二組二十人預之此足輕も鞆の城番益田豊後へ御組付有たる故今もつて豊後付といふ也其外判形人御目見人を支配する也判形人と云は

一右兩代官出郷の時は物頭の備にて出る故自分弓鐵砲を持す也其代官も受持方角へ出郷の時は鐵砲二挺宛は持すなり尤程々緋袋入也

一右の外木頭仁宇御代官二人齋田壘方三人有之

一須本御代官當時三人あり

一御自國御取合並御國堺へ御人數押出す時は必其方角の代官御先手を仕る也須本も同斷姫路の時

も柵橋治右衛門被 仰付内々用意有たるなり

須本役

- 一 一通りは夫々役儀の部に出す此所には右に洩たるを記し置
- 一 御用人御代官等必徳島住宅の内より被 仰付須本住宅へ御指加被成事子細有事なり又御用人は一旦奥御小姓杯の御側御用相勤たる内より被 仰付を以見るへし常に中備須本に無之も子細有之事なり
- 一 須本御用人は外様と立て渡海の節登城の時も御用談の外は御手元御用人と一座不調なり又御手元御仕置より御近習本へ御目付は御直御用談と相立御用状切紙様當なり須本本へ御目付は殿當なり

古今役儀違

古は御目付町奉行兼役
目付兼役なし

古は御普請奉行は格別にて御作事奉行小細工奉行兼役中頃御普請奉行御作事奉行兼役にて小細工は格別にて有たり今は三役各格別に成て御普請奉行は町方を兼役す古は鍛冶奉行御作事へ付

今は御武具奉行兼役す

一 古は疊方御土藏方共に小細工へ兼役今は御土藏方格別にあり

古は新御藏奉行御銀方並小拂方共兼役今は小拂方別に成たり

一 須本御用筋の儀古來成來り押立たる儀は各別其余の事は諸事九郎兵衛心に任せられ度旨俊良の時願ひ玉ふ依て御手元の趣と相違の事まゝ有之なり

道之手奉行

一 道の手奉行は無足御廣間小姓より勤る役義にて平生市中往還の道作り御郭内堀川土手橋の御普請の事を司る故に諸事御普請奉行申談し相勤る也

一 役人には明手御鐵炮の者を受取道作り其外石普請までも申付右様の御用これなき時は平生石場にて石を割せその働きを見届け違者不達者を見分不働者は頭へ付届けして不斷働らかす事也是は御陣の時陣場堀土居を付又は城普請等皆足輕の役故其時の爲平生道の手へ御渡しなされ其業を御練せ有也

一 道の手奉行は御陣の時御供は不仕居役なり御留主にて専ら主戦の用意をして敵付の石垣土手等に心を付自然主戦に成て敵石垣等を打崩す時は早速其破損を繕ひ或は味方の足場宜しき様に手

配りする事を肝要とする事なり

一御山下廻り火事の節は早速馳付専ら水の手を裁判し又出水の時は土手等の手當をも其方角々々の御手當役人立合てこれを禦く事は常の勤也

一須本道の手奉行も勤方同断也但御道具方を兼帶す徳島御普請道具は鍛冶奉行の受持にて徳島福島の兩見付に入有之但唐鍛鐵突鶴の幣等也

十 諸 奉 行

一蓬庵様御代には只今の如く格式數々無之只御小姓諸奉行の二通りにて其内より祿の多少にて自然と輕重ありたり今其格々の別に有事以前は御家老小身故與力を御付なされたり然共御人數少く難調に依て與力料を下され是にて士を召抱へたる事也其後追々御人數も多く成て御家老も與力に不能故右與力の面々を御召出し五十石以上は高取諸奉行其以下は無足諸奉行御步行小奉行杯と祿の高下に應じて格式を御立なされ夫より次第に繁昌して今の通りに成たる事也依て今も其家筋まゝ有之森紋五郎沖津仙甫杯か家は樋口内藏助與力須本にても小川秀之丞家は林道威與力にて有たる其末なり此類尚多し

一諸奉行は御陣の節用前役掛りの面々は役儀に依て御供被 仰付その余は御留主地方御用相動む

る故無役の面々も御供には不被 召連故に地盤席もよろしからざる也

一諸奉行より相動むる役儀平日見へ渡りたる趣なり其内役長柄奉行は時至り高取諸奉行無足諸奉行の内へ被 仰付なり

- 一諸奉行を拔る事祿の差別なし何百石よりと云定りは無之也箕浦惣八二百石の諸奉行成しか須本へ遣はさるゝに付て御組入被 仰付栗田仁平太高二百二十石長谷川惣左衛門高二百二十石この兩人諸奉行にて御通ひ小姓を勤て後御組入被 仰付又須本にて小川六兵衛七十石の諸奉行成しを御加増高三十石被下百石に成て御組入被 仰付たり然れば定りたる事はなく勤功又は思召寄其人の器量次第と見へたり凡加増立身の事は諸奉行に不限其歩みそれれ數量定り有事成共勤功人柄の趣次第又は思召寄にては其格立を不立事也たとへは平士高取の御加増は五十石の例なれ共佐山市十郎無騎馬の平士にて御目付相勤め百石の御加増有し類を以て見るへし
- 一須本諸奉行の席は様子よし無足御小姓の上にある子細は
- 一諸奉行の嫡子何れも親に隨ひて夫々親の助けをなす尤願候て御供仕る又は御供分諸奉行嫡子も願候て御手先へ罷出る事成へし

十一 御鷹匠並猿業

一御鷹匠は奥御小姓の内より支配なり陣中へ被 召連事鷹匠猿樂共に相調ふ御格なれ共御連なさ

れたる御例無之なり廣島御陣の節も万端不揃故にその義なかりしなり

一公義は猿樂飼料御役の外に御差上也此料を以て公義猿樂御召抱有之事也依て此御方御祝儀等の節御自由に召呼るゝ事は此故也

十三 平 島

一平島氏は足利公方の苗裔にて御國に罷在子細由緒等別に平島系譜の書有之又聞見録にも出たり古は平島近所數ヶ所にて四五万石程も領したり依て御打人の後高百石被遣其まゝ御差置なさる至鎮様思召寄には素性と云殊に此頃迄余程領地もこれ有たる者の事なれば高千石被遣た旨蓬庵様へ御相談遊はさるゝ所御意に叶はせられす箇様の者に結構をして頭を上げ置ては後々の惱と成もの何分郡奉行の心儘に相成様に有之度思召の由にて其通に被 仰付分限帳には郷高取の席上に御差置有たり其後

綱通様御代には高取諸奉行の末席に相成り然所綱矩様御代忠山伊豆御仕置の節引掛の子細有て元來百石と成たれ共觸事は其儘庄屋方より相觸來りし所宗員様御代御鷹の儀に付て御鷹支配より誤て直觸したる事有其後有來る通庄屋方より觸しに此を受さるに依て郡奉行西彌次郎右の旨

を御仕置貢へ申上し所何分只今迄の通觸へき由にて以前の通に成たる所又其後御留野堺の儀に付 御意を請問違て御鷹奉行を御使者に被遣夫よりして以前よりは少し様子能御合力人の様に見ゆる也右御使者相勤し事に付て貢より御鷹支配へ不審有之何の申譯にこれなきに付御前憚申上しか共憚には不及旨にて濟たり

一右程の格祿に被 仰付置有之共素性を申立地廻りにも對狹箱打物等を持す也

一他國御指留にて有たりしか是も近頃は有馬入湯杯は御聞届有之たり

一何分後々惱にならざる御心遣有に依て御手當は有之共御合力同斷にて何の役をも不被仰付御備御當配もこれなき也

一年頭御禮は芥子の御間にて御禮御受御近習披露にて御盃も無之得と休足と御意有て退去也熊八郎殿には御近習披露をいやり自身に御代々御厄介に相成候浪人者にて御座候と披露有しと也

十三 池 田 士

一是は以前池田城番中村美作與力にて則下士にて有たり五人有何れも高取にて此内には騎馬も有之也是は讃洲豫洲堺佐野口の押とめ白地川に住す今以此所に御指置白地川往來の番手被 仰付尤大西御代官持の所故右代官の切手にて往來する也

二百五十石 井郷 二百石 馬宮
百五十石 長濱 百石 宛 (武川)

一席は無足諸奉行の次に立なり

十四 三 士 名

一池田同断にて池田城付の士也三人有之二百石宛大黒川百五十石西宇土洲口の押に御指置也祖谷に住す本は中村美作同心にて池田士の支配人にて有たり依之今も池田士はよし三名士は三日禮にて不時御禮は不申上惣体様子あしき也然れ共高取の事故遠方往來出府の時环は鎗を持す事也
一池田三名士は御堺目御手當故地付役にて御陣の御供は不被仰付右様の時は向々留主に在て此を固也

十五 郷 高 取

一郷高取は本御國付の者にて昔は一郡或二三ヶ村を領し小城の主にて有たり依て家來も多持これ有也當時は大西御代官支配也
一今は三十石五十石七十石百石迄の高を被遣御出陣の跡御國固被 仰付也此時百姓共能隨ふたの庄屋役を被 仰付有之

一人數御定は無之也但弓鉄砲人數書付は指上有之由也

一祖谷に八人其外佐野一字美馬三好邊にて都合廿人計も有之也大野百石 石川八十石 伏屋三十石等皆郷高取也専ら佐野口の固也但郷高取は大西御代官支配なり

一御巡見の節は御止宿之村に於て夜分廻番相動ひ其時は鎗を持す也

十六 一 領 一 匹

一古代御打入の頃は御武具も備はらざりし故郷中富家の百姓より御陣の節は役として具足一領馬一匹に付裝束共指出し可申候間平生帶刀並諸役御免被下候様奉願也是御借馬と成へき料也依て分限次第に一領一匹有二領一匹二領二匹三領三匹等の品有て指上る事也其後御武具等不足云事無れば新規には不被 仰付也然るに享保八年道雪伊豆御仕置の時郡奉行山崎夫兵衛本庄政右衛門原角兵衛は病氣にて不参方より伺けるは郷中一領一匹の者共帶刀して御軍の節は具足を着し馬に乗御供仕る者に候所庄屋に付て御目見仕る事如何に候間向後は庄屋の上たるへきかと有ければ伊豆是に同意し給ひて庄屋の上に被 仰付し也是甚誤也不詮議故富家の者をして借上成しむると甚し尤今は願候ても不調以前よりの株は其儘御立置有之也

注意 以下蒐録する所は展覽會開館に際し特に有識者又は古老に就き制度の一斑を記述し出品

を求めたるものなるを以て特に重複を省みず摘録す

藩政時代行政司法の状態

(徳島市 曾我部道夫氏所藏)

藩政時代に於ける行政司法の状態

藩政の制度は士農工商の四段に分る、農工商は己が職を勉め其得る所の幾分を上納し士分のみ藩政に與る。而して藩政はすべて軍制組織にて全く軍人政事なり、司法行政の事につきては先づ軍制より説くを便とす

第一、軍人身分の事を説かん、士分には左の區別あり

- (一)家老、(二)中老、(三)物頭、(四)與士(壹名馬廻り)、(五)高取諸奉行、(六)小姓、(七)中小姓、(八)日帳格、(九)徒士、(十)小奉行。

右の内家老、中老、物頭、與士は戦闘の侍にして高取諸奉行以下は雜役に従事するものなり、家老一人に付中老二組物頭四組を屬す、而して中老一人に付與士二十五人を屬し中老之が與頭たり與士は徳島城下に十一組、須本に二組を置く物頭は足輕大將たり一人に付銃卒二十一人の一组を預り又弓三十人、持筒三十人、旗二十人宛の一组を合せ率ゆるものあり此物頭即鐵炮頭は代々繼

續のものご撰任により騎馬の與士より一代勤めをなすものとの二あり此外組外のものに池田三名士といふものありて國境の警備を掌り、大里住組士ありて南方海岸の警備を掌る、是は天保年間外國船漂着の時より創設す、何れも附屬足輕あり。又郷士、原士あり、郷住の士にして定職なし、無格者は御弓、御鐵炮、御旗もの、御長柄もの、諸手代等を云ふ。其内軍事に關する鐵炮歩卒町組を以て住處を定む、現今當市中の町名に残れり。

右は今日の狀態に引き當つれば陸軍なり海上の事は有事の際に於ては森甚五兵衛森甚太夫専ら擔任し、平時は安宅奉行御船頭、御水主、加子の組織を以て船舶海員の事を掌る家老以下重臣のものは家臣若干を養ひ家法を立つ之を陪臣或は又ものと云ふ。

以上士分卒を合せたる總人員を推定すれば安政分限帳に士分千九百五十一人とあり、これに無格者三千を加ふれば概ね五千なり夫は家臣の家來を合算すれば凡一萬計りと見て大差なからん。

此外町外、郷分に屬する身分を云はん、小高取同格、三領一疋、一領一疋、支配外無役人、郷付浪人、町人、百姓、番非人、掃除猿引穢多非人等の區別あり、町人に御目見人と稱して正月の年始式に藩主に拜謁を得る特待のものあり、又御山下村とて城山の周圍に近き板野郡名東郡勝浦郡の諸村(三十余ヶ村と記憶す)は城内非常の際又は平時に於て用便を達するものありて此村民は他

の郡村の民より優待の榮あり

第二 祿制は左之通

家老 一万四千石一人(稻田)一万石一人(賀島)五千石一人(池田)四千石二人(蜂須賀信濃、駿河)

中老 三千石以下五百石に至る

物頭 二百五十石以上馬一匹を養ひ置くの義務あり

與士 百石以上にして五百石より槍を立つる權あり又二百五十石より馬飼の義務あり

高取諸奉行

百石未滿を通例とす

以上高取士分凡六百十人

大小 姓 通例五人に十石 中小 姓 通例四人に八石

日帳 格 通例四人に七石 徒 士 通例三人に八石

小奉行 通例三人に七石

(茲に何人と云ふは一人一日五合宛の計算、何石といふは年額なり)

以上士分凡千三百五十一人

持筒 弓 三人に六石

鉄 砲 三人に五石

此外種々の名あるも略す

以上は軍制に属するものにして此他軍制の身分より行政を兼動する増加給俸及行政無格者雜役の祿等は之を略す

高取士分は年に一定の軍役銀を納む、所謂祿税にして藩主江戸參勤扈從の時は之を免す

與士以上は毛付届として有事の節携ふべき武器武器の色分け即兇は何々、陣羽織は何々、槍鞘は何々等を届置くを定則とす故に正月十一日國瑞神社の祭禮の時社内に具足等の陳列ありしは或は武器檢閲の意味ならん、依て毛付届なき高取奉行以下を無足と稱す

祿の支給は配地と藏米との二途とす

(無格者は株の賣買を許す)

第三、行政は左之通りにして行ふ

一御仕置、一に常職といふ家老の内を以て充て目宅勤めにして藩政を總裁す其附屬に書記役あり

一年寄 中老の内を以て充つ人員五六人合議体にて行政の樞機に參し隱然當職の專横を制する

の傾ありき江戸詰の年寄は當職の權あり

一目付 組士以上を以て充つ人員若干行政百般の監察と處断をなす重要な役にて下諸奉行を指揮命令す其附屬に小目付、目付、日帳等あり別に伊賀士なるものありて斥候視察をなす

一元ノ 組士以上を以て充て人員若干藩政一般の財政を管る其附屬に裏書書記若干あり

一奏者役 組士以上を以て充つ、御使番と稱し藩主の命を傳へ又有事の時はお見役を勤め平常には式禮等の事を掌る

一儒者 學校教育の事を掌る

一弓馬劍槍砲術の師家、武藝を掌る

一諸奉行 奉行に種々あり次の如し

町奉行、中老或は物頭を以て充つ城下市街一般を管轄す其付屬手代若干、内手代若干、同心、目明し等あり

御郡代奉行、組士を以て充つ封内各郡を區分して管轄す役所は今の富田橋北の區畫内に集

勤す其附屬に手代、同心、下才判あり

右兩奉行は地方一般の地方行政を掌るものにて兼て民刑の裁決をなす

御藏所奉行 組士を以て充つ租税土地の事を掌る其附屬に檢見役手代等若干あり

藍方代官 組士を以て充つ、藍の事を掌り藍運上銀を收納す其付屬に手代以下小役人若干あり。

以下諸奉行代官の身分及付屬とも租同一に付略す

鹽方代官 鹽の運上金を徴收す

御作事奉行 本城の建築修繕を掌る

石垣奉行 本城

普請奉行 徳島市内の河川沿岸の土工を掌る

銀札奉行 藩紙幣の發兌等を掌る

紙方奉行 專賣法即製紙を買い上げ紙屋町の紙商に拂下げて販賣せしむ

北藏奉行 此倉は今の典獄官舎の裏にあり米穀を保管す

新藏奉行 同上今の裁判所のある所

銀奉行 小拂方

御厩奉行 藩主用及軍馬を掌る

御賄奉行 金穀仕拂を掌る

御樽奉行 櫓内の武器手入等を掌る

安宅奉行 海員造船の事を掌る

御番手 組士を以て充つ、岡崎、福良、岩屋等に設置し封境の警戒を掌る

宗門奉行 町奉行、御郡代奉行の兼務なり

棟付奉行 臨時に命ずるものにして戸籍を掌る當藩の戸籍法は實に特別のものにて恐らく今日

の戸籍法も亦之に加ふるなからん

御分一所 津田、福島、岩津等の各地に設け運上銀を徴集す

御銀主 城下富有のものを以て之を命し藩の用途を弁す

地方役人は左の如し

徳島

一年寄 町奉行の任免するものにして各町に設け町内の事務を處理し兼て各町を代表す

一五人組 各町年寄に属し町内の事務を掌る

各郡

一與頭庄屋 又大庄屋ともいふ御郡代奉行の任命する所にして一郡三四人を設け一郡の事を所理

し庄屋以下を指揮監督す且民事訴訟を受け之が勸解をなす又他郡の訴訟を御郡代奉行の命によりて勸解することあり

一庄屋 一町村の事を掌る

一五人組 庄屋に屬し其指揮を受け傍示別に町村事務を分掌す

一郷鉄炮 郡村住居のものにして受持御郡代奉行に屬し有事の時國境を警戒す此株は賣買を許す

一番非人 庄屋に屬し犯罪治安の事をなす且郡代所の同心下裁判の指揮により特別刑事に従ふ

地方役人は概して名譽職にて俸給なし庄屋御取立五人組は多少の支給あり、與頭庄屋の町村へ

出張の時は其費用を町村にて負擔す、郷鐵炮は苗字帶刀を榮とし別に手當等なし。番非人は其

町村内より春秋二度米麥を戸毎に乞受け生活をなす

以上の第一第二第三の各項を尙總合約言すれば第一第二の身分階級は世襲を以て軍制的護國治安の局に當るを本体となしたる制度にして第三行政の官制は本体たる軍人より撰拔従職せしめたるものなり、其行政司法の有様を分り安く言へば仕置の總裁と年寄の參與職は今日の内閣とも云ふべく目付の行政處と元締の財政は實に中央行政司法の要部にして今の内務大藏司法等各大臣の職權に比すべく下て諸奉行の内町奉行、郡代奉行の二者は行政司法の實權を有するもの今の府縣知

事判檢事に比すべく又町奉行郡代奉行に属する同心目明下裁判及町村に常住する番非人は警察吏員に比すべきものならん、與頭庄屋年寄庄屋は今の郡市長町村長と見て可なるへし

第四、總体につきて述べんに先づ宗門改めといふことあり宗門奉行に於て一年一度切支丹宗門のものにあらざることを取調ることにて士族は年々宗門奉行の前に於て血判をなす、無格者町人百姓は相續の時一度血判し其後は其町村の寺院別に調製せる宗門帳に調印せしめ庄屋より宗門奉行に差出すものとす但此町村の宗門調印は傍ら印鑑の功用をなしたるものなり

士分は白の足袋を用ゆるを定法とす其他は苗字帶刀のものも皆用ゆるを許さず。庄屋以下役人及町人百姓は苗字なし勳功ある庄屋は苗字帶刀を許さるゝことあり。献上金又は大なる功勞ある町人百姓は小高取以下の身分に取立苗字帶刀を許す。無格者の士分に對する禮は途上に履物をぬぎ踞して面を他に背けるを定とす又渡船は必ず士の乗り降りをして俟ちて乗降す其同船は踞禮を用ゆるに對し不禮のものは切捨御免と唱へ其ものを切捨て目付へ届付くるの手續をなすのみといふ風なれど別に探索方なご入り其次第を明にし若し不筋あれば暗に咎めを受く、士分は遊所へ近寄を許さず盆踊等をなしたるものは閉門等の處分を受く、芝居人形に限り役者芝居は嚴禁なり城下には二軒屋口にて特に免許せり、娼妓營業を嚴禁す

座頭と唱へ盲目者の制度あり其階級を設く、此座頭は冠婚等の吉事ありし家に行けは資力に應じ祝儀を申受くること官許の如し此他神社佛閣の階級等あるも畧す

附言 城下市街の土地は無税なり唯石場役銀と稱し沿岸借地料ありしのみ目下市税増加の傾あり當局のもの少く省意ありたきものなり

第五、刑事の處斷は本城付即中央に属する身分のものは目付に於て處分し地方は町奉行郡代奉行に於て處分す其刑名左の如し

- 士分 追放 減祿 閉門 切腹
- 無格者 火焚 磔 梟首 打首 牢舍 兩國追放 町村追放

士分の追放は板野郡大阪山口より追放す、無格者は便宜の國境又は町村境よりす。火焚磔梟首の刑の執行は鮎喰河原に於てなし牢舍は塙裏にありき、藩政時代に於ける行政司法の狀態略右の如し而して當藩は頗る富藩にて御判物高は二十五萬七千石余なるも新田切開き等に属するもの八萬石あり寛政分限帳に公記せる高三十六萬石餘ごあり故に他藩に比しては御用金等の賦課は殆ど無し領民は實に幸福なりしなり。阿波國民たる者深く舊領主の恩惠を銘して永く忘るゝなく其子孫に對し優遇の道を講ずる事は追遠の常道と思はる

庄屋勤方の概要

四五二
(徳島市二吉氏所蔵)

庄屋と組頭庄屋庄屋は五人與取立人等を指揮して村内万般の事を處理して郡代奉行の監督命令を受く公事訴訟又は事の重大なるもの或は他村に渉ることは組頭庄屋へ申立て又は郡代の命令により組頭庄屋にて處理す但し公事訴訟は郡代に於て他方の組頭庄屋に命することあり

地格と草高物成

田は上々田、上田、上下田、中上田、中田、中下田、下上田、下田、下々田、下々下田、の十等に別ち畑も全上十等に別ち特に上々畑の上に居屋敷を加へて十一等となし上々田壹反の草高を壹石六斗と定め以下壹斗宛、率を遞減し下々下田の壹反の草高七斗に至る而して居屋敷は反壹石四斗にて上々畑の壹石三斗より順次壹斗つゝ下りて下々下畑の反四斗に及ぶ此の草高を目安とし其四つ受け乃至六つ受け即ち草高壹石に對し四斗乃至六斗を物成と稱し之れに二の延と唱へ高物成に二割を加ふるを以て年貢即ち租額とす尤も北方には麥の受地即ち斗代と稱するもの、あれと下助任村は皆内麥の定めにて米租に對する麥の内納を爲すのみ是等は御檢見役の詮考認定して檢地を庄屋へ交付せらるゝなり

檢地帳と其異動

舊藩の檢地は遠く慶長年度より初まりしも當村にては延寶四年の檢地帳を根據とし以後の開墾又は川成は時に檢見役の來檢して假り檢地をなす此の時は庄屋五人與等は之れに立會す檢地に二あり一つを反高場といひ一つを大繩場といふ反高場とは萱地、藪床等を出願開墾して檢見役より仮りに地格を定め下札を交付せらるゝなり下札とは地格、反別、租額、名負主を記せる仮券状なり大繩場とは川池等の池添ひの癒へ上りて草附となりしを出願作付して檢見役より見積り下札を受くるなり此の仮り檢地は檢見役の見込により追て本檢地に改めらるゝものとす

地租と指紙の代納

地租即ち年貢は二季に別ち米租は十二月廿五日限り麥租は六月廿五日限りとし譬へは麥三斗は米の壹斗との見合ひにて上納する定めなり御藏所付の取立人は各百姓より取立て庄屋五人與付添ひ新御藏へ現米現麥を以て納付する定めなり然れども士家其他へ新藏より交付せられし指紙にて代納するも差支なし故に市内と接近する地方は指紙相場の高低を豫知するの便あるを以て大抵指紙にて代納せり給地即ち士家其他の拜領地に属する地租は其給人より依頼を受けたる取立人に於て給地人へ現米麥にて納付す或は給人の望みにより代銀等を以て先納せしむるものありたり

土地の質入と讓渡

土地を質入して金穀を借用するを壹ヶ年切り田畑質入といふ壹ヶ年以上の質入は曾て禁せられしゆへ壹年を以て質入の慣例となりしなり此の證文には庄屋五人與取立人連署し郡代手代の裏書を以て成立するも檢地帳には異動を生ぜず總ての公租は地主より納付し收穫も地主の所得とす又た田畑を賣渡すを永代賣といふ田畑讓渡證文と書して賣渡しと書せざるは是れも曾て土地の賣買を禁せられしを以て讓渡しと書して實は賣渡すなり之れ亦た庄屋五人與取立人の連署にて郡代手代の裏書を受くるご同時に土地名前帳の名負主即ち地主を改正し惣ての權利義務は讓り受け人に移るものとす

五年切賣渡

又た田畑を計切りにて賣渡すは五年間を以て限りとす之れも五年以上の質入等をなすを禁せられしによる而して證文には米證文と銀證文の二種ありて米壹石は銀五拾匁にて換算せることとせり尤も證文には庄屋五人與連署し郡手代の裏書を得て土地名前帳を買受人の名に改め總ての權利義務は買受人に移る若し五年の後に賣渡人が買戻せば元に戻すも尙ほ返金を延滞せば其土地に對する主權は五年を過るとも買受人に於て持續す彌よ賣渡人にて買戻すこと能はされは更に永代賣即ち田畑讓渡證文の手續をなす之れを底賣りといふ初め五年切りに賣渡せしときは大抵地價の

八懸け位にて取引せるを以て彌よ底賣を爲すには元の地主は殘る二割計りの地價金を追求す然れども買受人の之れに應せざるごきは他に金主を求めて一旦買戻し而して其金主又は他へ永代賣即ち底賣をなすなり給人の拜地に係る分も略は同様にて給人より依頼せし取立人の連署し給人の用人其裏書をなすの違ひあるのみ

棟付帳と人別帳

棟付帳は今の戸籍簿にて(明曆萬治)(延寶)(正徳享保)(文化文政)の四度に改正ありて大抵五六十年毎に調製し嘉永年間より第五回の改正をなすへき準備中に維新の變革に際會せしため中止せられたり而して棟付帳の一部は郡代所に一部は庄屋手許に備付くものとす最近は文化九年のものを用ゆ別に人別帳といへるものありて家主家族及び買人即ち年期にて買ひし奉公人を始め其小家即ち別家並に下人即ち曾て奉公人を仕分けしものゝ家主家族及び買人等を列記して壹棟とす但し女子は總て記載せず尤も絶家又は全家失踪せし如きは庄屋五人與に於て調査し絶株調子帳を製作す而して子午の人調へと稱し七年毎に現住者を軒頭に列せしめ人別を調査すると今の戸口調査の如きごあり故に旅稼の願には子午の人調には歸宅すへき旨を記入するを古例とせり又た百姓役を免されんことを乞ひ脱俗僧侶となるもの養子、縁組、離婚等の類は庄屋五人與其願書に奥書し御

藏百姓は郡代に給地の分は給人に出願して閉置印を受け人別帳に付箋し失踪人は其家主より申立て庄屋五人與之れを調査して郡代所又は給人に届けしめ人別帳に付箋す但しは離勘當は庄屋組頭庄屋又は郡代手代に於て順次懇篤説諭し止むなきものゝみ郡代の許可を得て人別帳に付箋す

古夫と村割

凡そ井利、養水、土木、勸農を始め神事其他諸般の賦課にて村内に係るものは庄屋五人與に於て出銀又は夫役現品等に區分し村内一般に賦課徴収す其二村上に跨るものは組頭庄屋に於て各村の古夫に應じて配當す古夫とは最近の夫役帳に記せる夫役數をいふ故に組頭庄屋は各村の民家に増減あるも更に改定せざる限りは昔日に定めし各村の古夫に據りて賦課し各村庄屋は更に之れを現住者に割り當つるを以て村内民家の増減により一戸當りに多少を生ず是に於て繁榮の村と衰微の村とに幸不幸あり尤も郡代より一般へ向け賦課せらるゝものも此古夫數に據るを例とす而して是等の賦課を村内に割り當つるを村割りといふ或は割りご單稱す毎年正月十六日に庄屋宅へ五人與及び頭百姓集會し村内に於ける年中諸般の協議を爲し且村の費用賦課を民家に割り當つる等のことを協定し後に祝膳に就きて散會す之れを割りに行くといふ其他郡代又は組頭庄屋より賦課せられしものは夏秋兩度に庄屋の宅へ前同様に集會して村割を爲すは今の町村會の簡易なるものゝ如し

表 旌と罪人

村内に孝子節婦等あれば庄屋に於て調査し組頭庄屋の再調を経て郡代奉行に申立て、褒賞を受け又た公儀即ち幕府より御巡檢使の來るときは豫め孝人義人等を郡代に申立つるを例とす或は藩主老公等の村内等に巡視せらるゝときは特に庄屋に命せられて八十才以上の高齢者を村道の側らに整列せしめて延見せられ懸籍金を賜ふことあり罪人は同心にて逮捕するも村預けとなるものは五人與を召喚して引渡さる今の仮出獄の類なり其小科は五人與か召連れ出頭せしめて説諭を受けしむことあり尤も放囚は五人與を召喚せられ特に授産法を設くべき口達ありて受取り歸村するを例とす

御山下二十一ヶ村

名東郡下助任、上助任、田宮、佐古、藏本、矢三、今切、島田、庄、東名東、西名東、下八万、北濱、富田、南齋田、津田、新濱、沖須、住吉島、大岡を御山下廿一ヶ村といふ徳島城山下の村落の意なり是等徳島に接近する村落に在りては隠便、益踊り其他市内の雜踏する事あるときは郡代所よりの命に應じ非常を出役警戒せしむるの義務あり尤も之れは村の務めなるを以て其出役者には村より與内金を贈遣する定めなり

藩主の通行警固

四五八

藩主の參勤交代の上下には下助任の沿岸に御召艦以下の碇泊出入するを以て庄屋五人與は沿岸を巡視警固し村民等をして不敬なからしむ爲に通行を禁止し又た藩主の出漁遊獵のときは前夜郡代所より庄屋へ沿道警戒の豫報あり即夜別宮、鈴江等の沿岸庄屋へ廻達し明早且より庄屋五人與は御通行道に出て、非常を警戒することは春秋に於て頻繁なりしなり

傳馬根取村

藩の公翰其他官署の物件傳達を爲すべく豫め下助任村字中の村に傳馬所を設けられ撫養街道及ひ北方の宿繼々をなす庄屋より傳馬裁判役三人を推選し毎月一人に銀廿四匁宛を交付せられ毎日一人宛傳馬所に交代出勤し人夫傳馬を監督して公翰又は飛脚御用物等を板野郡鯛濱村の傳馬所へ派遣せしむ鯛濱は更に同郡木津村の傳馬所へ遞傳して撫養口に及ぶ尤も近傍へは各傳馬所より直送するも其徳島より發する第一の傳馬所なるを以て下助任村を俗に傳馬根取村といふ西北は名東郡藏本村傳馬所を第一とし南方は全郡下八万村傳馬所を第一とし大抵一里松のある付近に傳馬所を置かれ順次に豫讀及ひ土佐街道に遞送す此の傳馬所は所在の庄屋之れを管理す

非常の出役

藩末の頃長州征伐 奥羽征討の如き非常出役のとき下助任は其發送地となり軍需品、輕重の類を始め人馬の指立等は郡代官の命により各村の庄屋五人與は人馬を引連れ来るを以て萬福寺を其集會所に定て自村の人夫をも出して土着の庄屋五人與は應接仕賄ひ等に忙殺せらるゝ事は多く他村に例なきならん

火屋床永代引

名東郡下助任村字兼子は藩王歴代の葬儀執行場にして御作事奉行葬儀係り等は豫め全字に於て約十町歩の土地を撰みて御葬儀場に充てらる其土地は一年乃至二ヶ年の地租を減免せられ殊に火屋龕前燈に靈柩を引き込み火焼する地を火屋床と稱し是れ又た豫め壹畝六歩の地を選定して之れに充てられ將來は作付を許さず地租を免除せらるるを御火屋床永代引といふ興源寺に設けらる墳墓地に用ひし土取場も其跡地は作付を許さるゝと共に火屋床と同じく永久に免租せらる此の火屋床は壹畝六歩を以て定めし後の御葬儀には再び前の火屋床を用ひすして新地を選ぶを例とす但し明治元年正月の大龍院公の御葬儀は特に興源寺にて執行せられしを以て是等の事なかりしなり右は私事十四才の時より父庄屋の用代役を命せられ尋て下助任村庄屋となり又た里長を命せられ以て明治廢藩のときまで村勢に參與しを以て其動方の概略を記せり

四五九

留守居役制度の概要

留守居役の名稱

徳川幕府の當時各藩より藩士と三田の藩邸に特派し自藩を代表して封建治下に於ける對外交渉の任に當らしむ之を江戸御留守居役京都御留守居役又は大阪御留守居役と云ふ長上には留守居と單稱す素と藩主の留守を代表する意ならむも後には藩主の在府と否とに拘らず常設せしなり漢譯して知邸官と唱ふ唯た江戸に在りては一名を御城使と云ふ藩命を奉し江戸城に往反するを以てなり

備考 往時は言文に両上げと稱する事あり對手者と夫れに對する言辭、文詞とを二つながら尊重すべき時に用ゆ即ち藩主に對しては御留守居役と呼ぶ藩主の命する役名たるを尊重するなり又他藩の留守居役を呼ふにも御の字を加ふ

留守居役の資格

國老の江戸に在りて藩政を執るを江戸詰御家老と稱す中老より出て之れを佐くるを公用人と云ふ幕府の公用人の名を避けて用人と單稱す家老用人は主として内に對し事を執り留守居役之れに次きて外に對し折衝す俱に幕府の公認を承けて任免するなり

往昔は中老より採用せしことあるも後は物頭組頭より選拔せられしが漸次に下移して組士のみよ

り用ゆ且つ初めは選良せしもの二三人を同勤せしめしも後には父子勤めを便なりとなし一家にして父子の出仕するものより採ることもありたり大抵留守居役十年を勤續せば永世祿百石を増すの制度なりと云ふ

備考 往時の武鑑には家老人御城使の三役の氏名を記し之れを國の表役と唱ふ中老には國老に亞ぐを以て亞老と云ふ物頭は中老に次ぎ御職組御弓組御持筒組御鉄炮組等の卒組に頭たるを以て名づく組士は藩主の馬側に立つを以て馬廻り役とも云ふ出ては諸政を分掌して之れが長となり其他樞要なる文官となり退ては武装し廿一人を一組となす故に組士と云ふ而して中老の内なる組頭と稱する家格のものに属すへきことを命せらる之れを組入りと云ふ其再び文官せしめんとする待命者又は前任の優遇せらるるもの又は幼年者は組外に置かるゝ命あり今の外國公使なり

留守居役は常に幕府と交渉して藩名を宣揚し幕議を内偵して自藩の參考に資し一面は都府の豪商家と折衝して商機を察し國産の販賣を擴張し財源を求め藩債の整理を圓滿ならしめ兼て各藩の留守居役と連絡して其の動靜を搜り機先を制して自他の權衡を保持すること恰も今の外國公使たりしなり故に交を上下に結び機を内外に慮りて對外の中心となり三府に在る自藩の留守居役は素よ

り在府在藩の當路と相照牒して活動するを本務とす

備考 明和の初め藩に藍方役所を再置し藍大市を創めしとき大阪の藍商紺屋等より大阪町奉行に強訴し終老中の裁許を得て藩の勝訴となりしは江戸大阪両留守居役の互に照牒應援し各方面の交渉宜を得し殊功なり又文化度に於ける他藩藍排斥に對し大阪堺の藍商より其地の町奉行へ出訴せし場合も江戸大阪両留守居役の移牒措置の宜きを得て終に阿波藍の勝を制せし類少しとせす

藩主の下知狀は國書親任狀の如し

故に留守居役をして幕府其他に交渉せしむるには藩主は先づ親から花押を自署せる親書を交附し留守居役は之を幕吏等に示して公務を處弁し又は藩の特使を紹介し夫れをして使命を全からしめ又は藩主の親翰を呈する等を例とす而して其の親書は現時の國書親任狀の如く之れなければ幕吏も交渉に應ぜず留守居も親書を拜せされば主命なりと傳ふるも事に當るを肯せず儼然として闕外命を奉するの概あり之れ獨り舊藩のみならず他藩も同しかりしなり

備考 親書は奉書二つ折りに御祐筆の認めしものにして自署の花押あるを以て御親書と稱す昔日藩の重役又は留守役等より嘉儀の献上物に對しても答書を賜ふ如く専ら表面の親翰に用ひ

しなり

江戸留守居役は最も重任なり

殊に江戸留守居役は繁劇にして其の手腕の如何は藩の威信を輕重す故に江戸留守居役は最も圓轉滑脱に幕政留治の間を疏通和陸せしむるを要す是を以て留守居役は藩命により幕吏に密接し將家の冠婚葬祭時候の伺改元の儀閣老の交迭、近火の伺候等は藩主の親翰を使臣より老中に呈せしめ暑寒の伺候留主歸國の禮、鷹狩の鳥を賜ふ禮等は特使をして親翰を幕府に致さしめ古き支切丹類族の生死は家老より幕府に報告書を提出せしむる等留守居役之れか紹介者たり而して藩主の參勤往復の宿泊届の類は留守居役に於て親書を以て幕吏に報す其他事の輕重により例規に従ひて之を濟す幕吏も亦留守居役と藩主の親書を信認して受理處辨するなりと云ふ

備考 藩主の冠婚葬祭其他にて特に將家に謁して謝意を表するの外は幕府の奏者番をして謝意を將家に執奏せしむることあり此の場合に江戸留守居役は豫め袖扣を作り製して奏者番に提出し奏し終りて返却を受く其の書式は奉書豎二つ折に奏者番の官氏名を書し次に藩主の稱を口上を列記し半はより下は兩折三折り目より卷手紙首の端の一方の残りにて折り付け以て執奏の際に於ける袖扣の卷舒を便ならしむ

時には幕藩の間に立つ仲介者たり

四六四

幕府が藩主に命令又は尋問を爲さんとするには先づ留守居役を喚起し内命を傳へ其答申を待て表面出示せるを例とし幕營の土木を助役し又は物品の下賜、内書の發附の類も亦た内示ありて藩意を聽き又は幕府の儀式典例も豫告して留守居役との間に習禮を爲し以て相互に錯誤なからしむ其狀留守居役は幕藩の間に立つ仲介者たるの觀あり故に此の仲介者は往々兩者の感情を融和し紛擾を滑脱し一藩の浮沈をも言説の裡に濟し對外の難事も圓滿に終局し或は陰に樽俎折衝して談了することあり

備考 藩主又は世子に將家の偏諱及び稱号を賜ふには豫め留守居役に内命して其配字及び希望の稱号二三を申告せしめて後に公命せらるる如き其一例なり殊に忠英公の在世に益田豊後が妻の弟と結托して藩主を幕府に讒誣せしとき猪子喜之助が江戸留守居役として苦心奔走せし殊勳あり又綱矩公の世に江戸藍玉の間屋着と直賣振賣の廿余年に渉る訴訟變轉に歴代の江戸留守居役は江戸町奉行敷代と交渉を重ねて解決し又は重喜公の大谷邸奢侈に際し幕府は江戸留守居役岩村新平を召起し風論し其の弁疏苦言に據り幕疑を柔げし類人口に膾炙するもの多し

京都留守居役も亦難局たり

幕府は意を京都鎮壓に注ぎ常に少壯有爲なる譜代大名を京都所司代たらしめ東西相應して違算なからしめ其の京情に精通するに及びて大阪城代に昇し以て後に閑老に轉任せしむる例なり斯かる所司代と之れに稱ふ京都町奉行と折衝する京都留守居役は決して易々たるものにあらず且つ一方には不平不満の裡に武族と抗争せんとし機會あらは武族を懐柔利用せんとする公家と接觸して幕疑を避け皇室を尊重して之れと敬遠せんとするの煩あり而も故事禮節を云爲して私利を擲せんとする皇家門跡華胄の諸太夫、雜掌ありて動もすれば事を誤らしめんとす殊に外蕃に内客なる都商を説て國産を發展し藩債を整理す更に難事たりしなり

備考 由來京都は公武衝突の街にして之れが留守居役たるものは一方に偏するを得ず陽に所司代と親昵し陰に諸太夫等と脉絡を通し辛く両全を期せるもの如し其操縦の難き知るへし然るに幕末の京都へ此の内容を表現し爲めに各藩の留守居役は方向に迷ひ周章策を失せしもの多し是の時に當り我が藩の京都留守居役手代露木恒之進は夙に朝紳政客と交遊して大義に通じ卒先勤王を唱へ七卿の長門に走るを護衛し途に三條實美公の内旨を含み單身讀岐に到り捕へら終に事に死し後に贈位の恩典に浴せし偉人を出せしなり而も藩は一方に重臣蜂須賀信

四六五

濃長江播磨を特派して時の留守居役渡瀬浪江合田左源次寺西金右衛門森甚作を監督せしめし
も終に長江渡瀬を黜けて林厚德を留守居役に日比野克己を目附として京都に遣すの止むなき
に至りしことあり以て難局の地たるを知る

大阪留守居役は商畧を要す

轉して大阪留守居役は皇室幕府に直接するの煩なく一意大阪城代町奉行と交渉し各藩と氣脈を通
し江戸京都の中間に在りて兩留守居役と互に連絡を保ち兼て堺方面の事に與りて堺町奉行と關係
すること多く是等の折衝を以て足れりと爲すが如きも大阪は商業の中心として關西の各藩に於け
る經濟の運用は大阪に死活を制せらるるを以て専ら商家富豪に接近し商を議し財を謀り力を國產の
發達と爲替の取組に竭し藩の大阪藏屋敷と相引援して各藩の藏屋敷を凌ぎ物價の高低を測定して
米藍鹽其他の國產販賣を巧にして以て財源を啓き藩債の應募を豊にするを要す故に大阪留守居
役は商畧に富むものを出せり

備考 寶曆及明和年度に阿波藍販賣法を改良せし際に大阪留守居役坪内座太兵衛坪内三記之助
の父子相繼て之れか取締に苦心し藍方奉行等と協定し各種の新法を創り百難を排して遂行せ
しことあり又文化度に大阪積阿波藍を藏物取扱ひと爲せしとき大阪留守居役太田章三郎江戸

留守居役廣岡樹と協議照牒して幕吏を説き幾多の難關を凌ぎて藍方奉行として當初の志を達
せしめしは俱に著名なる事蹟とす其の他の國產に就きても大阪市上の販賣法を改善せし留守
居役も亦口少なからざるなり殊に藩債募集に至りては歴代の留守居役の苦慮成効せし所以な
り

社交に巧みなる手代之を助く

三府の各留守居役は多方面に交渉するも二三の同勤のみを以て能くすへきにあらず故に之が手代
となり其命令の下に奮闘活動すへきもの數人を各留守居役に附屬せしむ之れを御留守居役手代と
稱す多くは世襲にして三府に永住す本役加り役見習役の別あり其現職にあらざるを浮手代と云ふ
大抵三人扶持支配六石より四人扶持支配七石にして勤中は毎歳二百目乃至五百目の給銀を加へら
る而して加り役見習役は父に従ふて出仕するか父の亡跡を承けて職に就くものにて特に一歳二百
目内外を給せられ孰れも苗字帶刀を許さる而して江戸は大小姓の格祿を受けて御聞役と稱し西京
は小奉行の資格を與へらる別に小手代なるもの數人ありて雜務に當る苗字と一刀を許され扶持支
配は遙かに手代より少く但だ古き小手代は時に手代の加り役となることあり此の種の扶持方取
りを小奉行人と稱し姓と株との賣買黙認し買ひ受くるものは表面は養子相續の手續を爲すなり手

代は多藝多能にして社交に長し公務の餘暇は交りて各藩留守居役の手代と結び常に縁を求めて各自幕府所司代城代の公用人及各地の町奉行の手代実力に懇親し諸太夫雜掌等に入入りして夫々内情偵察し事あれば我が應援者と爲すの地歩を作り又豪富の商家に往復して彼我の利便を謀り廣く交りて留守居役の政策を補助するを努めこす

備考 多藝多能にして社交に巧なるは獨り手代のみならず留守居役も亦然らざるを得ず殊に關老所司代城代公家を始め藩士豪商に交り遊戯歡樂すること多く殊に毎年新任の留守居役が會主となり各藩の留守居役を歡待するが如き互に善美を盡し驕奢を競ふに至る故に之れに忤れて憎意淫蕩を以て身を亡はすもの往々之れあるを免れず是を以て手代の子に教ゆるに酒を飲むも酒に飲まれざるを説き子の宴席より歸る父は家にありて酔へる子に席上の大勢各人の談話より演藝料理の微に至るまでも問に應じて答へしむ若し淀みあれば叱して酒に飲まると爲し責めて曰く若し醉中公務を談せらるれば如何にするか其用意の周到なる概ね斯の如し
尙ほ他外に懷柔策を用ゆ

各地の留守居役は非常準備の爲め他外に懷柔策を用ひ著名なる阿波物産販賣を以て府内に在住するものを毎商に組合せ各組合に肝煎を設けて事に當らしめ組中更に富豪なるもの二三人を擧げて

御用利と稱する名譽職を命し苗字一刀藩邸の出入を許して優遇し組合に對する爲替取組臨時借上金の途を講せしめ又別に藩の縁故ある府内の豪商二三人に御銀主なる名譽職を囑托し是れ亦た苗字帶刀及び御納戸紋を許し藩邸の出入り其他特殊の待遇を爲し藩債募集の際は率先之れに應せしめ且つ他を勧誘せしむ又留守居役は手代の懇親なる内より幕吏の公用人與力所司代城代の公用人手代皇家門跡公家の諸太夫雜役を選抜して藩邸の館入と爲し二季及び藩邸の吉凶に金品を贈り時に招待歡接し以て各方面の内偵と爲し事に當り我が内議に參與せしむることあり

備考 嘉永年度に定めたる江戸藍商の臨時借上調達金のみにも一ヶ年約五千兩に下ならず且つ一歳約拾五萬俵の藍價七十万兩余は殆ど爲替取組みにて江戸大阪に輸出し其藍價は爲替作用により多く藩邸の用途に充つることあり其他の輸出國産も之れに準するもの多し又御納戸紋とは農商家にして殊功あるものに藩主の衣帳を處理する御納戸方に用ゆる七寶の紋を賜ふ之れ恰も藩士の功あるものに万字の紋を賜ふと同一故に御納戸紋と稱して至榮とす又前記の備考に記せし明和度の大坂藍商の強訴せし時江戸町奉行の公用人菊地太左衛門大阪町與力八田五郎左衛門等が藩の答書を作製校訂し或は内議を密報し來り老中の公用人宮川小仲太も幕議を内通し俱に江戸大阪留守居役の措置を補助せしことあり文化度に阿波藍を大阪藏物取

扱と爲すに際して大阪町與力八田五郎左衛門淺羽左膳が大阪留守居役の擬議に參與して成效
せしめしは以て他外の懷柔策が功を奏せし例証たり

以上は我が三世の祖長尾丹治が寶永四年より享保四年迄十三年間京都御留守居役として數々國老
の褒狀を受け其子重助が元文三年より寶曆四年まで十七年間江戸御留守居役となり再三増祿を賜
ひて其勤務方の口碑の家に傳ふるものを纂輯し且つ備考を加へて子孫に貽す (長尾覺)

町會所の一斑

(德島市 寺井木一氏所藏)

一町會所 堀浦町に在りて御城内を始め各御殿及び郡代役所町役所其他諸役所に使用する特殊物
料の外は惣て一般の御用品は町會所にて其物品を御用商其他より買入れ夫々へ送付するを專務
とし且つ戰には輕重方と名の例なり而して平時に御領外へ出ては御賄方と稱し惣て御賄の
事務を執るものとす

一江戸御賄方 江戸八町堀邸に在りて前記の事務の外に藩邸の御用品は勿論在番定府の支配米を
代金渡しとすの出納をも執行す

一町會所奉行 組士又は大小姓より命せらるるもの八人あり町役所に出動して御賄一切の事を掌

るを以て御賄方奉行をも兼たり

一町會所手代 御賄方手代をも兼三人扶持支配五石を受けて廿人程あり奉行助けて諸務を分擔す
尙手代加り役又は手代見習等の區別ありたり

一帳元 八人ありて三人扶持支配六石にして諸帳簿を預り金錢物品の出納勘定をなす其他雜役に
供ふる人夫雇の類少なからず

一江戸在番 御賄奉行二人及び御賄手代五人宛毎年交代にて一ヶ年在番し豫て江戸常府の御賄方
手代二人に加り手代の常府四五人と共に江戸に於ける御賄の諸務に従事す

一江戸御賄方御用達 江戸銀座に福島屋□左衛門といへる御用達ありて平時には五人扶持を下附
せられ御賄方の引受をなせり殊に奥羽征伐之時は多く此手より戰時の御賄の仕出しをなしたり

一戰時の賄方 輕重奉行一人と手代二人は前記御賄方奉行又は御賄手代より選抜して一軍隊に属
して出張し軍用金其他運輸の任に當り且つ各地にて軍需品を買入れ又は軍隊各自に食糧等を調
理分配する等多くの人夫雇を使役處理す

一座頭の配當 舊藩主吉凶毎には座頭座元より檢校の奥印せし請求書を町會所に出し來り會所は
此に對し銀札場より藩札を受取りて夫々へ分配支拂をなし殊に御法事毎には讃州之内にて大内

寒川兩郡より盲人等來りて配當を請求するもの三百人以上に及び豫め寺町の寺院を借上げ滞在せしめ受持々の座頭より申立により其人員を調査し頭數に應じて配當金を附する定なり
以上は私事少壯の頃より廢藩當時まで町會所兼御賄方手代を勤務し且奥羽戰爭にも從軍せし事ありしを以て見聞の一斑を筆記す (寺井木一)

藩政の醫師と學校

(德島市 上田精義氏所藏)

一藩醫 御殿醫又は御殿役ともいふ約十人程あり藤高を世襲し又は新に扶持支配を受け御殿御番醫と御表御番醫の二種に別れ各々城内の御奥及び御表の詰所に出動し尙交代にて宿直をもなす
其外に御殿醫と稱すれども父祖醫業と名跡を繼ぎ祿扶持を世襲して殆んど非役の如く唯た一般患者を診察するに止まるもの凡そ五十人程ありたり戰時には其優秀なるものを選び從軍醫療せしむるなりと云ふ

一御奥御番醫 御表御番よりは技術の勝れしもの四五人を撰ひ用ひらるる其中に御七役といへるあり江戸の藤本立策は御七の本役にて德島には本役なく御七並と唱ふるもの三人あるのみ是れ等の醫は藩主を始め公族奥女中等の疾病を診察調劑するを任とす他の御奥御番醫は非常の應急に

供ふるのみ

一御表御番醫 是も四五人ありて御表の急病人等の應急準備に充つるものとす
一御針醫と眼醫 御殿醫之内にて鍼治を専らとし祖業と家祿を世襲するものは下淵意卜等にて外に眼科を主とする御殿醫二人ありたり尤も一般に對しては他病の治療をも爲したり
一御産醫 藩主の内室始め側室等は多く江戸に在りしを以て御産醫も江戸の藤本立策之れを兼ねたり德島には渡邊一解といへる御産醫ありしも其頃は德島にて御産の事なかりし藩末に及び江戸の御奥を引拂ひ歸られしを以て亡姉上田竹雄は德島にて御産醫に命せらるる之れを婦人の御産醫の始めとす

一新進の藩醫 民間の醫業に精通するものを召されて藩醫に命せらるる事あり家老の臣より任用せは二十人扶持を賜ひ中老の臣其他よりせは五人扶持支配拾石を例とす併し民間より召し出されて二十人扶持を賜りし特例もありたり

一學醫 御殿醫の内にて學醫と稱し醫藥本草學博物學等を専修し治療に關せさるもの二三人あり常に醫學校に出て諸種の研究をなす

一御手醫者 家老中老の臣又は特に醫療の囑托を受け家老中老に専屬し傍ら一般の治療をなす

いふ大抵二人乃至四人扶持に支配四五石を受く家老にては稻田九郎兵衛加島出雲蜂須賀信濃及
ひ中老にては稻田勘解田等各二三人の御手醫者を有せしなり

一馬醫 藩の扶持支配を受け馬醫を専らとするもの板野郡矢上村にあり

一牢醫 町醫より志望して勤むるもの六七人ありたり囚人等を治療するものにて扶持支配の支給
なきも家老中老の臣に準する待遇を受くるものとす

一町醫 市中に廿人程ありて一般患者の求めに應ず其中に針醫眼科等の別あり殊に高錦國は眼科
醫として名聲を轟かせり

一郷醫 各郡に四五人ありて前同一般の治療をなし眼科針醫もありたり

一産醫と産婆 産醫は徳島にて賀川杏益一人にて京都には賀川玄庵あり其他徳島には婦人の産婆
凡そ十人程ありしなり

一稱号 藩制の頃は醫師の貴人に接するを以て僧侶の待遇に準して髪を削り名をも僧号に類せし
ものを用ひしなり故に日傘は一般男子に禁せしも醫師と僧侶にのみ許されたり

一服制 醫師は惣て絹布を許され羽織のみを用ひて袴を穿たず禮服には十徳を用ゆ但し京都にて
は御天醫と稱し禁裡出入りする醫師は惣髪にて肩衣袴を用ひしもありたり

一苗字帯刀 峻清院公の時より舊藩にては士分の外は白足袋を用ひしめ庶民は惣て紺足袋の定
めなり故に御手醫者以下は白足袋に摸すべく鬱金染めのものを用ひし慣例なり尤も御殿醫は白
足袋なり

一醫師の特權 往時大名以下の行列を横切り通行せは殺戮せられしも醫師は往診に急なりとして
誤つて行列を横切るも罪とならざりしは天下の通則なり

一醫學校 塀浦町の牢屋敷に隣る裏通りの東手に在り普通士家の構へにて多賀宗順齋藤通玄長井
琳章小原春造井上伸庵等教師となり時々生徒を集めて講義を爲し平素は備付書籍標本等にて各
種の研究をなす生徒は御殿醫の子弟十余人に過ぎざりしも漢醫は漢學の素あれば解し易く而も
漢學は他に學ひ來るを以て専ら講義を受くのみなり併し學校には書籍其他研究の資料に供す
へきもの多大なりしを以て生徒のみならず開業醫も出入して疑問を氷解せしもの多かりしなり
右は幼少の頃より醫道に志し明治維新の後までも醫業に従事せしを以て見聞の一斑を記述して參
考に資す 上田精義(七十四歳)

御作事奉行 六人あり組士より命せられ定普請組の役頭たり戦時には長柄組の頭となり平時には
徳島會所丁の會所長屋の東端なる役所に出務し城郭其他藩の普請及び修繕の事を掌る
定普請組 六十一人ありて三人扶持支配五石を受け御作事方に従ひ戦時には長柄組となり三組に
別れて藩主の本陣に属し御鉄炮組を御先手として長柄組之れに繼ぎ御持筒御弓組其れに次ぎ
て組士の陣列に及ぶものとす

御作事奉行手元役 御作事手代三人は三人扶持支配六石にて命せられ御作事に係る事を分擔し定
普請よりは手代加り四人下目役七人留書役六人を出し皆勤務中役扶持を受く以上を手元役とい
ふ

御作事頭領 大工頭領は三人扶持支配七石のもの一人同杖突は約三十人程左官頭領瓦師頭領柿師
頭領は一人宛にて三人扶持支配七石より四人扶持支配八石のものごあり各部下の職人を監督す
御膳奉行 中小姓より命せられ六人にて城内と會所内の両役所に別れ定普請より出づる帳元役二
人も両所に分属し勤中役扶持を受け御修繕向の事を擔任す

鍛冶藏奉行 三人ありて是れも中小姓より命せられ徳島會所前の濱側(北濱の丁)土手に沿ひ役所
ありて御作事方に係る御鍛冶の事を専務とす帳元役一人は定普請より出づる之れに属し役扶持

を受く

鍛冶頭領 一人あり四人扶持支配八石にて惣ての鍛冶職を統轄す別に鍛冶藏頭領一人ありて三人
扶持支配七石にて部下を督勵して鍛冶藏を管理す

材木奉行 是れも中小姓より命せられしもの三人あり住吉島板場役所に出務し木材の事を取扱ふ
帳元役二人は定普請より撰はれ役扶持を受けて之れに専属す

木挽頭領 一人あり三人扶持支配七石にて八杖突三人は三人扶持支配四石にて多くの木挽等を指
揮監督す

職人裁判役 定普請より若干人を命し以上の諸職人に分置し各受持職人の勤務を監視す

御城内御家 定普請より出づる城山一の丸の詰所に在りて不寝番をなし晝夜打通りて非常を警戒
し出火あれば大鼓櫓其外へ急報す此の人員は十八人にて六人宛三番に交代す又た二の丸は御門
番のみにて三人交代にて勤む

江戸御作事奉行 二人は常府の組士にて八丁堀邸と三田邸の両御留主番より兼務す手元役なる手
代下目役留書役等は各一人宛約六年の交代にて在番し其他四十人程の定普請は二組となり一年
交代にて在江戸にて諸務を分任す

以上は少壯の時より御作事方に出て、手元役を累進し明治三年京都御留主居役手代に轉するまで廿余年在役せしを以つて當時の記憶の儘を略叙す「脇川記(八十二歳)」

御 厩 制 度

(德島市 大久保豊太郎氏所藏)

- 一 御厩目附 四人あり組士より命せられ外(そと)御厩の役所へ出勤し内一人は毎日交代にて内(うち)御厩へ出頭し御厩内外に係る一切の事を司とる
- 一 御厩方 六人ありて大抵中小姓格より命せられ御厩目附を助けて御厩一切の事を分擔す
- 一 小頭 七人にて以下みな無格にして三人扶持支配五石より六石位を受け外々の役所に云ふ手代の如き役をなす
- 一 帳元 五人あり三人扶持支配四五石を受け諸帳簿の記載及び金錢の勘定出納をなす
- 一 下裁判(したさいはん) 六人にて貳人扶持支配四五石を受け馬具其他諸器械の整理保存出し入等を掌とる
- 一 飼料役(かひりようやく) 六人にて馬匹の飼料等を管理し毎日人足を指揮して飼料を取合し又は夫々へ分配して飼料の出納を明かにす

- 一 乗方役(のりかたやく) 八人の内壹人は高二百石を受け其外は五人扶持支配八石より十人扶持に支配八石位までを受けみな中小姓の取扱にて日々馬匹の乗り仕込をなす
- 一 御口付 十五人は御馬取りの上席にて二人扶持支配四五石を受け藩主の乗馬の口を執る役なり
- 一 御馬取役 凡そ百五十人許りありて是れも二人扶持支配四五石を受け専ら馬匹の飼養取扱に従事す
- 一 貳人扶持取り 廿人程ありて二人扶持のみを受くるを以て此の名あり御馬取りの下た役に勤功によりては御馬取りとなる
- 一 御雇ひ 十人程あり給金のみを受くるものにて貳人扶持取りの手傳をなすものとす
- 一 御鞍師 一人あり御職人の内にて二人扶持支配四石を受け外御厩へ出勤して御鞍の製造をなす
- 一 内御厩 舊城内の山手龍王神社の東に在り御厩には乗方役御馬取り等出勤し馬場にて日々乗馬御稽古又は馬匹の乗り仕込をなす尤も御厩には馬匹五十六を飼養し三十人程の御馬取りは之れに従事す
- 一 外御厩 御厩役所ありて御厩目付以下之れに詰切り御厩の事務を執る今の助任橋南詰東側にて德島北濱角より南手に在り俗に此所を百きん馬屋といふも實際は五十四余を飼養し五十人余の

御馬取りは之れに従事す尤も馬場はありしも使用せず常に内御厩の馬場へ率き行き試乗せしなり

一ニさん御厩 二ヶ處あり一は西の丸引船御門外にて二匹の馬を飼ひ二三人の御馬取り之れに詰切り一は鷲の御門番處の裏手に在りて此所には五匹程を養ひ五七人の御馬取り之れに従事す尤も乗り入れは内御厩の馬場にてなす

一御乗馬の御稽古 毎日藩主は内御厩の馬場に出られ御棧敷にて乗方役の仕込を御覽あり又は御指南番たる解龍流岩田七左衛門大坪流上田但馬等の御教授にて御射から御試乗あり此時御口付は兩人か御乗馬の左右に綱を付けて御口に付きて走り一方を乗り廻されし頃より漸次に綱を抜き馬場の中程にて御口に放れて跪拜し御乗り終りに左右より兩人か御口に付くこと始の如くす

一御乗馬 平素の御乗馬は御指南番及び御乗方役にて能き程のものを進むるを例とすれど時には御好みの馬を召さるゝことあり

一御貸馬 無騎馬の士以下にて稽古乗りとして拜借を申出づるときは御厩の馬を御貸し與へになるも岩田上田の兩師家の馬場にて試乗の後は即日返納する定めなり

一江戸常府の乗方役 四人あり内一人は高取りにて三百石を領し他は三四人扶持支配四五石にて中小姓の扱を受け江戸在住して同地に飼養する馬匹の乗り入れ又は藩主在江戸中の御乗馬御相手をなす

一同常府の御厩方 一人ありて三田の御下屋敷に住み四人扶持支配五石を受け江戸の御厩に勤仕す

一同小頭と下裁判 各二人宛江戸常府として詰切る

一江戸の御厩 上御屋敷なる鍛冶橋御門外の御厩には廿五匹程を飼養し側らに馬場ありて御試乗又は乗方役の乗り入れをなす又下御屋敷なる八丁堀邸の御厩には二十匹程を飼養せらるゝなり

一御馬取りの交代 右の江戸兩御厩御用として御馬取りは御口付六人と平ら御馬取り約五十人程は一年交代にて江戸に詰切れり

一馬の買入れ 毎年秋の頃に到れば奥州より多くの伯樂か馬匹を率き來り上御屋敷にて御仕出し方萬屋某の賄ひにて日々馬の市ありて其内より買上げらるゝ定めとなれり

一大毛山の牧場 板野郡撫養土佐泊浦大毛山には牝牡の馬匹を放養し其産出せしうちにて良好なるものは御厩にて飼養せらるゝことありたり

一御厩丁 今の徳島御厩丁は元と御堀川筋といひしも外御厩のあるを以て御厩丁といふに至れり併し富田掃除町四丁目より今の小學校の東手の丁を裏掃除町角までを東御厩丁といひ西富田伊賀丁四丁目より観音寺裏門筋通りを光仙寺へ廻るまでを西御厩丁といひしも此の両町には御厩のあるゆへにあらすして御馬取りの居住せしを以て斯く名つけしなり尤も御馬取りは此の外に他の島々にも多く住みたり

右は私事少時より父に従ひ御口付見習となり其後本役に仰付られ明治御一新まで御口付役を勤續せしゆへ勤中の見聞せし大概を記す 大久保豊太郎(七十歳)

舊藩の御飛脚

(徳島市河野雄藏氏所藏)

御飛脚方 は御鉄砲組の任にして中小姓より命せられし御飛脚奉行之れを惣轄して城内に執務し御飛脚仕立の際は御鉄砲組小頭に傳令して出役せしむ各組の小頭は豫め組中より適任者を選定し各組又は丁順により一人宛を出して之れに當らしむ

御飛脚の種類 は定御飛脚上急御飛脚中急御飛脚不時御飛脚に分かれ定御飛脚は毎月朔日十五日

に徳島を發し片道十五日を経て十六日目の朝に江戸へ入り之れと引替に江戸よりも發足して十六日目に徳島に歸着する定めなり上急は片道八日にして九日目に着し中急は十二日にして十三日目に着す然れども中急御飛脚は實際甚た稀れなり其他臨時御用ある毎に仕立らるゝを不時御飛脚といふ

御用物 は骨柳又は葛籠等に仕舞ひ名東郡下助任村に送り其地の五人與をして夫方を出さしめ板野郡岡崎に擔行せしめ岡崎御番手に於て渡船の配りを求め福良に着しては淡路の駄夫を發せしめて三原郡塩村に駄送し之れより明石に渡るを例とす然れども風潮等の模様に據り津名郡岩屋に陸送し明石に渡るとあり明石よりは兼て定むる所の驛舎に宿泊し途次御用物を各地の藩邸其他に分送しつゝ大阪を経て大津に出て各驛夫をして順次東海道を宿送せしむ歸途も之れに同じ但し御用都合により時々木曾街道等に廻ることあり尤も旅装は立著袴に両刀を帯ひ最も輕装を旨とす若し旅中疲勞せは「乗りしたからし」と稱し御用物と共に驛馬に駄乗し行くも妨げず道中にての御飛脚は頗る威權ありたり

旅費 は片道僅かに金壹歩の手當に過ぎずといへども御用物以外に市郷よりの私翰等の依託を受けるを公許せらる大抵普通の私翰は壹通に銅壹文稍や嵩むものに至りて壹封に銀壹匁内外品物

は量百に對し銀二匁の割にて便送す尤も御用物は御飛脚奉行より取纏めて受け取るも其他は
相互の授托に任せらるを以て依托者は御飛脚日の前に纏め或は各別に來り馴せらる

御判物飛脚 といへるは舊藩主の御判物又は幕府より下賜の御判物等を特に護送するものにて御
飛脚中最も大切なるものごし道中に慣れたる御飛脚方を選抜し且つ御道中方及び御陣場方之れ
に附添ひ御判物は長持ちに納め阿淡御兩國の札を掲げ宿驛の人馬を督勵して急行するなり

御陣場方 とは御飛脚を動續して事に慣熟せしものに命せられ藩主の參觀等の御道中の先驅とな
り公家諸侯等の往復に注意し其馬標槍印の類にて誰れたるを識別豫報し兩者の相接せざる前に
先方の御陣場と互に禮讓の手續を妥協して我か御輿方近侍の士に牒し合せて過誤失態なからし
むを務めとす此の役と共に御飛脚方を通して二十ヶ年動續せば御道中方に進む故に年を経て御
飛脚方は御陣場方たらんとを競へりといふ

御道中方 は小奉行格にて御飛脚方より士分に入る初歩とす其勤務は藩主公族等の御道中の惣下
の宰領にして御道中奉行其他の命を受け宿舎の配置人馬の徵發荷達の運送等驛路に關する諸務
に従事す此の役を五ヶ年間動續せば御徒士格に昇進する例なり

以上は先代より御飛脚方を勤務せしを以て舊藩當時の見聞を概記す 河野雄藏(七十七歳)

舊安宅御船方の一卷

(徳島市 湯村壽一氏所藏)

安宅役所 安宅の東にて沖洲川に沿ふ之を安宅御殿と稱せし内に在り御船屋、安宅御米藏及び鍛
冶桶屋粉屋等の詰所も此の内にありたり

御船役場 全し沖洲渡しの近傍に在りて造船修繕等を専らとす

御鍛冶藏 全し字百軒に在りて船具に要する金物等を鑄造製作する所とす

安宅御米藏 御船頭御水手又は手代等の扶持支配は新藏より受取るも加子役加り以下の扶持方は

安宅御米藏より拂出す定めなり

御船手方 中老の森甚五兵衛森甚太夫の両家代々之を勤め御船手の與る戦時には水師となり水軍
艦隊を指揮せらる

安宅目附 組士より命せられ二人あり安宅役所に出動して安宅御船方に係る一切の事を司とる

大工奉行 五人ありて中小姓より出て御船役場に於て造船等の事を分擔す東の奉行ともいふ其役
場の東方に在るを以てなり

水手奉行 是れも五人ありて中小姓より出て安宅役所に出動し御水手の事を管轄す西の奉行とも

云ふ其役所の西方に在るを以てなり

下目附 四五人ありて御船頭の古參より命せられ安宅目附の補助を爲す

手代 五人ありて三人扶持支配五石を受け安宅目附に属して諸務に従事す

安宅御藏奉行 古參の手代より一人之れに任し別に一人の手代を使用し毎月十日の藏開きに出頭して米穀の出納を爲す

御船頭 三十五六人あり四人扶持支配四五石にて苗字帯刀を許され安宅及沖須に在住し御坐船以下の船頭となり又は御船の修繕保存等に與り其内十人を撰みて御謠ひ方となし藩主の參觀上下に川口にて御船歌を謠ふなり

御水手 約四百人程ありて三人扶持支配五石を受け御坐船以下の櫓手を務む或は加子役とも云ふ苗字帯刀を許さるゝもあり其内より御難方若干人を撰ばれ御船歌の難を爲す又 川御坐船の港板にて日和猿となるもの四人を御水手より撰み一人交りくゝに御船歌につれて其役を勤め川口を離れ御坐船に移れば櫓符となり櫓抗等に注意する役となる

御水手加り役 御水手の子弟より召し出され若干の扶持給銀を受け安宅目附以下の命により平素は御船の手入れ又は金物を磨きなどの雜役をなし出船の時は櫓手の見習となる人員は一定せず

尙は別に加子役雇として年たけし船子を雇ひ入るゝとあり

加子役加り 御出船の時は安宅目附の通知により浦々より廿人五十人又は七十人と其浦方の定員により徴集に應し來り加子役の補助をなす一日の扶持七合五勺に大坂まで上下三十匁乃至五十匁の給金を賜はる此の加子役加りには安宅御米藏より上下日數二十日と見積り扶持の前渡しをなし若し日數に過分あれば其分の扶持米は返納せしむ

船大工 凡そ二百人程ありて大工島又は築地に居住し御船役場に出務して造船修繕等を爲す大抵

出日一升五合の割合て是れも安宅御米藏より拂出さる

鍛冶職 御船鍛冶とも云ふ廿人程あり鍛冶役場に出て、船具金物等の鑄造等をなす頭一人ありて惣轄し若干の扶持給銀を受く

桶屋粉屋 是れも廿人宛にて各一人の頭あり若干の扶持給銀を受け桶屋は船に要する桶類を新造修繕し粉屋は御船屋其他の屋根を修覆すると殆んど毎日の用あり

御船屋 安宅御役所内にあり且つ沖須の濱手にも御船八艘を納めし御船屋あり之れを八軒船屋と

す

藩主の參觀 には御座船と稱し千石積み造りにて惣朱塗りのもの一艘御召替船之れに比準するも

の一艘御臺所船一艘御船手方船即ち十反帆のもの二艘を始めし御供船即ち十反帆八反帆七反帆等のもの約十艘其他鯨船鯛高船各十艘計りは福島沖より宮島北川筋までの間に順序繫留して御乗船を待つものごす尤も御座船御召替船其他にも皆同敷以上の準備船ありて御用の外は安宅御船屋に保存せり先年皇太子殿下の撫養文明橋より土佐泊りまで召させられし□山丸は舊時の御供船の一つの存在せしものなり

御川御坐船 福島波止場より福島沖とある御坐船までへ藩主を奉送するものにて其他の瀬取り船と共に御供人を従へられて出船せらるゝなり

御船歌 此の時御川御坐の内より御離方の拍子に連れ御船歌を誦ひつゝ進航して御坐船に乗り移らるゝを例とす大阪へ御着の折りも安治川口より御川御坐に乗り替へられ御藏屋敷下まで御船歌を誦ひつゝ乗り込まれ御歸國の時も上記の船舶は安治川口外に迎へ全断の手續にて入國せらるゝなり此の御船歌は峻院公のときは御自作の歌を下され夫れに曲作して習ひ覺え御上下の際に歌ひしなり

御馬船 藩主の平素國內にて馬合せに出らるゝ時の乗船等といふ其召船は港板なしの加子仕立て三枚造りにて其外御次小姓等の乗る御次船二艘と其鷹匠船三艘は皆漕ぎ船にて御船頭御水手等

夫々乗り組み其期日の前夜より安宅を出て城内水の手川口へ出迎へ御鷹合せ終れば全所へ奉送し船は安宅船屋へ納め置くなり

御釣り船 藩主の遊漁に用らるるものにて御召船は港板付き沖船仕立にて御次船二艘御釣り方船三艘之れに従ひ前同水の手川口より出入せらる御釣り方と云へるは兼ねて三人扶持支配五石を受くるもの十五人程は大岡権現の近傍に御釣り町と稱する所ありて池の所に住居し常に御釣りの事にのみ従事せしなり

御飛脚船 藩用にて御飛脚の出立するとき大坂まで送り又は大坂より迎へ歸るものにて多分は鯨船を用ひ船数は必要に應じて定めなし

新堀川と大岡高橋 常三島と住吉島の間より鬼門堂の川口へ出づる新堀川は藩主の板野郡古川又は別宮川筋に釣漁せらるゝ御乗船の便を□らきて掘り割りせしなり其下流に架せる大岡の高橋は御船の通行に妨げさる爲に橋梁を高くせしを以つて名く尤も孰れの橋にても其下を御乗船の通るときは橋上は惣て通行止めとなる

以上は 一事少年の頃より御船方を務め峻院公より三代の藩主を送迎し且つ明治四十一年四月皇太子殿下鳴門御遊覧のとき召し出されて御船頭役とも勤めしとあり爰に舊藩時代の御船方の事

を概記することとなせり 湯村壽一(七十三歳)

四九〇

弓組制度並弓師事跡

弓組制度

(徳島市 宇中氏所藏)

阿淡兩國の太守にて蜂須賀阿波守の國を治せられしとき弓卒は壹組三十人とし貳組にてありし頭は君公の御次頭取及目附役の老功ある人壹組宛預り本陣付なるより右の役員頭となるものと思はる弓卒には小頭といふ者なく老人二人を杖突と稱し組中の事を掌りて頭の辭令を受け一般に達しけるをもつて觸使とも喚べり君公の御用は城内大見附見張番晝夜三人詰切り守衛す御持筒組と合併して相勤來れり貳組の中より四人を擧げ町目付役として御目附(監察)の手元に属し一般臣下不行狀及誹謗を受ける臣下の實否を聞判して上聞するの役あり平日は市街を巡回して異事あるを探るを勤務とす君公隔年に江戸に在勤の節は拾人宛御供出でと滞在するの例なり所謂御先供なり藤高は三人扶持七石を賜はり夏冬二季に支配米七石を麥と米にて配賦し扶持米は月々受取る事となりぬ貳組の内六人宛御當職(お仕置ともいふ)家老政事の宅へ出勤し辭令書の取扱の事を管す壹年交代とす中に留任二人あり二拾ヶ年を繼續すれば士族に登用せらるる出世の途此役と他に六十

年勤務あれば登用せらるるの二途あるのみ弓術は二派に属し竹林派有岡雪荷派内海兩師に就て學ぶもの三十人宛二派となる君公在國の時正月元日射物の式曉より始まるこれを勤むるものは皆竹林派となり内海派は殊更に竹林派に入門して弟子の名儀にて射法異なれどもこれを勤むるもの八人なり毎年正月十一日國瑞彦神社の祭事あり堂側に飾弓あり五人其前に座して警護し諸士甲を具して拜禮の終りまで勤むるの例なり天保年間雁を射留むべきの命あり各其日を限りて獲たるものを賜ふ其技に長ずるもの十の二三は獲得するものあれと技の拙き雁笑ふて去ること多く手を空しくして技の拙きを恨むのみ

弓師岡吉右衛門事跡

元尾張より來りて徳島紙屋町に住し四人扶持に四石を賜はり弓矢を製し君公の用を辨し御矢倉(會所町)へ月六ヶ度出勤し弓矢の手入及び修繕の用を辨す夏六月は城山又は月見矢倉等の弓矢の蟲干等に出で多くは宅にあつて弓を削り矢を矧ぐの職を勤む弓師といふ者京都にありて勘十郎杯の名作あり弓を製するには鏢をもつて竹木を合し弓とす鏢を扱ふもの穢れ多きをもつて尋常人の位に均きしことが出來ぬゆへ依て當國にての名義に於て弓師といふことを嫌ふ故に御弓村師の名号とす弓は京都にて買ひ其上を削りて修飾をするの職でありて此職本國一家あるのみ岡弓太郎岡

御鉄砲鍛冶の概要

(徳島市 芝辻彦吉氏所蔵)

一御櫓目附と奉行 御櫓目附は組士より命せられしもの三人ありて武器方役所へ出勤し鉄砲弓槍
其他武器を納めある城内の御櫓一切の事を掌る其次に中小姓より出づる御櫓奉行といへるも
の十人程あり全上御櫓の事を分擔し武具馬具火薬等惣ての整理出納を専らにす

一御武器方 徳島會所町にありし會所の内に御武器役所ありて孰れも出務せしなり之を武器方と
す

一御鉄砲櫓 二ヶ所あり一つは城山二の丸に設けられ桁行三十間程の櫓には長さ壹間半以上ある
狭間銃及据筒抱へ筒等を保存し下も手の御鉄砲櫓は桁行五十間余にて専ら陣筒又は小銃を整理
し皆五十挺つゝ組合せて貯蔵せらるゝなり

一御鉄砲鍛冶 御櫓奉行の構ひにて四人扶持支配五石のもの三人あり外に動中のみ全上の扶持支
配を賜りしもの七人ありたり之れは長州征伐とか非常御用繁の時に限り召し遣はるものにて平
時は解き放さる

一勤務 三人の御鉄砲鍛冶は時々武器方へ出勤して御用を承り且つ交代にて月に六回つゝ御鉄砲
櫓に出勤し御鉄砲組之人々と共に筒の手入れ油引き等をなし又た御鉄砲組の組頭を替へらるこ
きは御櫓奉行以下の指揮により前に渡せし古銃と新銃とを引かへ其古銃の損せしを修繕し或は
筒の巻直しをなす尤も御鉄砲櫓の鍵は御鉄砲鍛冶の受持にて御櫓は惣て火の氣を禁するを以て
執務の時間は朝五つ時より晝の九つ時迄(今の午前八時より正午十二時)にして其外は一切出入
り止めらるゝことゝなれり

一御家老の見分 御鉄砲の土用御手入及び寒三十日間の風入れは大切なることにて御鉄砲鍛冶は
日々出勤して御鉄砲の手入れ又は風入れをなし總て整理を終へは御櫓奉行へ申立て御家老衆の
見分を受くるを例とす

一巻直し新造 惣て請負事業にて豫め御鉄砲鍛冶へ命せられて其見積書を出し御櫓奉行と元メ役
との合議の上にて請負さるゝ定めなり併し筒の巻直しといへど實際は新規に製造して上納する
なり

一御臺師 御鉄砲の臺のみをなすもの一人あり三人扶持支配三石にて藩主の御用を勤むるもの
にして諸士其外よりの注文には臺筒ともに鍛冶職にて仕上げしなり

一鉄炮の種類 往時の鉄炮は据へ筒と唱へ懸目壹貫目程の彈丸を用ひしを最大となし次は抱へ筒と稱し抱へて打つものにて丸は五百目以下三百目百目までを用ひ次は狭間筒にて丸は二百目より三百五十匁までを用ひ其次は小筒にして丸は百目以下五十匁三十匁十匁に分れ六匁三分丸を陣筒といふ惣て戰陣には人々の所持の彈藥を流通使用するに便利なるため六匁三分丸に一定せり故に御用銃の新調卷直しとも此の陣筒の分を多しとす

私先祖は泉州堺にて芝長と稱する鉄砲鍛冶にて芝辻長左衛門の弟傳左衛門を舊藩主蜂須賀隆庵公より十人扶持支配五石にて召し抱へられ古物町に來住し代々御鉄砲御用を勤めしに其後三人扶持支配五石にて鍛冶職据りに仰付られ富田定普請町三丁目邸宅を賜り代々御用を勤め明治御維新に至り鉄砲の業を止め現住地へ移轉せり依て見聞のまゝを右に記す

芝辻彦吉 七十七歳

御使者宿の制度

(徳島市 長尾覺氏所藏)

藩制時代に御使者宿といふ制度あり御使者に大小の別あり大使者とは幕府よりの巡見使又は他國の大名より來る使者を云ひ小使者とは其巡見使の隨從者他國大名の使者士格の低き人をいふ巡見

使の來るとき數十人の從者ありて入國の儀も嚴肅なりき大名の使者は小人数也藩には平生より町家中にて資産家格の相應なるものを選びて之が御宿を命する制なり

大使者御宿を命せらるゝ家はそれ／＼用意ありて中老格位の相應の門口を設け大廣間を作り造作は勿論座敷裝飾品其他諸道具迄漏なく常に整へ急遽の用に應すべき定めなり

小使者御宿は諸事簡略にして大抵大使者御宿に準したり御宿の命を受くる家は町家にても名家とも稱すべきもの故一般の深く光榮としたる所にして藩よりの待遇も他町家とは自ら異なり苗字を許され御目見え格仰せ付けらる殊に大使者御宿には帶刀を許され居宅役引とて諸かゝりものを免せられ又待遇上の諸道具を納むるため一般町家に許されざる三階藏建築をも特許されたり又御使者接待するに大使者宿小使者宿命せられたる人々に御使者宿裁判役といふ名を以て命せられ互に使者の在宿中は詰切諸事萬端不都合なき事取締するの規定あり御使者宿の命を受けたる家は時代によりて同じからざるべく又家數も必ずしも一定せざるべし今記憶に存するものゝみを擧ぐれば左の如し

大使者御宿

三倉屋町 岡 與 四郎

新町橋筋 小川爲三郎

籠屋町 松浦清左衛門

全町 松浦卷太郎

紀伊國町 松浦万太郎

小使者御宿

新シ町 森友太郎

西横町 松永平兵衛

大工町 森友三郎

鍛冶屋町 芝彦兵衛

以上

參考目錄

拜見被仰付御書付寫 德島市長尾覺氏
藤制改革一件達 全

慶應三年諸達寫 全 森政一氏

行倒取扱方達書 全

門札種痘に付達書 全

徵兵之義に付達書 全

印形紛失御觸 全

開拓使掌出迎通知書 全

戶籍編制に付心得達書 全

六番組指定書 全

廢馬入札達書 全

用達廢止達書 全

合議書 全

明治二年御觸控 河野芳太郎氏

備忘錄 曾我部道夫氏

藍方切手箱 全 多田仙次郎氏

御一新御改革の節御達寫	御藏所官署備忘	明治二年官署備忘	阿波國制度	外國船寫取の者取調覺	改元に付御觸請書	庄屋勤方の概畧	御兩國御法令	御目付言繼帳	宗英様御書付	綱矩様御書付	重喜公御書付	江戸留守中了簡方申付書
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
吉田半三郎氏	古屋常太郎氏	清瀬正衛氏	阿部萬三郎氏	内藤元藏氏	全	鈴江久二吉氏	侯爵蜂須賀家	全	全	全	全	全

惣御徒士勤取極書	撰出玉誌	藍方御代官所居り大綱寫	諸御觸狀の寫帳	藩	御個條を以被仰付株々申上帳	異國船一件御個條御達寫	諸御用人足御定賃銀控帳	阿淡御壁書の寫	公邊御役人御立越諸御用一卷	諸御趣意書並御下知向の寫	國法二十三条	裏書七條御壁書	二十三條御制禁書寫	日雇稼賃金取究趣意書
全	名	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	東郡	全	後藤種太郎氏	全	全	全	全	全	全	全	五寶翁太郎氏	全	全	阿部増太郎氏

風雨に付諸職人賃銀取究書寫
 御記録御判物寫
 御用物諸事控帳
 御用呼出帳
 文政九年諸願書控帳
 御一新觸書寫
 覺中書集
 郡中制法
 里長心得條目
 牧民心鑑講義拜聽書狀
 大年寄廻町申付書
 職員舊記
 呼出通知狀
 御尋者觸書寫
 全全全全全全全勝全全全全全全全全全全全
 浦郡
 全
 後藤捷一氏
 谷類次氏
 全
 榎本儀市郎氏
 竹内増太郎氏
 多田昌正氏
 吳服又三氏
 全
 全
 日比野參次氏
 勘田島太郎氏
 松浦芳太郎氏
 全
 全
 全
 全
 全

御用召出狀
 御用召の寫
 送夫手配觸書
 諸事定の條々
 奉仕日記
 結搆被仰付に付呼出狀
 鐵扇其餘調書指出方違書
 御用呼出狀
 諸事御制禁の寫
 市中制法
 寺院制法
 町役心得條目
 戸籍編製主意寫
 全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全
 森鈴吉氏
 鈴木辨吉氏
 水口一丸氏
 森丹平氏
 湯淺佐太郎氏
 森良二氏
 澤田熊七氏
 全
 宮崎寛太郎氏
 全
 全
 全
 全
 全
 全
 全
 全
 全

御本陣御下宿帳
里長心得條目
組頭庄屋の義に付窺上覺
諸出入鍛糺株々申上書
安政二年心覺
諸御觸寫
紙抄人呼寄方通知書
諸飛脚召使控書
諸御觸並請書
江戸人足頭人柄見分申遣書
江戸人足御取究存寄申付書
庄屋肝煎其他委曲取約差上帳
目安紙面差出に付御觸書
目安日定其他御觸書

全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全

全 全
湯淺高太郎氏

御用呼出狀
役人賄割付に付御觸書
郡手代被仰付に付達書
民政掛御役所取建に付御觸
戸籍編製に付注意觸書
割符並組割差出方達書
五人組御目付選定申出達書
五人組被仰付方に付取調申付書
御一新に付役人共へ申付書
金殿引捨に付役人共へ説諭書
林裁判萱野制道
勤農引除郡代被仰付達書
助役後見仰付願上覺
庄屋執務心控

全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全

全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全

頭取始奥小姓へ申聞控 全
 庄屋退役願出に付取調書類 全
 肝煎御用休役願上一件 全
 庄屋家督取調一件 全
 御宿御道割相約差上帳 全
 法度書寫 海部郡 全
 巡見使行程書 全
 増田光之助奮動中取調書 全
 職制寫 池内徳藏氏 全
 藩廳諸心得 吳羽勝太郎氏 全
 大里長心得 池内龜太郎氏 全
 與頭庄屋共演達 全
 太守乘船並 全
 白足袋日傘の儀觸書寫 岡田重太郎氏 全
 御制服其他覺書 全

御用諸願書控 全
 傳馬所請米に付申上覺 全
 傳馬所動方に付願上覺 全
 全 全
 傳馬所裁判給米定書 全
 人夫割本諸裁判に付口上書覺 全
 御用御觸書 名西郡 全
 御高札の寫 全
 御用呼出狀 全
 郡中管轄區分並事務取扱達書 林省吾氏 全
 大里長區劃管轄に關する達書 全
 諸法度錠書帳 全
 檢地其他に付申付書 佐藤勇藏氏 全
 代々太守様御入國巡見の覺 坂野郡 安藝熊一氏 全

御 觸 寫 全
 御 勝 手 不 如 意 に 關 する 全
 氣 付 申 出 方 觸 全
 飼 葉 上 納 割 符 覺 書 寫 全
 銀 札 其 他 に 關 する 覺 書 全
 公 儀 御 觸 心 得 に 付 御 觸 寫 全
 御 觸 寫 並 諸 願 書 出 し 控 帳 全
 御 觸 願 書 控 全
 野 山 五 木 根 拔 其 他 御 觸 寫 全
 御 觸 書 留 帳 全
 諸 御 用 御 觸 跡 書 控 全
 粮 米 に 關 する 御 請 書 寫 全
 諸 出 入 濟 口 書 物 相 約 差 上 目 録 全
 貞 享 二 年 御 觸 狀 跡 書 阿 波 郡 久 勝 村 役 場

御 用 呼 出 狀 全 佐 藤 永 太 郎 氏
 豫 州 表 探 索 申 上 書 控 全
 豫 州 表 所 々 役 人 へ 懸 合 手 運 書 控 全 渡 邊 菊 太 郎 氏
 御 觸 書 麻 植 郡 全
 呼 出 狀 全
 御 用 呼 出 狀 全
 約 定 書 全 住 友 新 十 郎 氏
 田 畑 山 林 境 論 其 他 札 向 心 得 全
 御 用 呼 出 狀 全 水 野 泰 次 氏
 御 用 呼 出 狀 全 原 田 好 次 郎 氏
 諸 御 用 日 記 全 田 村 孫 三 郎 氏
 御 制 禁 御 觸 御 請 連 判 狀 全
 諸 御 用 日 記 全 住 友 新 十 郎 氏
 年 貢 其 他 御 觸 連 判 請 書 全

御巡見諸御用人夫割出帳	全		全
御法度十五ヶ條覺書	全		全
諸事御觸寫	全		河野嘉太郎氏
公儀御巡見使通行筆記	美馬郡		武田浦三郎氏
村役人足賄受判帳	全		西宗一郎氏
天保九年御巡見記	三好郡		來代儀一氏
御巡見様御先觸其他取究書	全		全
御詮記録寫	全		西宗一郎氏

狩 獵

鐵炮に而鳥取義制禁村々並指免村々

那東郡之内高網坂島並鐵炮に而鳥取義留置村々之覺

(侯爵峰須賀家所藏 御代々様御書寫中抄出)

- 一坂野村 一中庄村 一平島村
- 一新庄村 一横見村 一島中村

右六ヶ村如前々堅留置之條可相守此旨候付鳩打其外小鳥取義はくるしかるましまし者也

寛永四年二月十九日

忠 鎮 (花押)
梯 半太夫どのへ

那東郡之内網鐵炮にて鳥取義免置村々之覺

- 一富岡村 一答島村 一桑野村
- 一山口村 一荒田野村 一椿村
- 一福井村

右七ヶ村如前々免置候條相定運上之儀可有其沙汰候付鐵炮之儀は山分迄免置者也

二月十九日

忠 鎮 (御判)

勢子狩人御扶持方定

(名西郡林省吾氏所藏 譜法度掟書帳中抄出)

手紙に而申入候御狩山被仰付刻在々々罷出候勢子狩人御扶持方壹人に付一日米五合宛被下旨自今以後郡奉行書付に敷川源太兵衛馬詰半兵衛裏判を以可相渡候爲其如此に御座候 以上

承應二年正月廿五日

長谷川 越前
山田 豊前
賀島 主水

大口 茂右衛門殿
太田 忠助殿
立木 四郎兵衛殿
梯 久左衛門殿

御鷹野場御法度書寫

(三好郡古郷吉右衛門氏所藏 譜法度書中抄出)

御鷹野場

鷹住吉之圖

(徳島市 松浦徳次郎氏所藏)

諸鳥捕獲禁止覺書

(徳島市 長尾文行氏所藏)

(本文在別紙)

鶴出古文圖

(寫新繪大雅丑酒齋)
豐盛市



(本文亦照遊)

(具訓文行丸酒齋)
豐盛市

鶴鳥捕獲後其書

諸鳥捕獲後其書

一 鶴鳥捕獲後其書
此書乃由鶴鳥所書
相傳已久其書中
多有仙術之術
凡人欲求長生
不老之術者
不可不讀也
此書乃由鶴鳥所書
相傳已久其書中
多有仙術之術
凡人欲求長生
不老之術者
不可不讀也

板野郡矢上川端古川中原西貞方吉成東貞方勝瑞高房住吉板東廣島右合相遣す大松村へ壹枚追而遣

す

- 一 鷹野場留野指定使者並鐵砲打之儀兩人手形を以如有來可赦免事
 - 一 家中鷹所持之者共餌指一人宛兩人札を以可免之付自分之餌指も札を遣へき事
 - 一 濱鳥取儀八月朔日か明三月中之儀は如右兩札を以可指免事
 - 一 諸鳥追立儀並巢下し停止之事
 - 一 唐網に而鳥打儀停止之事
 - 一 自分之餌指八月九日鳴網指免事
- 右之旨堅可申付者也

承應二年二月五日

長濱平右衛門とのへ
十島勘右衛門とのへ

諸鳥捕獲禁止覺書

覺

(名西郡林富吾氏所藏
諸法度掟帳中抄出)

一鐵炮打申義板野郡大谷村東林院林の上は阿波郡西林村迄大道筋の山路へ不苦然共大鳥打申儀は兼而可爲御法度之通事

一高繩流に而鳥取申間敷事

一札持申者たりと云とも愛婦張切綱われ張其外何に而も鶉取申間敷事

一札無之者小鳥取申間敷事

一雉子札無之者雉子取申間敷事

右書付之内相背者札無之は見付次第相斷其村之庄屋預置可注進事

一御餌指之弟子御家中餌指在郷に罷在者其手崎面々見知置可申事

右之通堅相守常々無油斷心懸可相勸旨長谷川万太郎預原特別紙書付之旨共に可被申渡候 以上

一寛文三年五月八日

瀧平 太兵衛殿 賀島主 水

諸鳥捕獲制禁御觸寫

覺

(名西郡林省吾氏所藏 諸法度掟帳中抄出)

一鶉雲雀雉子鶯青鳧燕右諸鳥之子並卵取申間敷事

一鶉あいに取申間敷事

一右之外諸鳥巢下仕間敷事

一犬猫飼申義有來通仕間敷事

一鶯鳥巢見付次第取捨可申事

右之通從先年御法度之義に候處雲雀鶉鶉網並唐網もちあいに取申趣御聞及有之可相觸旨 辰五月十八日賀島主水殿被仰渡御國中相觸候

諸鳥捕獲御法度覺書

覺

(徳島市 長尾文行氏所藏)

一諸鳥捕申儀御法度之趣兼々被仰付候此節尚以猥無之様堅可相守候御留野は不及申雖爲明野諸鳥

捕者於有之は其所々庄屋五人組並御鳥見御鷹師頭御餌指見付次第札相改遂吟味急度郡御奉行御

鷹奉行方へ可申出旨被仰出候 以上

巳の三月廿三日

賀島主 水

瀧 平太兵衛殿
赤川 次郎右衛門殿
佐坂 文兵衛殿

御留野諸制過申付覺寫

申付覺

(名東郡富永久基氏所藏
撰玉 誌中抄出)

- 留野におゐて鐵炮を打其外制禁之鳥並留川にて魚取候儀急度停止之事今迄は留野明野之境難知事有之に付作法を立直し留野を都り明野を廣げ制法之箇條を改申付候此後之箇條左之通に申付
- 一留野におゐて鐵炮を打候儀急度停止之事
- 一留川におゐて魚取候儀急度停止之事
- 一留野におゐて鶴鴻白鳥鴈鴨青鷺白鷺五竹鷺葭五位雉子山鳥鶺鴒雲雀濱鳥鳴家鳩取候儀急度停止之事
- 一右之外之鳥に而も留野におゐて天のみ引あみにて取候儀急度停止之事
- 一明野におゐて鶴鴻取候儀急度停止之事

寛文(?)

亥九月十五日

- 一家老共義鷹免候場並明野之内に而鷹つかひ候儀指免之候事
- 一鷹つかひ候儀指免有之といへども鷹つかひ候儀不免場にて前條之鳥取候儀急度停止之事勿論鷹明野たりといへども留野之内にて前條之鳥其外にても天のみ引あみにて取候儀停止之事
- 一家老共鶴鴻取候儀一面停止之事
- 一野先におゐて權威を以作物農具之妨下々難儀ならざる様に可仕事
- 一鷹指免つかひ候者之外鷹所持仕候儀一切停止之事
- 右之條々急度改申候條急度可慎候
- 右之趣下々に至迄急相守候様可申付候
- 此後之留野明野留野之内之鷹明野之境且留川之趣繪圖申付渡させ候

御鷹方に付申上覺

申上る覺

(板野郡
吉田次郎氏所藏)

御鷹方一卷に付下々困窮迷惑之次第御用に付相約め申上候様被仰付奉畏左に申上候

一御餌指衆先年は此表指歸之處近頃は村々に逗留被致詰夫並鳥持毎夜貳人宛夜通しに御山下へ指遣且又時に勢子拾人程或は網竹繩等指出候様被申付又は日々壹人宛被召連に付辨當用意仕罷出百姓共迷惑仕候

一御鷹手傳衆御出御逗留被成候節御鷹番貳人宛罷出相付野合へ御出之節は御逗留中人夫貳人宛被召連是又迷惑仕候

一御合札御渡被遊年中日々百姓共壹人宛打廻り年分餘程人夫仕ひ御座候に付百姓共迷惑仕義に御座候

一御鷹方一卷に付下板へ罷出申詰夫其外寄せ土手萱刈堀之水かへ踏車役米等之義は遠方出役迷惑仕に付請負に相頼頭壹人に付二奴二三分宛指出候に付百姓共迷惑仕候

右は此度被仰付候御鷹方一卷に付百姓共迷惑仕義無扣申上候様被爲仰付奉畏右之通迷惑之筋奉申上候尤西板之義は毎々御鷹方様は御出無御座折節御鷹手傳御居前等之衆中御出被成候右一卷運ひ書付を以申上候 以上

未 二 月

吹田村與頭庄屋

吉田次郎兵衛

神宅村與頭庄屋

安 藤 嘉 助

伏屋岡三郎様御手代

高田 悦 左 衛 門 殿

御鷹壹卷に付下々困窮迷惑之次第御用候條迷惑物入等多趣夫々極々巨細に相認可指出候尤株立一つ書にして組書に入割成丈委敷相記可指出候素々御鷹宿等之入目鳥番等之夫仕迄御鷹方之儀は一切少も不相洩様迷惑之次第書願組切に相約當月晦日迄に可指出候此節は何角其方共御用多可有之候へども此壹件は村々同様之義故組内之能相心得候役人共へも申付相約め可指出候 己 上

未二月十二日

伏 屋 岡 三 郎

撫養御狩一卷

(板野郡 福家龍太郎氏所藏)

御旗本下裁判

福 永 半 藏

明和五年子八月三日

昌 書 判

一其日之庄屋殺生人共を始勢子に至迄御鹿狩之度毎に柏子木進止之打様並出合無之片寄不申義裁判により人別に可申聞置事

一惣勢子共纏之見通を出入無之様寄々可申事

一惣大將之節其大將を始下裁判の面々迄惣勢子に指引之義直に勢子に差圖無之其組々の勢子大將亦は裁判下裁判の者へ指圖に而指引可有事尤此趣勢子へも申達置可申事

一勢子立之儀谷間に而立申聞敷事

一山下り下を貳合目にて立可申事

但趣により勢子なみ亂れ候節なごは見合なみ立候迄に立候事は格別之事とれを向山へ上り候節鐵炮持候面々しふりへ鐵炮貳はなし程宛打込鹿之居無見合上るへき事尤深きしふりに而は犬等を見合入可申事

一山尾通りへ上り候節も八合目程下り勢子を立可申事

一勢子立候義人數せり合させ候而透間無之様いたし候義のみ手柄には無之候山大小勢子之多少により亦は申繼次第拾間に一人宛程も延せ鹿を洩せ不申事第一之事に候

一組々の勢子に而鹿うち候か又は打殺すかたとへ追戻し候共格別之働にて追戻候は其趣早々頭

へ可申出事

一惣大將に而貝吹候は何れ之勢子も止り候筈に候故勿論拍子木を打可申事に候得共仮令拍子木打不申候共止り候様に勢子くへも可申聞置事

一山相濟候上も頭より指圖無之内はたとひ勢子不殘山を下り候上にも行列崩し申聞敷事

一勢子山上下共はや足に候得は兎角乱勢子に相成候間此趣も屹と申付置隨分靜に寄せ可申事
右拾ヶ條勢子へ申付る事

一小裁判下裁判共に拍子木左右を打來り次第に何時も合せ勢子進退いたさせ可申事

但趣により拾間貳拾間の遅速之上に而進止可爲致と存候所は左右を打來り候共合せ不申尤右拾間貳拾間進止之上に而左右を打來り候通合させ可申事

一同組之勢子外組之勢子惣大將より申來る義は添裁判小裁判之面々共口々に申繼早速左右へ應返共申繼に而通可申事仮令ならび間近く能聞へ候事に候共人別に申繼早々末迄通る様可致事

一惣大將を申來候義はいか様な義成共任其指圖に可申事尤難得其意筋に而候得は先其旨にまかせ
自分之組之頭々へ可申出事

一裁判之義互に令吟味少に而も心障りに相成り品は早々頭へ可申出事

一 勢子遺儀之義兼而面々能申談遲速は一所へ片寄不申儀可致事

一 勢子不宜ものは其場に而早々頭へ可申出事

但万一印等懐中いたし居候者は是又可申出事

一 勢子煙草等之儀は随分見合時々檢させ可申事

一 壹統中食の義は頭々之指圖之上と相心得可罷在事尤燒飯杯給候事隙取に不相成義は不苦候事

一 殺生人共は鹿勢子へ懸り候はたごひ勢子を破り不申候共右鹿早速打取候様時々殺生人へ可申

聞事

一 其自分之組は勿論之義一組之内之義は勢子合印等に至迄そらに而覺可申事

一 繩之頭は逐始候時はつし手替纏持にもたせ可申事

一 狩結は勿論其餘立場々にて勢子止り候節は早速飭可申事

一 相渡置候装束采等に至まで損候は其通可申立事

一 他組之勢子合印之義随分人々之心得を以相覺申度候

一 其組にて取候けものく類早速鹿昇にかゝすへき事万一鹿無之節は右所觸相覺隨に印し立置へ

き事

一 此方々狩場へ直に可罷出と申付候面々は其通本陣又は御城等へ相揃候は其趣頭へ可申出事

一 存付之義は何に寄す早々頭へ可申出事

一 裁判之面々自分々之組の内は勿論之義一組之内へ外印し勢子入來り又は其組之勢子他組へ入居候得は其所之裁判可爲越度事

尤使等に裁判之面々申付又は外々使に參候も是は格別之事

一 勢子繰上くりかろし之義は其日の勢子立一二三之准に隨ひ上之令に可仕事纏繼手を鹿洩候得は

其組之勢子裁判越度に候間繼手之義切不申様屹と相心得可申事

一 勢子之間々鹿は勿論兎狸に至まで万一洩候は其日の勢子之名面並其所之裁判共早速可申出事

勿論洩候は随分速了簡打取可申事

右拾一ヶ條は猶更屹と勢子共へ可申聞事

定

一 追勢子又は網の手勢子共勢子之居候時分は無用に勢子立せ置不申休足申付置鹿之様子又は外勢

子々出聲杯承候は早速立せ稠布働せ可申事

一 壹組々へ鹿札相渡置可申旨小裁判之面々けもの取次第受取可申候右札書様左之通

赤印
御
小裁判何野
何右衛門
手

赤印裁判
何野何右衛門組
小裁判
何野何左衛門
手

右裏に殺生人又は百姓何野何右衛門手捕

鉄 炮
犬 留

何 歌 壹 正

〇 〇 〇

右は勢子歩み候柏子木

〇 〇 〇 〇 〇 〇

數 無 極

右は止り候柏子木

御前 小裁判胴着 抱覽斗

下裁判庄屋五人組 胴衣裁紋 立付上りそてつ白赤

殺生人胴衣裁着け 牡丹 立付 かつらくさ

墨持胴衣股引 もみし

勢子袖なし羽織 勢字もん もみし 鉢巻

河瀬慶太組 小裁判胴衣 地車

下裁判庄屋五人組 鉢巻 たすき

殺生人鉢巻立付 千重きく

勢子鉢巻 蟹冬藏

小裁判胴衣袖なし羽織 稻妻 立付

下裁判庄屋五人組 たすき

殺生人胴衣 たすき 唐草

勢子鉢巻 菊唐草

勢子立様之覺

口 達

一其日に勢子立之義或は一二三と順々に相極末々手御請持被遊候節は右之末に御懸壹本立勿論有來る通上へも壹本立都べ而貳本に相成候

一網の手御請取被遊候節は網前隨分相固め鹿不洩様可仕候殺生人又は鉄炮所持の者は鹿見付次第打取可申と裁判之者は隨分鹿寄付す様相働候義第一之事に候假令間近く寄打殺し致手捕に候共さのみ手柄に而も無之候何分鹿寄付す様相働裁判仕候と第一に可相心得候尤勢子へも可申聞置候殺生人へは打取候様時々申可聞候

一御前上下に罷在候面々へ被仰付候義又は被召候節其人へ不相聞候体見請候共決而呼繼申間敷候申繼と上意有之候は兼而心得之通順々に申繼届候上何右衛門被仰付又は被召候と可申候上へ下へ申上る事も仕成同斷裁判としも右同斷

一他組を申繼候義は申繼と無之候而も其人を呼申候得は順々に可申繼候

一追勢子網の手勢子請取候節人々之持前迄相極餘は一切相構申間敷候何分勢子立速取候様可相心得候

一拍子義打合候義兼而時により拾間貳拾間は進止之上に而も申付候得共已來は拍子木之義何方か成とも打來次第早速合せ進止可致事

但夫ごも所々より十間貳十間進止之上に而も存候所は拍子木無之口上に而も申繼可爲致進止事

夫共申繼候間も待かね候程之節は各申繼可致進止事

一列卒立之義麓壹と相立山上下に相成節兎角上下之義度々間違候間此後壹番之組を上と唱山下り候共下之勢子を末と唱可申事

一申繼之義何れより成共初に申繼せ候義早速末迄通可申事

但壹人名を呼立候義は脇を呼取申繼間敷事

一列卒立之義兼而宣貳三之順に隨ひ繼の繼手を鹿洩候得は下之勢子大將越度之義はかねて申談候通りに候然に所により末へ勢子届不申節末々勢子繰り候様申來り勢子を繰り候共上々一子之間を亂し勝手に繰候におみては右亂し間を鹿洩候得は猶更末之勢子大將可爲越度事

但先達而末々勢子繰候節繼繼手を鹿洩候得は上々勢子可爲越度旨相觸候得共此義は指止め可

申事

赤印勢子大將

八月五日

撫養御狩

坂東爲右衛門船三月六日撫養御成之節御供船乘事

瀧 勇 藏様

猪子山三郎様

御同船仕事

勢子大將

柏木忠兵衛様

御前壹番

慶太様御手之内

三浦佐一右衛門 外十三名

〆拾四人

大小裁判被仰付相動候

八月六日

翌七日大毛山

御狩

同九日

御歸城被遊候

同十日

□□□同様御歸被成候

右御添に而拙者義罷歸候

右は撫養御狩一卷

三月十日

御留野制道御講書帳

仕上る書物之事

(勝浦郡 長尾要部 二氏所藏)

一村中に而鉄炮打候者於有之は合札を以相改合札所持不仕者は其所に留置早速各迄御注進可仕事

附り殺生人其外鉄炮打手引仕或は宿等仕者も同斷之事並袋入鉄炮持明野へ罷通者は名面所相

尋村境迄送届追而各迄可申出事

一村中に而高繩罷切切細並竿殺生其外一切諸鳥調義仕らせ申間敷事

附り右之様之殺生仕於者有之は合札を以相改合札所持不仕者に其所に留置道具預置早速各迄御注進可仕事

一村中溝堀池等に而魚捕之義並芹取候仕らせ申間敷事

附り漁道具持參仕者有之候は合札を以相改合札所持不仕者に其所に留置道具預置早速各迄御注進可仕事村中者魚鳥殺生道具所持仕らせ申間敷事並漁師は魚殺生所持仕儀格別之事他所右様之道具一向預置申間敷事万一無據預り候得は其段品書を以御注進可仕事

御用に付御鷹御餌指其外諸殺生人御出被成候節も早速罷出合札を以相改可申候

万一札御所持無之方は其所に留置早速各迄御注進可申事

一鶴鷹其外諸鳥野鳥等有之候得者早速各迄御注進可仕事

一御鷹野場萱野盜蒭仕候者有之候得は各所相尋早速各迄御注進可仕事

一御留野内において猪鹿其餘獸捕申間敷事万一右之類行例居申候得は早速各迄可申出事

一諸鳥立毛相荒し申節御願不申上繩引立威不仕者有之おいては名相尋早速各迄可申事

一犬飼之義一向仕らせ申間敷事

附り野犬居申候は早速取捨片時も村中に指置申間敷事

一猫繫飼之義格別放飼仕らせ申間敷事

附り野猫居申候へは早速取捨村中に差置申間敷事

一諸鳥居り泊り等追而申間敷候並筋違之通る間敷事

一諸鳥巢崩し仕らせ申間敷事

附り才鳥ウヅ之巢見付次第取捨可申事

一晝夜共鳥番之者指出置合札を以御制道可仕事

一村中に御達置被成候杭木時々見分仕柄損し候歟又は文字等不明に候得者早速各迄御案内可仕事

一御鷹揚堀筋鴨付に相障り葭柳稻蒭取次第取らせ切理橋懸等仕らせ各御見分請可申事

右は當村御留野に付村中小百姓に至迄前條之通屹と申付晝夜共御制道可仕候万一村中に御法度相背候者有之候歟又は不埒人有之候事乍存隱置外方より於相尋は其者共之義は勿論私共迄如何様御咎め被仰付候而も少も迷惑申上間敷候依而連判を以書物仕指上申所相違無御座候 以上

芝生 村庄 屋

磯 谷 爲 藏 印

慶應二寅年十一月

同村五人組

五三二

官太郎印

卯十郎印

高田伊兵衛印

辰之助印

廣野最八郎印

新居見村御鳥見

長尾彌一右衛門殿

御鷹の取行

御鷹の取り行ひ

(徳島市吉本新五郎氏所藏)

一御鷹奉行 舊藩組士より勤務せる御次小姓役即ち藩主の近侍の臣より二人を撰抜して命せらる
其頃は常三島八軒町林岩之助住吉島本丁正木文太郎に仰せられ御鷹一切の事を掌れり

一御鷹匠 大抵今の鷹匠町に住し其他は大道輪町弓町伊賀町掃除町中屋敷等に散在し十分にて扶
持支配を受け毎年八月より翌年二月迄御鷹を預り飼養するものにして十七八軒の内にて鶴(ハ

イタカ)を受持もの四人にて他は大鷹を受持てり大鷹を受持は老巧の人にて赤松盛吉香川周八
は其頃の優れし人なり

一御鷹匠の邸宅 御鷹部屋を藩より設けられ夫れへも即ち一羽の鷹を預けられ其鷹に属する
下撃前(シツスケマ)と共に之れを飼養して鷹合せを仕込み藩主に於て其鷹を召さるゝ時は其
鷹を下撃前に撃へさせ御鷹匠も従ひ行くなり其仕込みの時鷹の獲たる鳥は直に御鷹奉行へ指し
出すを例とす

一御鷹部屋 右の鷹部屋は大概三四疊敷位の四方壁の小屋にて片隅に架(トマリキ)を設け家根の
半は金網を張りて雨露又は日光を受け半は家根を張り詰めて之れを防ぎ一方に小さき口を設け
て餌を入るゝ所とし尚ほ小家の片方に小さき池を造り清水を通して鷹の水飲池とす之れに鳩
雀等を料理て與へ若し鷹の元氣の衰ふるときは生きたる鳩を小屋内に放ち捕へ食はしめて勢を
附くるなり

一御鷹の先生 御鷹匠の巧者なるものを先生と呼ひ二月彼岸頃より八月迄に鷹の羽子の抜け代る
間は藩の御鷹部屋にて飼養す之れをこやに入るといふこの間先生は日々藩の御鷹部屋に詰めて
抜羽を調査し薬を與へ又は病氣を診察するなど恰も醫者の如し又八月より翌二月迄は御鷹匠の

方を見巡りて預りし鷹の様子を見て投棄となすなり其頃赤堀國助といへるを先生と呼へり

一藩の御鷹部屋 吉本新五郎の現住せる富田伊賀町大岩の前にて瑞巖寺と國瑞彦神社との間に在りて御用屋敷といふ此の所に御鷹部屋ありて時々藩主も來臨せられしかは御休憩所もあり庭園泉水の設もありたり又御鷹匠詰所御番人詰所もありて國瑞彦神社に沿ひて長屋の如き桁行十間以上の御鷹部屋敷棟あり凡そ三四疊敷を一戸前とし部屋内の構造は御鷹匠の邸宅に在る鷹部屋と同じ、此の藩の御鷹部屋はこやせる間飼養する所とす

一御餌指 富田餌指町に住みて扶持支配を受け鷹の餌となすへき鳩雀等を捕ふ役にて郡部又は淡路等へ出張するには庄屋へ先き觸を發し庄屋賄にて宿泊し鳩雀などを捕へ日々村人足にて御餌指の小頭高橋辰藏へ送り辰藏は又た餌くばりをして御鷹部屋或は御鷹匠の方へ敷を見合せて送達し鷹の餌となすなり

一鷹の餌 鷹のどや中は下撃前は日々御鷹部屋へ交代にて出勤し御餌指の小頭より送り來りし鳩又は雀を毎日三四百羽宛剣き取り餌作りして之れを餌板に載せ鷹部屋の口へ指込み食せしむるなり尙ほ風雨の爲め等にて雀の欠乏するときの補充として別に鳩部屋を作り多く鳩をも飼ひ置けり乃ち鳩一羽は雀八羽の割りにて食せしむるなり

一御犬牽き 是れも扶持支配を受けて約十人程ありたり其它へは御犬部屋を藩より設けられ御犬牽きは豫め見込ある犬を飼養し御鷹の犬に仕込み鶉狩りのみに鶉を嗅き探らすものにて銃獵等の犬とは異なれり此の御犬牽きの内にて岸清助を最も巧者なるものとせり

一下撃前 給金取りにて御鷹一もと即ち一羽に一人宛を付けられ御鷹匠の方に居るときは御鷹匠の家へ通ひ藩の御鷹部屋に在るときは夫れへ出勤し鷹の餌を作り與へ又は御鷹匠に従ひ鷹合せの仕込を補助し又は受持の鷹を下撃して御鷹合せの御供をなし御鷹合の下た勤め等をなす

一御鳥見 各郡に在る留野即ち銃獵禁止の獵田ある地方の庄屋五人組其他豪農に命じて數村を受持たせ鳥の集散を申立て又は留野に立入り禁を犯して銃獵捕鳥杯するものを捕へて郡代奉行に引渡し罪の輕重により刑を受けしめ又は鷹鷄其他の鳥を捕ふの任あり平素は無給の名譽職なれば鷹一羽を捕へは褒美として米壹石の手形を賞賜せらるゝなり此の時の米價は藩札にての九十匁なりき

一鷹の眼 大抵人の肉眼にて手の掌の筋の見ゆる頃より鋭くなり夕は黄昏の頃までさどく諸鳥を捕れり而して大鷹及び鷄ともに始めば赤の足組(ヘチ)を附けるも鷄を捕りたれば紫の足組系となりて其鷹の譽れとはなれり

一 藩主の鷹合せ 鷹合せのあるときは前日より夫々へ先き觸れあり各其用意をなし彌よ其朝は早く安宅の御船納屋より御召しの船及び御鷹船四五艘は舊城下の鹽倉御門に廻れば藩主始め御供の人々も之れに乗船し寺島川を中洲に出つれば今の中洲波止場附近より江川新田の一圓は其頃萱原にて多くの鳥は之れに湊ひ集めり依て御手つから此の邊より鷹を合せられつゝ進まれ勝浦郡の沿岸又は陸地を合せられて歸りくることあり又は那賀郡沿岸に及ぼされ時には上陸せられ二三日も富岡町なる高石屋に滞泊せられ餘興として全郡三栗の馬場にて競馬を上覽せらるゝことあり勝浦郡及び北方の川筋又は陸上とも大概一日の御遊獵にて歸らせらる併し之れがたれ多くの人夫を狩り出して難儀せしむる等の事は決してなかりし

一 鶉狩り 勝浦郡西須賀村御茶屋にて御晝休みの時は兼て堤外癒へ上り地即ち附寄州の草付の所へ萱荊等を植込み香の圖の如くに細き犬道を設け鶉を飼付けおき彌よ御狩りとなれば御鷹の犬を其犬道より進ませ犬の鶉を嗅き付けは其所に尾を掉りつゝ居すくむを守るといふ是に於て藩主は程よき所に立ち犬をして鶉を追はしめ其飛ひ立つ所を鷹にて合せらるなり之れは鷹合せの余興として午餐前後に行せらるゝにて御犬牽きの飼養せる犬は此の時に用ゆるためなり此の鶉狩りのおりは金磯の多田家又は鶴岡新田へ御成りあり其他北方にても時かり鶉狩りの御楽しみありたり

りたり

一 御鷹の場の池 江戸にては田舎の如き野地荊原等に乏しければ堀川の舊邸内即ち越中堀りの隣りに御鷹の場の池といへるを作れり周圍に多く樹木を植へ繁らし幽邃なる構へになし尙ほ之れより半里程隔たりし鰻澤にも同様の鷹の場を作られ藩主か江戸中の鷹合せ地となせしなり

一 江戸の鷹合せ 此の鷹の場の池には多くの引き堀りを設け水の満干を自由ならしめて鴨、家鴨などの餌を啄むるに便りよく水を増減するなり八月彼岸前より豫め垣にて家鴨を飼ひ付け且つ小黍、糠、稗杯を與へて野鳥をも居慣れさせ藩主の鷹合せの時は先づ家鴨を引堀に放ちて野鳥を誘ひ入らしめ鴨は夫れを見て飛ひ來り餌を求むるかり藩主は引堀りの程能き所に在りて鴨の飛ひ立つに鷹を合さるゝにて此間は御鷹匠以下は種々心を配りてよき獵をさせせけり

一 御休憩所 此の鷹の場の池の傍らに藩主の休憩所其外色々の建物ありて扶持士一人は常に鷹の場受持として御番人兩三人を従へて在住し殊に鷹の時節となれば下草刈り庭園の掃除其他の準備をなし御鷹合せのおりは御供の人々と御狩り場の雜役を承るなりけり

一 御鷹の道中 此の鷹合せに用ふる鷹は藩主の在江戸中は毎年八月始めに多くの御鷹の中より最

も優逸なるもの二もと即ち二羽を撰擇して江戸に送るなり其鷹は途中にて羽子を傷めざるため糊付けとして飛ぶ事の出来ぬ用意をなし方二尺程の冠蓋の張籠に納れ籠には小さき餌の口を明け之れを鷹長持に指し込み鷹長持とは長持の如き形にて其中には糊又は仕切を付け鷹籠又は鳩籠等を横に指し込み後へも抜き取り得る如くなし道中には御鷹匠二人下撃前も二人附添ひ毎朝宿にて餌をやりつゝ凡そ十一宿の豫定にて品川に着くするなり

一鳩籠 右の道中に鷹の食料となすへき鳩を多く飼ひ置ける籠をも鷹長持に指し込み且つ此の鳩の餌食も共に長持に用意し鳩を飼養しつゝ江戸に送るなり是等の品々を納れし鷹長持は先つ伏見の草津にて重量を定められ其目方により宿驛より雲助を出させ宿次きに道中し彌よ品川に着き藩邸に入れば湯洗ひと稱し鷹の羽子の糊着けを洗ひ落し數日の間飼ひ慣らし其元氣の復せる頃を見て鷹合せの用に立つるなり而して翌年二月頃に至れば前の如くにして鷹を連れ歸るを例とす

一鷹捕り 八月彼岸頃となれば鷓は板野郡粟津長原邊に渡り來る故に御鷹匠は豫め其砂原に小屋を構へ晝夜夫れに詰り切り遙か前面に無操網を張り五十尋程の足組を付けし鳩を媒鳥となし鷓の來るときは多くの投げ鳩となし鷓の媒鳥を捕へ食はんとするころ一方の網を引きて無操網を

伏せて雫を捕ふるなり又大鷹は城山に來るを以て其止る木枝を見定めおき四五日を経て元の枝に止まらんとする間に無操網媒鳥などを仕掛けおさまの來りて媒鳥を捕ふるころ網を伏せて之れを捕ふるなり而して粟津は御鷹匠濱田喜三次の受持にて長原は大野木治左衛門の受持なり城山の分は巧みなる御鷹匠等代りに詰切ることとせり此の捕へし鷹雫は直に御鷹方へ出し夫々御鷹匠へ分けて預けらる定めなり

一幕府へ献せし白雫 板野郡平石村御鳥見橋本米藏は御鳥見中にて最も捕鳥に巧みにて大鷹又は斑鷹等珍しき鳥を捕へ献せしにより數々藩主の褒賞を受けしことあり或る時に米藏は全郡大谷村にて白雫を捕へ献せしかは直に飛脚にて江戸に在る大龍院公に上申せしに御鷹匠香川周八に仰せて速に米藏と共に召連れ來れどこのことにて周八は直に國へ歸り其旨米藏に傳へければ兼て公の媒灼にて全郡小松新田主へ養子となりし小松孝次郎は米藏の次男なれば父の補助として同行を請ひ周八と共に出府して白雫を公に捧げしに其頃公は幕府より海陸惣裁の命を蒙られし時にて威勢よく此の白雫を獲しを悦はれて米藏を激賞し且つ公は之れを將軍家へ献納して國家の瑞運を祝されたり

一將軍家の感悦 然るに此の白雫は雖なりしかは如何と思ひしに恰も二年程以前に紀州家より白

雉の雄を献納しありしにより將軍家には感悦せられ此の雌雄の白雉を同棲せしめて子を産ませ
この上意にて公も厚く褒詞を賜ひ米藏父子も大に面目を得て歸國せり此の米藏の子爲太郎も父
に繼きて巧者なる御鳥見なりしは前代議士橋本久太郎の父なりけり

新五郎は少年の頃より父力右衛門に従ひ御鷹下擊前見習となり其後本役に進み大龍院公の御
在江戸中は御鷹御用として三度江戸に参り全地にて御鷹合せの御用をも勤め明治御一新の時
まで二十餘年在役せしを以て見聞のまゝ御鷹の制度一斑を記すこととせり

吉本新五郎(八十四歳)

参考目錄

御鷹の取行	徳島市	吉本新五郎氏
御鷹方夫遣書付	名東郡	後藤種太郎氏
御鹿狩御取渡船組帳	板野郡	吉田次郎氏
全船裁判控帳	全	全
全御供船裁判控帳	全	全
太守様御成御鷹野の御觸	全	森敬則氏
追山に關する書類	全	福家龍太郎氏
大毛山御鹿狩御法令	全	全

任用身居

知行讓渡開届書

(徳島市万五氏所藏)

其方亡親太郎左入道之知行所高千九石参斗之事所付在別紙此之内参百五拾石願之とをり太郎介に
可被讓候其殘分六百五拾石之所彌無相違可有領地者也

在宅高事も九石三斗覺悟にまかすへきところ也

文祿三年二月廿五日(花押)

蜂須賀阿波

武市彌兵衛殿

紺屋役員申付御狀

(侯爵蜂須賀家所藏
御代々様御書寫中抄出)

以上

小松島之次郎左衛門紺屋役夫相望付而申付候隠居領之内南北共に不殘相廻可致其沙汰之旨可被申
付候也

慶長三十一年三月三日

宗一印

小南與二郎とのへ

紺屋灰に付御定書

（侯爵藤須賀家所藏）
御代々様御書寫中抄出

五四二

一國中紺屋之灰其方に申付之間在々城々當町紺屋によらず其方次第に可仕事
一北方川筋にて積下灰舟灰之者によく見セ相談仕通し可申候自然隠通者候は見合に舟荷物共にを
さへとり可申事

一ひらた二艘分役在間敷事 以上

慶長拾五年二月朔日至鎮（花押）

正阿彌市左衛門

知行御下知狀寫

（勝浦郡）
日比野六太夫氏所藏

爲堪忍分坂東郡長岸村高貳拾五石郡東郡芳崎村高貳拾五石此外坂東郡新開高五拾石都合百石全可
致知行者也

元和八七月八日千松印

日比野忠太夫ごのへ

（上包）

千松様御折紙寫

御原書大奉書紙上包美濃紙
明治二己年七月廿日返上

扶持差遣書

（徳島市）
美馬文章氏所藏

國府大工興七に五十
石今度令扶持候然者
倉本之内に荒地之内
可被相渡者也如件

手長所申付覺

（徳島市）
梶浦奎二氏所藏

（本文在別紙）

文祿二
十二月廿日
家政印

福聚寺
有閑
道修

扶持給與申付狀

（名東郡）
黒田丈平氏所藏

名東郡之内阿久井原へ其方罷出新開に仕度
由御前へ相伺候得ば尤之旨被仰出候然上は
當年より己の年迄三ヶ年之間御年貢被下候御
檢地請候共諸役御免其上給知に被下間敷候
條御年貢は御藏へ分納可仕候右新開之内を
以屋敷の分二反爲御扶持被下候自然御用之
刻は罷出御奉公可仕與申上候而如此候條
隨分無由斷耕作可仕者也仍如件

寛永十六年

長谷川越前守

卯ノ三月朔日

花押

黒田孫右衛門殿へ

紺屋役申付に付御沙汰書

(勝浦郡 吳服又三氏所藏)

紺屋之儀去年堅雖申付候爾今何角申納所無之由曲事も子細言候は、急度申付旨候紺屋一人前より古錢十疋之通可相出候爲其使を言付候難流之輩者可爲曲事誰々知行之中又雖爲山下此段不可有其理一圓に可納所者也

天正十五

十一月七日 黒印

十三郡

紺屋中

御沙汰書

(美馬郡 喜多源内氏所藏)

其方事いや谷へ致定使苦勞之條爲堪忍分一名遣置候間彌いや西東之儀無油斷令才覺馳走可爲肝要彌寺澤治部丞佐治九左衛門へ可申聞者也

天正十八

十二月朔日 家政花押

北六郡三郡このへ

出羽大島番勅御沙汰書

(海部郡
青木輝吉氏所藏)



手長所申付覺書

爲手長所申付在々覺

一高六百五拾八石余

一高四百拾壹石余

一高三百六拾五石余

右三ヶ所合千四百三拾石余預置條百姓等萬不致迷惑様可申付事肝要候也

元拾年三月七日

(鎌倉市二氏所藏)

那西郡立江内西崎

同郡同所内阿支田

同郡同所内大林

阿波守忠鎮印

梶浦宅兵衛とのへ

其方手長所付置新開之覺

一高五石壹斗六升七合

右可在收納候也

寛永五年六月六日

那西郡之内立江村

梶浦宅兵衛とのへ

五五〇
（侯爵須賀家所藏
御代々様御書寫中抄出）

步一申付御沙汰書

以上

勝浦山之内ころ河内谷に而杉檜其外諸材木仕見可申由尤に候於江田村分一之事良喜入道江田之勝兵衛申付候得其意可致取沙汰候也

寛永五

寺澤六右衛門方へ

正月廿八日

知行差遣狀

（那賀郡
土橋瀧藏氏所藏）

分國之内那西郡大林村高三拾四石八升九合麻植郡山路村高五拾壹石貳斗六升三合同村に新開高貳拾石四升九合淡路三原郡大榎並村高七拾石阿波名西郡高川原村高貳拾四石五斗九升九合惣高貳百石所に目錄人付別紙在之右遣之條全可有所知者也

寛永拾五

土橋源左衛門殿へ

二月廿七日忠英（花押）

（勝浦郡
吳服又三氏所藏）

柴山御番被仰書

以上

一筆令啓上候然者今朝被仰聞候御書付則若狹様へ懸御目申候

一柴山御番之義此頃被仰上候に付何茂御年寄中様へ御相談被遊候吳服五左衛門に可仰付由に御坐候間則書控御申渡可被成旨に御坐候事

一南方黒土浦入川いな分一之義福島助左衛門に取候得と可仰付旨若狹様被仰候事

一柴山野山分小松之ゑた之義昨日若狹様へ越前様へ御尋被成書控に被仰渡候通五左衛門彌目今以後被下候様被仰候惣控小松之義御留被成候間此旨隣郷へ御觸可被成候右政道之義猶以五左衛門に御申付可被成由若狹様被仰候彼邊御林と野山との境目見分爲御奉行青山二郎兵衛殿安井與三右衛門殿被仰付候條其御心得可被成候恐惶謹言

寛永十九年午の霜月廿八日

（付箋）但是は平尾小左衛門様を申請る

高取列申付沙汰書

（海部郡
青木輝吉氏所藏）

其方儀與頭庄共之内に入

御目見被仰付來候所先祖が高八拾石及被下置儀候得者當年頭が北方郷中高取之列に入

御目見可被仰哉之旨當月十三日於會所賀島主水殿に拙者相窺申候所罷部忠介栗田仁右衛門御呼被成御僉議之上其方儀向後北方高取之列に入可申旨被仰聞候條可被得其意候 以上

寛永四亥年正月廿八日

杉浦吉右衛門印

海部郡牟岐村庄屋

青木七郎兵衛殿

廻狀持加役仰付御訴

(板野次郎氏所藏)

乍恐申上候御訴訟之事

覺

一當村御役負百姓拾壹人貳歩

内八歩行き役に引る

同壹人八歩絶人百姓に引る

同壹人五人組同小家に引る

同八歩御給人様方へ御駈出に引る

残る六人八歩有役

右之通有役人少く御座候所當村之儀往還道筋故諸事御送り夫旁御役繁く迷惑仕候然所に御觸御廻狀之義近年當村の大坂村元度々百姓共持參仕候當村の大坂村迄道矩行戻り貳里半も御座候其上人家遠き山道故晝は壹人夜は貳人宛差遣し申候折々猪狼徘徊仕節は三人宛提灯を以罷趣候に付奔走迷惑仕候右之仕合有役人少く近年之風俗に相移百姓共及困窮に絶人旁流牢之跡に罷成居申候得は右四人四分之引役加へ相勤其上每度大坂村へ役人指遣候而は下板筋御役にも遣申跡御送り夫旁も指支每度難澁仕候於然は向後耕作之修理等も怠り御爲成不申百姓は猶以難取續迷惑至極仕候御慈悲之上を以大坂村元御廻狀持參仕候加役被爲仰付被下候様に奉願度奉存候乍恐古例も御座候様に承知仕候宜様に御訴訟被仰上可被下奉願候 己上

享保七寅年十一月十五日

犬伏村

犬伏村肝煎

惣百姓共

甚右衛門殿

同村

五人組衆中

右之通百姓共願出候御慈悲之上御廻狀大坂村指遣候加役被爲仰付被下候はゞ私共迄難有可奉存候

五五四

己上

寅十一月十五日

犬伏村肝煎

甚右衛門

同村五人組

市右衛門

同村同

吉左衛門

同村同

次郎兵衛

同村同

太郎兵衛

同村同

清左衛門

山崎夫兵衛様御手代

新見儀左衛門殿

身振願覺

乍恐奉願上覺

(板野郡吉田次郎氏所藏)

一當村庄屋吉田次郎兵衛義當村初り以來代々庄屋役義被爲仰付唯今之次郎兵衛迄六代何之無滞り
相勤御用にも出精仕村中百姓共爲成申様に仕候段相違無御座候に付乍恐先年々代々勤方左に奉
申上候

一寛文十年戌十月江戸へ御越被爲遊候節荒木十左衛門様御宿被爲仰付候御事

一天和元年酉五月御巡見使様御越被爲遊候節水野小左衛門様御宿被爲仰付候御事

一寶永七年寅の七月御巡見使様御越被爲遊候節宮崎七郎左衛門様御宿被爲仰付候御事

一享保二年酉五月御巡見使様御越被爲遊候節津田外記様御宿被爲仰付候御事

一享保十三年申四月藥草御用御越被爲遊候節植村佐平次様御宿被爲仰付候御事

一延享三年寅の六月御巡見使様御越被爲遊候節富永頼負様御宿被爲仰付候御事

一延享四年卯八月遊行上人様御越被爲遊候節御宿被爲仰付候御事

一寶曆十一年己六月御巡見使様御越被爲遊候節大河内善兵衛様御宿被爲仰付候御事

一太守様御巡國被爲遊候節御代官様吹田村へ讃州この御國境迄次郎兵衛先祖之者共々代々御道筋

五五五

御案内申上り相勤申候御事

一當村之儀山へ懸り候村柄故石地に而往古百姓不往來候處諸役御免地に被仰付被下候得は随分出勢仕百姓有付可申旨元祖次郎兵衛奉願度爲聞召届其後諸役御免之御判物被爲下置難有今以次郎兵衛頂戴仕罷在候右に付其後追々百姓相増只今に而は家數百軒餘御座候右申上る通百姓相増追々新開等出來仕御高貳百五拾石程に罷成一圓御藏地に而御座候御事

一明和三年戌四月御郡御奉行長谷川三平様御勤被爲遊候節次郎兵衛義御結搦被爲仰付被下候様に其節私共奥書を以御願申上候處同十一月に左之通御付紙を以願紙面御指戻し被爲遊候則御付紙願紙面共御郡所様に御留置被爲遊候御趣被仰渡御付紙寫取置追而御願申上候様に次郎兵衛に被仰付置候得共至極奉恐入此度私共方々奉願候
御付紙寫

此吹田村庄屋次郎兵衛身振願之義其節に而は難被仰付候然共追々勤方之趣に於談談義も可有之間右含を以書付可指戻旨長谷川三平へ申達事

小高取申付覺書

(三好郡 近藤次郎氏所藏)

覺

三好郡池田村組頭庄屋

近藤 所右 衛門

右者年來諸御用實跡に相勤百姓共爲成候に付勤功之品相立候様被 仰付被下度旨組下百姓共願出候就中村々治め方宜敷御用向之儀諸手配等之儀茂請持申付無間斷相勤佐野口御分一御用藍方御用をも御爲成候様相勤候趣其方大西藍方御代官之面々々茂彼是申立身振宜敷被仰付被下度旨申出段承届之郷中小高取に被仰付屋敷高拾石被下置組頭庄屋役大西御代官手崎藍方御用とも其儘可相勤候此段可被申付候 以上

八月十二日

右之通御當職方々去酉年御書付を以前段之通被仰付候に付此節寫指遣者也

安永七戌年三月廿五日

林 小八郎 印

池田村組頭庄屋

近藤 所右 衛門 どのへ

與頭庄屋申付覺書

五五八

(名四郡 林省吾氏所藏)

名西郡石井村庄屋

林 兵 右 衛 門

右之者家之儀は

御入國以來代々庄屋役無間斷相勤兵右衛門若年之節、年來御用方大切に相勤至而憐愍厚大郷に候へども小百姓共迄一統歸服仕能相治候近年凶年に而所々飢人有之候砌村中勝手相應之者共、自身相廻米麥雜穀等爲遣指飢相凌せ申候且高川原村穢多共及飢相救吳候様申出に付人數二百人に粥給せ甚善心成者故村方治り宜候段奇特之事に候依之爲御褒美一村與頭庄屋に被仰付候

八月十三日

右之通御當職方被仰渡候付御書付寫差遣候仍如件

寛政六寅年八月十五日

穂 積 早 藏 印

石井村與頭庄屋

林 兵 右 衛 門 方 へ

觸使身居に付御觸寫

(那賀郡 秋本嘉太郎氏所藏)

一行き共義庄屋五人與行きと相運候村役人に候所いつ之頃、歎出奔いたし村々行き絶候に相成候事に候根元古き御形に而は觸使と相唱候様相見へ候得共向後行き之儀五人與同様に被仰付名目之儀も往古之通觸使と相唱候様可相心得候尤此旨行き共へ篤と申聞雖有御趣意に候得は御用方屹與出精仕相勤候様役人共可申付事

右之通此度御取調被仰付候に付相觸候條村々役人共右様趣意心得違無之様得と相辨且右ヶ條之内取調可申出株々之義は夫々申出候様其方共組村浦急々可相觸候此狀披見印加へ可指戻候 以上

閏四月十五日

平 尾 勘 左 衛 門
乾 新 平

那賀郡與頭庄屋共方へ

此度御取究被仰付に付右之通御觸被仰付候得共當村之義先年々行き株行き名と申義は無御座村中百姓共を相雇相勤來り則享保七寅年棟付御帳に先規奉公人彌市兵衛儀村中百姓共を行き相雇相勤居申候と相勤居申候只今に而も年々百姓共を與内米指出相雇相勤居申候に付其段組頭庄屋柏木貞助殿迄書付指出申候事

享和三亥年閏四月

覺

在々觸使之義根元行さど唱へ往古は庄屋五人組に相運村役人一列之者に有之所右筋目を嫌いつとなく一枚に相賤め來り候懸に付享和年中右名目御取改觸使と相唱五人組同様に相心得可申段申渡候得共不相改當時之姿養子取組坏も指支先祖之名跡斷絶にも可致模様にも指見へ依之此度棟付御取調に付觸使共一同夫負百姓居りに申付觸使役之義は押廻りに申付候然上は右夫打申付候觸使夫役並に是迄被下來候加勢夫且觸使役地田畠之儀は是迄之成來りに基き其村之弁理に任可申候此段庄屋五人與百姓共へ申渡方等可有了簡事

但本文之通申付候上は百姓共指當り役増之姿も有之候得共一村に當り兩三人に不過出役之義に候得は村内歸服候様其方共程能取計可申候然といへ共定觸使等建置度懸り無據子細有之觸之義は其段取都め有姿可申出候 以上

寅 三 月

右之通相觸請書可指出候 以上

寅 四月十日

楠 本 官 八

計之義觸使請書付之段取調に付申付候様其方共程能取計可申候然といへ共定觸使等建置度懸り無據子細有之觸之義は其段取都め有姿可申出候 以上

赤川 三郎 右衛門
原 與 右 衛門
那賀郡與頭庄屋共方へ

小 高 取 申 付 覺 書

板野郡
藤居長市氏 所藏

板野郡西分村與頭庄屋助役

藤 井 柳 左 衛 門

右之者義年來御用方出精相勤就中川成愈上調方申付候處厚相心懸御用方一篇に打懸家事等之義も不願出郷仕是迄行縫候様々も自然相解數々村御檢地相調候様相運候段畢竟彼者出精仕儀故之義と尤之事に候依之小高取格に申付候

六月十八日

右之通御當職御下知に付寫相渡者也

文化五辰年六月廿九日

速 水 善 左 衛 門
高 木 正 兵 衛 門